

グローバル・バリューチェーン上の  
人権侵害に関連する米国規制と  
人権デューディリジェンスによる  
実務的対応

2022年6月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部

ニューヨーク事務所

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

〈目次〉

第1章	グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制	3
1.	輸入規制	4
(1)	強制労働産品に関する輸入規制の概要	4
(2)	WROの事例	5
(3)	適用手続	6
ア	CBP長官による調査	6
イ	貨物引渡保留命令(WRO)	7
ウ	輸出または異議申立	7
エ	調査結果の公表	7
(4)	輸入者の義務	8
(5)	刑事罰・民事制裁金など	8
(6)	ウイグル強制労働防止法	9
(7)	そのほかの人権侵害に関する輸入規制	10
(8)	今後の展望	10
2.	輸出規制	11
(1)	米国輸出管理規則の概要	11
(2)	米国輸出管理規則における人権問題への対応	13
ア	輸出許可基準の変更	13
イ	仕向国の取扱いの変更	14
ウ	CCLへの品目の追加	15
エ	エンティティ・リストに基づく規制	15
(3)	今後の展望	15
3.	一般特惠関税制度	16
4.	経済制裁	17
(1)	概要	17
(2)	香港での人権侵害に関する制裁	18
ア	大統領令13936号	18
イ	香港自治法	19
(3)	新疆ウイグル自治区における人権侵害に関する制裁	22
ア	SDNに対する資産凍結など	22
イ	NS-CMICに対する投資制限	23
(4)	ミャンマーでの人権侵害に関する制裁	24
(5)	今後の展望	25

5.	人権デューディリジェンス関連規制 .....	25
	(1) 強制労働に関して相応の注意を払う輸入者の義務 .....	25
	(2) 紛争鉱物に関するサプライチェーン・デューディリジェンスについての開示規 制 .....	27
	(3) カリフォルニア州サプライチェーン透明法 .....	28
6.	政府調達 .....	29
	(1) 連邦調達規則 (FAR) .....	30
	ア 人身取引に関する規制 .....	30
	イ 児童労働に関する規制 .....	31
	(2) 国防連邦調達規則 (DFAR) .....	32
7.	マネーロンダリング規制に含まれる人権関連規制 .....	32
第2章	ビジネスと人権に関する国際的な規範、ガイダンス、指標など .....	35
1.	国連関連のフォーラム .....	36
	(1) 国連「ビジネスと人権に関する国連指導原則」 .....	36
	(2) 国連「われわれの世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」 .....	36
	(3) 国連グローバル・コンパクト「10 原則」 .....	37
	(4) ユニセフ、国連グローバル・コンパクトおよびセーブ・ザ・チルドレン「子ども の権利とビジネス原則」 .....	37
2.	ILO .....	39
	(1) 「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言 (ILO 多国籍企業宣言)」 .....	39
	(2) 「強制労働との戦い：雇用者および企業のためのハンドブック」 .....	40
	(3) 「強制労働の指標」 .....	41
3.	OECD .....	43
	(1) 「OECD 多国籍企業行動指針」 .....	43
	(2) 「責任ある企業行動のための OECD デューディリジェンス・ガイダンス」 .....	44

第3章	人権デューデリジェンスの実践	48
1.	人権を尊重する企業の責任	48
	(1) 総論	48
	ア 人権デューデリジェンスの全体像	48
	イ 企業の責任の内容と企業がみるべき「人権」	51
	(2) 人権方針によるコミットメント（国連指導原則 16）	53
	(3) 人権デューデリジェンスの実施（国連指導原則 17-24）	55
	(4) 救済措置（国連指導原則 28-31）	60
2.	米国政府資料などを活用した人権デューデリジェンスの実践	62
	(1) 強制労働問題	62
	(2) 監視機器による人権侵害	69
	(3) 紛争鉱物関連問題	72
	(4) 米国がビジネスと人権に関する勧告を出している地域における留意点	72
	ア 新疆ウイグル関連の人権リスク	73
	イ ミャンマー関連の人権リスク	75
	(5) 人権侵害を理由とする経済制裁に対応する上で有用なツール	77
別紙		78

## はじめに

米国において近年、グローバル・バリューチェーン<sup>1</sup>における人権侵害に対処するための規制が急速に整備されている。この背景の1つとして、トランプ前政権下において、新疆ウイグル自治区でなどの少数民族に対する人権侵害や香港の自治侵害といった中国の人権侵害問題やそれを引き起こす中国の政治体制が、米国の安全保障や米国にとって望ましい国際秩序の脅威になると判断されたためと考えられる。

さらに、中国の政治体制が米国の安全保障や国際秩序にとっての脅威となるとの問題意識をトランプ前政権から引き継ぎ、またトランプ前政権以上に普遍的価値としての人権の尊重を重視するバイデン政権においても、グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する規制は強化されている<sup>2</sup>。

グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に対処するための米国の政策手段は、輸入制限、輸出制限、経済制裁などさまざまであり、またそれらの対象も中国に関係する製品や企業だけに限られず広範にわたる上に、新たな措置も次々と打ち出されている。したがって、米国と多くの事業上の関連を有する日本企業にとって、これらの規制に対応する実務的な必要性は高い一方で、これらの措置を体系的に整理して全体像から細部まで理解することは容易ではない。また、米国はこれらの規制や、関連するビジネスと人権に関する国際規範などを順守するために役立つさまざまな資料やツールを提供しているが、それらの資料やツールが日本企業にとって参照可能なかたちで十分に整理されているとはいえない。

そこで、本レポートでは、グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制を体系的に整理し、またバリューチェーン上の人権侵害に関して企業が対処することを求める国際規範などについて紹介する。さらに、企業が、これらの米国規制や国際規範などの順守のために求められる人権デューディリジェンスを、米国政府などが公表している資料やツールを活用しながらどのように実践し得るかについて解説する。

第1章では、グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制について概観する。具体的には、①通商関連規制（輸入規制、輸出規制および一般特惠関税制度）、②経済制裁、③人権デューディリジェンス関連規制（強制労働に関して相応の注意を払う輸入者の義務、紛争鉱物に関するサプライチェーン・デューディリジェンスについ

---

<sup>1</sup> 「バリューチェーン」とは、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」（下記第2章1（1）参照）および「人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き-」（下記第2章1（1）参照）で利用されている用語である。この意義について、「人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き-」では、「企業のバリューチェーンには、価値を付加してインプットをアウトプットに転換する活動が含まれる。バリューチェーンには、その企業と直接的もしくは間接的な取引関係を有し、かつ、(a) 企業自身の製品もしくはサービスへの貢献となる製品もしくはサービスを供給する、または、(b) 企業から製品もしくはサービスを受ける組織が含まれる。」と説明している。一部の国際機関や、米国政府が発行するガイドライン等の中には、上記のバリューチェーンと同様の意味で「サプライチェーン」の語が利用されている場合もあるが（例えば、第2章3（2）や第3章2（4）を参照）、資料原文にて「サプライチェーン」の語が利用されている場合、本レポートでも「サプライチェーン」の語を利用している。

<sup>2</sup> トランプ前政権からバイデン政権に至るまでの米国の人権問題に関する対中通商政策の動向については、淀川詔子ほか「国際通商政策の最前線 第8回 米国の通商政策（2）」NBL1206号（2021年11月15日）85ページ以下参照。

ての開示規制およびカリフォルニア州サプライチェーン透明法)、④政府調達ならびに、⑤マネーロンダリング関連規制に係る規制に含まれる。

第 1 章で整理するこれらの米国規制の内容はさまざまであるものの、これらを順守するための企業の対応として、そのバリューチェーンにおける人権侵害を防止または排除することが必要となるという点は共通している。そこで第 2 章では、国際的なフォーラムで発展してきた、企業に対して人権の尊重を求める規範や、人権デューディリジェンスの実施についてのガイダンスなどを概説する。これらの国際規範などは、いずれも法的拘束力はないものの、企業が人権尊重責任を果たす上で重要な指針を提供するものであり、また第 1 章で整理した米国の人権関連規制の順守という観点からも、十分に理解することが求められるものである。

さらに、第 3 章では、企業が、上記の国際規範や米国規制を順守するために、そのバリューチェーンについて、いわゆる人権デューディリジェンスをどのように実践すべきかについて解説する。具体的には、まず、第 2 章で取り上げた確立した国際規範において企業に実施することが期待されている人権デューディリジェンスの概要を説明する。その上で、米国政府は、企業が人権デューディリジェンスを実施することを支援するためのさまざまな資料やツールを既に公表しているところ、これらの資料などを人権デューディリジェンスの実践過程においてどのように活用し得るかについて提示する。

本レポートの作成にあたっては、西村あさひ法律事務所および同法律事務所ニューヨーク事務所の協力を得た。本レポートが、上記の米国規制の内容を理解し、また係る規制を順守するために人権デューディリジェンスを具体的に実践する上での一助となれば幸いである。

2022 年 6 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

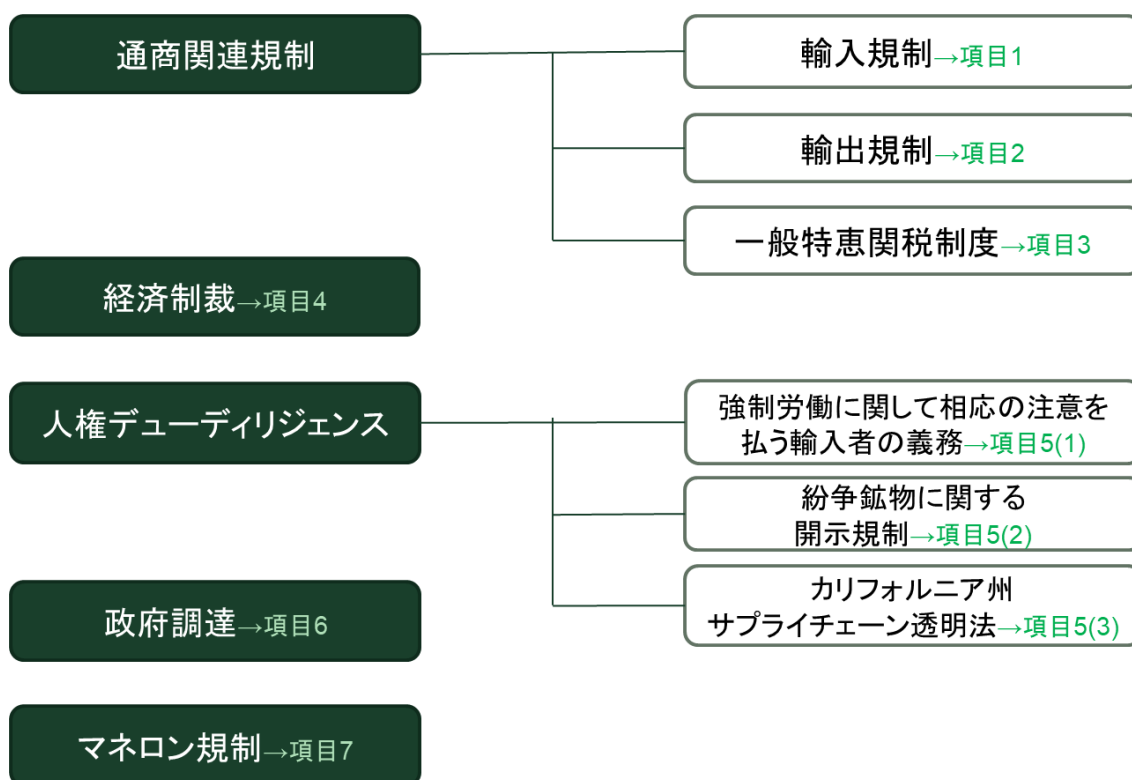
## 第1章 グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制

本章では、グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制を概観する<sup>3</sup>。

グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制は、大きく分けて、①通商関連規制（輸出入規制および一般特惠関税制度）、②経済制裁、③人権デューディリジェンス関連規制（強制労働に関して相応の注意を払う輸入者の義務、紛争鉱物に関するサプライチェーン・デューディリジェンスについての開示規制およびカリフォルニア州サプライチェーン透明法を含む）、④政府調達ならびに、⑤マネーロンダリング関連規制に分類できる（図1）<sup>4</sup>。

以下では、それぞれの規制について解説する。

図1 米国の人権関連法・規制



<sup>3</sup> 各国の通商政策を用いた人権問題に対するアプローチについては、根本拓ほか「国際通商政策の最前線 第1回 人権問題への通商政策的アプローチ (1)」NBL1192号 (2021年4月15日) 39ページ以下および同「国際通商政策の最前線 第2回 人権問題への通商政策的アプローチ (2)」NBL1194号 (2021年5月15日) 57ページ以下も参照。

<sup>4</sup> 実際には、通商関連規制、経済制裁、政府調達等の規制により、実質的に人権デューディリジェンスが必要となる場合もある等、各規制がさまざまな、ないし重複する性質を有するが、本章では、措置を体系的に整理するために便宜的に図1の分類を用いている。



## 1. 輸入規制

### (1) 強制労働産品に関する輸入規制の概要

米国では、1930年関税法<sup>5</sup>307条により、外国で強制労働により採掘、生産または製造された産品（以下「強制労働産品」という）の輸入が禁止されている。具体的には、税関国境保護局（Customs and Border Protection: 以下「CBP」という）は、輸入される貨物が、強制労働産品であることが合理的に示されている場合に、係る貨物の引き渡しを保留する違反商品保留命令（Withhold Release Orders: 以下「WRO」という）を発する<sup>6</sup>。

関税法 307 条において、強制労働は「ある者が不履行に対する罰則の脅威の下で強要され、かつその労働者が自発的に提供しない一切の仕事またはサービス」と定義される<sup>7</sup>。また、強制労働により生産されたかを判断するにあたっては、脆弱性の悪用など 11 の指標から成る国際労働機関（International Labour Organization: 以下「ILO」という）の強制労働の指標（Indicators of Forced Labour）<sup>8</sup>が基礎とされている（下記第 2 章 2（3）参照）<sup>9</sup>。

関税法 307 条には元々、当該産品の米国内での採掘、生産または製造量が、米国内での需要に満たない場合には適用されないという例外規定が含まれていたが、グローバルな労働問題などへの関心の高まりなどを受け、2016年2月に制定された2015年貿易円滑化・貿易執行法（Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015）<sup>10</sup>910条によって、当該例外条項は削除された<sup>11</sup>。係る2016年の改正以降、CBPは、関税法307条の執行を強化し、関税法307条に基づくWROの件数は、以下のとおり著しく増加している（図2）。

---

<sup>5</sup> The Tariff Act of 1930（合衆国法典19編Chapter 4）<<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2010-title19/pdf/USCODE-2010-title19-chap4.pdf>>。

<sup>6</sup> 連邦規則集19編§12.42(e)。

<sup>7</sup> この強制労働の定義は、1930年のILOの強制労働条約（第29号条約）の文言をモデルに策定されている。Congressional Research Service, “Section 307 and Imports Produced by Forced Labor” (updated 27 December 2021) <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF11360>> 1 ページ。

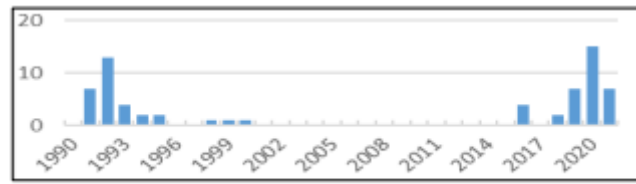
<sup>8</sup> ILO, “ILO Indicators of Forced Labour” <[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_norm/---declaration/documents/publication/wcms\\_203832.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_203832.pdf)>。

<sup>9</sup> CBPの強制労働に関するホームページ（CBP, “Forced Labor” <<https://www.cbp.gov/trade/forced-labor>>）において、強制労働の指標として、ILOの強制労働の指標が指摘されているほか、輸入者が果たすべき注意義務（下記5（1）参照）に関するCBPのガイドライン（CBP, “An Informed Compliance Publication. What Every Member of the Trade Community Should Know About: Reasonable Care” (September 2017) <<https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2020-Feb/icprescare2017revision.pdf>>）のForced Laborの項目8（14ページ）においても指摘がある。

<sup>10</sup> Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015 (Pub.L.114-125) <<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/644/text>>。

<sup>11</sup> Congressional Research Service, “Section 307 and U.S. Imports of Products of Forced Labor: Overview and Issues for Congress” (updated 1 February 2021) <<https://sgp.fas.org/crs/misc/R46631.pdf>>6 ページ。

図2 1年当たりのWRO件数の推移（2021年12月15日時点）<sup>12</sup>



Source: CBP, as of December 15, 2021.

## (2) WROの事例

上記のとおり、2016年以降、CBPは関税法307条の執行を強化しており、特に、中国産品に対するWROが目立つ。例えば、2021年1月13日には、新疆ウイグル自治区で生産された綿・綿製品およびトマト・トマト製品に対して、2021年6月23日には、新疆ウイグル自治区所在のHoshine Silicon Industry（合盛硅業）およびその子会社が製造したシリカ製品（太陽光パネル関連製品）に対してWROが発せられた<sup>13</sup>。特に、前者のWROは、対象を特定の生産者の産品に限定していない点に特徴がある。

もっとも、WROが発せられるのは、法律上も運用上も中国産品に限られてはいない。例えば、2021年10月から2022年1月にかけてマレーシアの複数のメーカーの使い捨て手袋がWROの対象となった<sup>14</sup>。また、2021年10月21日には、メキシコの特定の農場で生産されたトマトがWROの対象となった<sup>15</sup>。

全体としてみても、WROの多くが中国産品に対するものであるが、一方で、他国産品に対するWROも相当数に上っている（図3）。

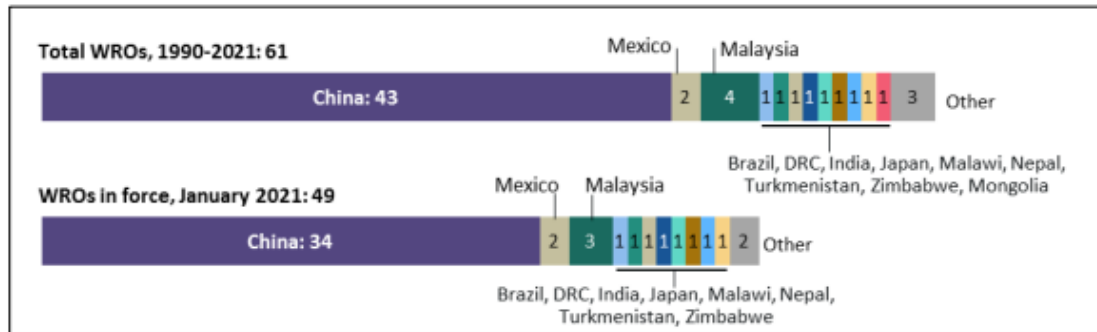
<sup>12</sup> Congressional Research Service, “Section 307 and Imports Produced by Forced Labor” (updated 27 December 2021) <[https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF11360#:~:text=Section%20307%20of%20the%20Tariff,\(CBP\)%20enforces%20the%20prohibition](https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF11360#:~:text=Section%20307%20of%20the%20Tariff,(CBP)%20enforces%20the%20prohibition)> 2 ページ。

<sup>13</sup> CBP, “Withhold Release Orders and Findings List” <<https://www.cbp.gov/trade/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings>>。

<sup>14</sup> 同上。

<sup>15</sup> 同上。

図3 WRO 対象製品の輸出国別の WRO 件数<sup>16</sup>



Source: U.S. Customs and Border Protection.

### (3) 適用手続き

関税法 307 条の適用手続きは連邦規則集 (Code of Federal Regulations: 以下「連邦規則」という) に規定されており、概要は以下のアからエのとおりである<sup>17</sup>。

#### ア CBP 長官による調査

まず、CBP 長官は、以下①②のいずれかの方法で、強制労働産品が米国に輸入されているまたは輸入されようとしているという情報を受領した場合には、各案件の状況により必要と判断される調査を行う<sup>18</sup>。

- ① 税関長または税関職員から、米国に輸入されているまたは輸入されようとしている産品が強制労働産品であると信じる理由があると報告された場合<sup>19</sup>
- ② 米国に輸入されているまたは輸入されようとしている産品が強制労働産品であると信じる理由がある者が、以下の情報を提出した場合<sup>20</sup>
  - (i) 強制労働産品であると信じる理由に関する申立書
  - (ii) 産品の詳細な説明またはサンプル
  - (iii) 産品の海外での生産に関して入手可能な全ての関連事実

<sup>16</sup> Congressional Research Service, “Section 307 and U.S. Imports of Products of Forced Labor: Overview and Issues for Congress” (updated 1 February 2021) <<https://sgp.fas.org/crs/misc/R46631.pdf>> 8 ページ。

<sup>17</sup> 連邦規則 19 編§12.42 から§12.45。鶴田仁「強制労働に関係した産品に対する米国の輸入制限措置」『貿易と関税』69 巻 8 号 (2021 年 8 月) 2~5 ページも参照。

<sup>18</sup> 同上、§12.42(d)。

<sup>19</sup> 同上、§12.42(a)。下記 (i) - (iii) と同様の情報を持っているまたは入手可能である場合には、当該情報も報告するものとされている。

<sup>20</sup> 同上、§12.42(b)。

## イ 違反商品保留命令 (WRO)

CBP 長官による調査において、CBP 長官が、入手可能な情報により輸入される貨物が強制労働産品であると確定的ではないものの合理的に示されていると認定した場合、WRO が発せられ、当該貨物の税関における引き渡しは保留される<sup>21</sup>。

## ウ 輸出または異議申し立て

WRO の対象となった産品については、以下の手続きが適用される。

- ・ 米国外へ輸出（積み戻し）することができる<sup>22</sup>。
- ・ WRO の対象となった産品の輸入者は、産品が輸入されてから 3 カ月以内に、税関長または税関職員に以下の書類を提出して異議申し立てをすることができる<sup>23</sup>。
  - ① 産品の外国の販売者または所有者が署名した、当該産品が強制労働産品ではないことを証明する原産地証明書
  - ② 産品および当該産品のあらゆる原材料の調達先の確認ならびに産品および原材料の生産に用いられた労働の性質の確認にあらゆる合理的な努力をしたこと、当該調査の結果、ならびに産品および原材料の生産の過程で強制労働が用いられているか否かについての意見を詳細に示す最終荷受人による説明書
- ・ 異議申し立てが認められた場合、産品は通常の輸入許可要件に従い輸入される<sup>24</sup>。
- ・ 輸入日から 3 カ月以内に、輸出されず、かつ、異議申し立てが認められなかった場合は、税関長が輸入者に対してその旨を通知し、通知から 60 日以内に輸出または不服申し立てがされない場合、産品は放棄されたものとみなされて破棄される<sup>25</sup>。

## エ 調査結果の公表

CBP による調査の結果、産品が関税法 307 条によって輸入が禁止される強制労働産品であると決定した場合、当該決定は官報などで公表される<sup>26</sup>。この時点で CBP が保留している当該産品は、強制労働によって生産されていないことの立証がなされない限り、関税法 307 条に基づき輸入が禁止される<sup>27</sup>。

輸入が禁止された産品は、異議申し立てが認められなかった場合または異議申し立てが期限までに提出されなかった場合、差し押さえられ、没収手続きが開始される<sup>28</sup>。

---

<sup>21</sup> 連邦規則 19 編 §12.42(e)。

<sup>22</sup> 同上、§12.44(a)。

<sup>23</sup> 同上、§12.43(a)(b)。

<sup>24</sup> 同上、§12.43(c)。

<sup>25</sup> 同上、§12.44(a)。

<sup>26</sup> 同上、§12.42(f)。

<sup>27</sup> 同上、§12.42(g)。

<sup>28</sup> 同上、§12.44(b)。

#### (4) 輸入者の義務

輸入規制との関係において、関税法 484 条は、輸入者 (importer of record) は、CBP が適用される法令が順守されているかを判断するのに必要な書類および情報を提供する際に、相応な注意 (reasonable care) を払う責任を有するとされている。係る輸入者の義務については下記 5 (1) で詳述する。

#### (5) 刑事罰・民事制裁金など

関税法上、詐欺、重大な過失または過失によって、重要な点で誤ったまたは欠落した情報を提供することにより米国に産品を輸入した、またはしようとした者は民事制裁金の対象になる<sup>29</sup>。

さらに、強制労働による搾取を防止する規制として、人身取引被害者保護法 (Trafficking Victims Protection Act: 以下「TVPA」という) も存在する。TVPA は、ある事業が強制労働に関与している事実を知っていたかまたはむやみに無視して当該事業に参加し利益を得る行為を犯罪として規定している<sup>30</sup>。TVPA の規定に違反した企業は、以下の責任を問われる可能性がある。

- ・ 企業に対しては、最高 50 万ドルの罰金<sup>31</sup>
- ・ 関係する役員または従業員に対しては、最高 20 年の禁固刑<sup>32</sup>
- ・ 裁判所が命じる強制労働の被害者に対する賠償<sup>33</sup>
- ・ 司法長官により提起される民事上の差止命令<sup>34</sup>
- ・ 強制労働の被害者による私訴を通じた民事責任<sup>35</sup>

---

<sup>29</sup> 合衆国法典 19 編§1592(a)。CBP は、2020 年 8 月に、Pure Circle U.S.A. Inc. に対し、過去に中国における刑務所労働によって生産されたステビアを輸入していたことについて 57 万 5,000 ドルの民事制裁金を科した。この民事制裁金は合衆国法典 19 編§1592 を根拠法令とする可能性がある (Congressional Research Service, “Section 307 and U.S. Imports of Products Forced Labor: Overview and Issues for Congress” (updated 1 February 2021) <<https://sgp.fas.org/crs/misc/R46631.pdf>> 11 ページ)。

<sup>30</sup> 合衆国法典 18 編§1589(b)。

<sup>31</sup> 同上、§3571(c)。

<sup>32</sup> 同上、§1589(d)。

<sup>33</sup> 同上、§1593(b)。

<sup>34</sup> 同上、§1595A。

<sup>35</sup> 同上、§1595。

なお、刑事責任については、強制労働が他国で発生した場合でも、米国人および米国の永住権を有する者に適用されるほか、国籍・居住地を問わず、米国に存在する個人または団体にも適用される<sup>36</sup>。

## (6) ウイグル強制労働防止法

上記(2)のとおり、従前から、新疆ウイグル自治区で生産された製品に対する WRO は複数発せられていたが、同自治区での強制労働に対する批判が米国において高まる中、2021年12月23日に、全部または一部が新疆ウイグル自治区において生産された製品（以下「新疆ウイグル自治区産品」という）に対する輸入規制の強化などを内容とするウイグル強制労働防止法が成立した<sup>37</sup>。同法は、新疆ウイグル自治区産品の原則的輸入禁止を定めるとともに、中国で強制労働により生産される製品の輸入防止に向けた戦略の作成や、新疆ウイグル自治区における人権侵害に関する制裁の強化も内容としている。

このうち輸入禁止について、同法は、2022年6月21日以降、全ての新疆ウイグル自治区産品は関税法307条に基づき原則として輸入が禁止されることを定める<sup>38</sup>。

また、米国強制労働執行タスクフォースによって以下のいずれかとして特定された者が生産した製品（以下新疆ウイグル自治区産品と併せて「新疆ウイグル自治区関連産品」という）も、同様に原則として輸入が禁止される<sup>39</sup>。

- ① 新疆ウイグル自治区において強制労働により製品を生産している事業者
- ② 新疆ウイグル自治区政府と協力して強制労働者や迫害されている人種グループを新疆ウイグル自治区から受け入れている事業者
- ③ 上記①または②の事業者によって製造された製品を中国から米国に輸出している事業者
- ④ 新疆ウイグル自治区政府もしくは新疆生産建設兵団（Xinjiang Production and Construction Corps）から、または、貧困軽減プログラム、ペアリング支援プログラム、および、強制労働を利用するそのほかの政府のプログラムのために、新疆ウイグル自治区政府もしくは新疆生産建設兵団と協力する事業者から材料を調達する事業者

もつとも CBP 長官が以下の要件を満たしたと判断した場合は、例外的に上記規定は適用

---

<sup>36</sup> 合衆国法典 18 編§1596(a)。

<sup>37</sup> An Act To ensure that goods made with forced labor in the Xinjiang Uyghur Autonomous Region of the People's Republic of China do not enter the United States market, and for other purposes (Pub.L.117-78) <<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/6256/text?r=1&s=1>>.

<sup>38</sup> ウイグル強制労働防止法 3 条 (a)。

<sup>39</sup> 同上、3 条 (a) および 2 条 (d) (2) (B) (i) (ii) (iv) (v)。

されない<sup>40</sup>。

- ① 輸入者が、(i) 米国強制労働執行タスクフォース<sup>41</sup>などが策定する輸入者向けガイダンスを完全に順守するとともに、(ii) 対象産品が強制労働により製造されていないことを確認するための CBP 長官からの質問に完全かつ実質的に回答していること
- ② 対象産品が強制労働により製造されていないことが、明白で説得的な証拠 (clear and convincing evidence) により示されていること

## (7) そのほかの人権侵害に関する輸入規制

そのほか、人権侵害に関する輸入規制としては、北朝鮮における強制労働に関する敵対者に対する制裁措置法 (Countering America's Adversaries Through Sanctions Act) 321 条 (b) <sup>42</sup>がある。同条は、CBP 長官が強制労働などによって製造された産品でないと判断した場合を除き、北朝鮮国民または北朝鮮市民の労働によって全体または一部が採掘、生産または製造された産品は、関税法 307 条に基づき原則として輸入が禁止されることを規定している。

## (8) 今後の展望

ウイグル強制労働防止法の成立を踏まえると、今後、米国の輸入規制は、特に新疆ウイグル自治区関連産品および中国の強制労働産品に関して執行が強化されることになると考えられる。

この点に関しては、同法に基づき、2022 年 6 月 21 日までに、米国強制労働執行タスクフォースが、中国において強制労働を用いて生産された産品 (以下「中国強制労働産品」という) の米国への輸入防止戦略を策定することになっている<sup>43</sup>。係る戦略には、執行の優先度の高いセクター (綿、トマトおよびポリシリコンを含む) のリスト、当該セクターに関する執行計画<sup>44</sup>、その者からの産品の輸入が禁止される事業者<sup>45</sup>なども含まれるとされている。同戦略の策定を通じて、米国政府は新疆ウイグル自治区関連産品のみならず、中国産品全体

---

<sup>40</sup> ウイグル強制労働防止法 3 条 (b)。

<sup>41</sup> 米国・メキシコ・カナダ協定 (The United States-Mexico-Canada Agreement Implementation Act) 741 条に基づき設置された、国土安全保障長官が議長となり、関連する知見を有するほかの政府機関であって大統領が適切と判断するものの代表者によって構成されるタスクフォース。

<sup>42</sup> Countering America's Adversaries Through Sanctions Act (Pub. L. 115-44) <<https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/3364/text>>。

<sup>43</sup> ウイグル強制労働防止法 2 条。

<sup>44</sup> 同上、2 条 (d) (4) (B) (viii) (ix)。

<sup>45</sup> 同上、3 条 (a) および 2 条 (d) (2) (B) (i) (ii) (iv) (v)。

の強制労働問題に関する執行を強化する可能性があり、同戦略は、今後の関税法 307 条およびウイグル強制労働防止法の執行および運用を理解する上で注目すべきものとなる<sup>46</sup>。

また、係る戦略においては、中国強制労働製品の輸入を防止するためのデューデリジェンスやサプライチェーン管理、中国産品が新疆ウイグル自治区産品や強制労働産品ではないことを証明するための証拠などに関する輸入者に対するガイダンスも含まれることが予定されている<sup>47</sup>。米国に製品を輸出する事業者には、係るガイダンスの内容を十分に踏まえた上で、サプライチェーン全体を精査することが求められる。

## 2. 輸出規制

米国の安全保障貿易管理は、輸出管理規則（Export Administration Regulations: 以下「EAR」という）によって規律され<sup>48</sup>、商務省産業安全保障局（Bureau of Industry and Security: 以下「BIS」という）により運用されている。

米国の輸出規制は、安全保障だけではなく、人権保障の促進もその目的に含めており、米国政府が香港、新疆ウイグル自治区、ミャンマーなどにおける人権侵害に対処するための手段の1つになっている。そこで、以下、米国の EAR について概観した上で、近年の人権侵害に関する法改正などについて説明する。

### (1) 米国輸出管理規則の概要

EAR は、EAR の適用対象となる品目（以下「EAR 対象品目」という）として、①米国内にある全ての品目（外国から外国への輸送中の品目も含む）、②米国産の全ての品目（所在地を問わない）、③所定の基準を超えて、規制対象の米国原産の貨物などが組み込まれた外国産品目<sup>49</sup>、④米国産の所定の技術またはソフトウェアから産出された外国産の直接産品、⑤米国産の所定の技術またはソフトウェアの直接産品である、米国の外に所在する工場または工場の主要部分により生産された貨物、との5つの類型を定めている<sup>50</sup>。

<sup>46</sup> また、同法に対応するという観点からは、中国強制労働製品の輸入を防止するためのデューデリジェンスやサプライチェーン管理、中国産品が新疆ウイグル自治区産品や強制労働産品ではないことを証明するための証拠等に関する輸入者に対するガイダンス（2条（d）（6））について理解することも重要となる。

<sup>47</sup> ウイグル強制労働防止法2条（d）（6）。

<sup>48</sup> 連邦規則15編 Commerce and Foreign Trade の Chapter VII, Parts 730-774 <<https://www.ecfr.gov/current/title-15/subtitle-B/chapter-VII/subchapter-C>>参照。

<sup>49</sup> 正確には、①規制対象の米国原産の貨物が組み込まれた非米国貨物（foreign-made commodities）、②規制対象の米国原産ソフトウェアをバンドルした非米国貨物（foreign-made commodities）、③規制対象の米国原産ソフトウェアを混合した非米国ソフトウェア（foreign-made software）、および④規制対象の米国原産技術を混合した非米国技術（foreign-made technology）が含まれる。

<sup>50</sup> EAR§734.3(a)。



また、EAR が規制する行為は、以下のとおりであり、米国からの輸出のみに限定されない点に注意が必要である。

- ① 輸出：米国の領域内から領域外へ出荷することなどをいう<sup>51</sup>。輸出には、みなし輸出（米国内において、技術またはソースコードを外国人に開示または移転すること<sup>52</sup>）も含まれる。
- ② 再輸出：米国以外の国から、他の米国以外の国へ EAR 対象品目を出荷することなどをいう<sup>53</sup>。再輸出には、みなし再輸出（米国以外の国において、EAR の適用対象となる技術またはソースコードを、当該国以外の外国人に開示または移転すること<sup>54</sup>）も含まれる。
- ③ 国内移転：米国以外の国において、対象品目の最終用途またはエンドユーザーを変更することをいう<sup>55</sup>。

その上で、EAR には、主に、品目の性状に着目したリスト規制と、品目の最終用途またはエンドユーザーに着目した規制が含まれる。前者は、EAR 対象品目のうち、デュアルユース品目などを商務省規制品目リスト（Commerce Control List: 以下「CCL」という）<sup>56</sup>に掲載し、CCL 掲載品目の輸出などについて、規制理由と仕向国に応じて、BIS の輸出許可の取得を義務付けるものである<sup>57</sup>。これに対して後者は、懸念のある特定のエンドユーザーに向けたまたは特定の最終用途での使用などを知って行われる EAR 対象品目の輸出などについて、BIS の輸出許可の取得を義務付けるものである<sup>58</sup>。この中には、国家安全保障または外交政策上の利益に反する活動に従事している者などをエンティティ・リスト（Entity List）に掲載し、これらの者への輸出などを原則として禁止する規制が含まれる<sup>59</sup>。

なお、エンティティ・リストの規制は、当該リスト掲載者のみに適用され、資本関係がある他のグループ企業には適用されないが、エンティティ・リスト掲載者のために他の会社が購入する場合など、実質的にエンティティ・リスト掲載者が取引に関与する場合には

---

<sup>51</sup> EAR§734.13。

<sup>52</sup> EAR§734.13(a)(2)。

<sup>53</sup> EAR§734.14。

<sup>54</sup> EAR§734.14(a)(2)。

<sup>55</sup> EAR§734.16。

<sup>56</sup> EAR Supplement No.1 to Part 774。

<sup>57</sup> EAR§736.2(b)(1)。CCL に基づく規制の詳細に関しては、EAR§738 参照。

<sup>58</sup> EAR§736.2(b)(5)。エンドユーザーおよび最終用途に基づく規制の詳細に関しては、EAR§744 参照。

<sup>59</sup> EAR §744.16。許可申請の審査基準も対象者ごとにエンティティ・リストに記載されるが、多くの場合、原則として不許可（presumption of denial）とされる（EAR§744.16(c)(1), Supplement No. 4 to part 744）。

規制対象となる点には注意が必要である<sup>60</sup>。

## (2) 米国輸出管理規則における人権問題への対応

上記のとおり、EAR は人権保障の促進を目的の1つとしており、従来より対象品目の輸出管理において、輸出先の人権侵害状況を考慮する仕組みが組み込まれていた。

この一例として、リスト規制において、CCL 掲載品目のうち、規制理由の中で世界の人権保障の促進に向けた外交政策が掲げられている犯罪防止・探知関連の品目（以下「犯罪防止品目」という）<sup>61</sup>について、輸出許可審査の際に、①仕向国などでの市民暴動の発生または、②仕向国政府が国際的に認められた人権を侵害した可能性についての証拠がない限り、許可を与える方向で判断すると規定されていたことが挙げられる。

さらに近年、このような仕向国での人権侵害に対処するための法改正および運用の進展が見られる。以下、詳述する。

### ア 輸出許可基準の変更

まず、2020年10月6日に、リスト規制に関して、輸出許可に際して仕向国の人権侵害をより考慮する法改正がなされた。

すなわち、上記の CCL 掲載品目のうち犯罪防止品目に関して、上記②の条件を「当該品目が人権侵害に利用される恐れがない限り」と変更し<sup>62</sup>、過去の人権侵害の可能性を問わず、将来の人権侵害の恐れが認められる場合には、輸出許可について好意的な判断が与えられないこととした。

また、従来は、CCL 掲載品目のうち犯罪防止以外の理由で規制される品目の輸出許可の判断において人権侵害の恐れは考慮要素とされていなかったが、同日の改正により、これらの犯罪防止以外の理由で規制される品目についても、一部の例外を除いて、犯罪防止品目と同様に、輸出許可の審査時に人権侵害の恐れが考慮されることが新たに明記された<sup>63</sup>。

---

<sup>60</sup> BIS が公表している Entity List FAQs を参照（“Do the license requirements and policies of the Entity List apply to separately incorporated subsidiaries, partially owned subsidiaries, or sister companies of a listed entity?” <[https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/deemed-exports/deemed-exports-faqs/faq/128-are-all-of-the-persons-on-the-entity-list-included-because-they-violated-the-export-administration-regulations-ear-by-exporting-reexporting-and-or-transferring-items-subject-to-the-ear#faq\\_134](https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/deemed-exports/deemed-exports-faqs/faq/128-are-all-of-the-persons-on-the-entity-list-included-because-they-violated-the-export-administration-regulations-ear-by-exporting-reexporting-and-or-transferring-items-subject-to-the-ear#faq_134)>）。

<sup>61</sup> EAR §742.7。

<sup>62</sup> EAR§742.7(b)(1)。2020年10月6日付官報（85 FR 63007） <<https://www.federalregister.gov/documents/2020/10/06/2020-21815/amendment-to-licensing-policy-for-items-controlled-for-crime-control-reasons>>。

<sup>63</sup> EAR§742.7(b)(2)。

## イ 仕向国の取り扱いの変更

EAR では、CCL 掲載品目の輸出などの場合、規制理由および仕向国に応じて許可の要否が決定される<sup>64</sup>。また、許可が必要とされる場合であっても、特定の仕向国や用途の条件を満たす場合、事前許可の取得を免除する許可例外制度が存在する<sup>65</sup>。係る許可例外が適用されるか否かは仕向国によって大きく異なり、旧自由圏諸国などを含む A および B というカントリーグループは、中国、ロシアなどを含む懸念国が分類されるカントリーグループ D と比較して、幅広い許可例外が認められている<sup>66</sup>。

係る許可の要否および許可例外に関して、特定の国の人権侵害状況などを考慮し、当該国の分類を変更することなどで輸出管理が強化される場合がある。例えば、2020 年 12 月 23 日、中国政府の施策で香港の自治が損なわれたことを理由に、香港は中国とは独立した別の優遇された仕向国であることのスーテータスを失い、許可要否の判断にあたって香港は中国と同様に扱われるようになった<sup>67</sup>。また、許可例外についても、元々カントリーグループ A6・B に分類されることによって香港に認められていた許可例外が適用されなくなった。

さらに、中国は、CCL 掲載品目に関する輸出規制とは別に、EAR 第 744 条の補足文書第 2 号 (Supplement No.2 to Part 744) に列挙された一定の品目について軍事用途および軍事エンドユーザーに向けられた輸出を許可制とする規制<sup>68</sup>などの対象となっているところ、香港は中国と同じ扱いを受けることとなったため、当該軍事用途・エンドユーザーに対する輸出規制も香港に同様に適用されることになり、香港はより厳しい輸出規制の対象となった。

他にも、ミャンマーについて、2021 年 2 月の軍事クーデター以降の、ミャンマー軍による民主的に選出された政権の転覆、民主的政権の指導者などの不当な拘束などを受け、同年 3 月 8 日、対ミャンマー制裁の一環として、許可例外に関してミャンマーのカントリーグループが B から D に変更され、また、上記の軍事用途・エンドユーザーに対する輸出規制の対象となるなど、ミャンマーに対する輸出規制が強化された<sup>69</sup>。

<sup>64</sup> EAR§736.2(b)(2)(ii)。CCL 掲載品目に該当する場合、County Chart (Part 738 Supplement No. 1) で規制理由と仕向国を確認し、許可の要否を確認することになる。

<sup>65</sup> EAR§740。

<sup>66</sup> カントリーグループについては EAR Supplement No.1 to Part 740 参照。カントリーグループには A, B, D の他にテロリスト支援国または禁輸国にあたるカントリーグループ E が存在する。

<sup>67</sup> 2020 年 7 月 17 日付大統領令 13936 (85 FR 43413) <<https://www.federalregister.gov/documents/2020/07/17/2020-15646/the-presidents-executive-order-on-hong-kong-normalization>>; 2020 年 12 月 23 日付官報 (85 FR 83765) <<https://www.federalregister.gov/documents/2020/12/23/2020-28101/removal-of-hong-kong-as-a-separate-destination-under-the-export-administration-regulations>>。

<sup>68</sup> EAR§744.21。

<sup>69</sup> 2021 年 3 月 8 日付官報 (86 FR 13173) <<https://www.federalregister.gov/documents/2021/03/08/2021-04745/burma-implementation-of-sanctions>>。

### ウ CCL への品目の追加

人権保護の観点から CCL への特定の品目の追加がなされる事例もみられる。例えば、2020年10月6日に、香港警察による民衆に対する放水砲の使用を踏まえ、放水砲が犯罪防止品目として CCL に追加された<sup>70</sup>。

### エ エンティティー・リストに基づく規制

さらに、人権侵害などを理由として、特定の政府機関や事業者がエンティティー・リストに基づく規制の対象とされている。すなわち BIS は、2019 年末以降、新疆ウイグル自治区などでの少数民族に対する人権侵害への関与などが米国の外交政策上の利益に反することを理由に、関連する中国政府機関、新疆ウイグル自治区における強制労働や高度技術による監視に関与する中国企業などをエンティティー・リストに次々と追加した<sup>71</sup>。

また、2021年3月8日には、ミャンマー軍による上記行為への対応として、ミャンマーの国防省、内務省および国防省傘下の企業<sup>72</sup>が、米国の国家安全保障および外交政策に反することを理由に、同リストに加えられたことを始めとして<sup>73</sup>、その後もミャンマーの軍事政権に関与する者がリストに加えられ続けている<sup>74</sup>。

## (3) 今後の展望

このように米国は、トランプ前政権からバイデン政権に至るまで一貫して人権侵害を理由とする輸出規制を強化してきた。さらに近年、米国において、人権侵害へ対処するための輸出規制を促進する機運はますます高まっていると考えられる。

例えば、米国は、2021年12月9～10日に主催した民主主義サミットにおいて、監視、サイバー攻撃などに用いられ得る技術が権威主義的政府による人権侵害に用いられることを輸出管理により防ぐことなどを目的として、「輸出管理・人権イニシアチブ (The Export

---

<sup>70</sup> An Act To prohibit the commercial export of covered munitions items to the Hong Kong Police Force (Pub. L. 116-77) <<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/senate-bill/2710/text>>; 2020年10月6日付官報 (85 FR 63009) <<https://www.federalregister.gov/documents/2020/10/06/2020-21816/controls-on-exports-and-reexports-of-water-cannon-systems>>。

<sup>71</sup> 2021年7月12日にも、新疆ウイグル自治区での人権侵害に加担したとして、14の個人・団体をエンティティー・リストに追加した。2021年7月12日付官報 (86 FR 36496) <<https://www.federalregister.gov/documents/2021/07/12/2021-14656/addition-of-certain-entities-to-the-entity-list-revision-of-existing-entry-on-the-entity-list>>。

<sup>72</sup> Myanmar Economic Corporation および Myanmar Economic Holdings Limited。

<sup>73</sup> 2021年3月8日付官報 (86 FR 13179) <<https://www.federalregister.gov/documents/2021/03/08/2021-04794/addition-of-entities-to-the-entity-list>>。

<sup>74</sup> 例えば、2021年7月6日付官報 (86 FR 35389) <<https://www.federalregister.gov/documents/2021/07/06/2021-14367/addition-of-certain-entities-to-the-entity-list-correction-of-existing-entry-on-the-entity-list>>。

Controls and Human Rights Initiative)」を発表した<sup>75</sup>。係る取り組みには、米国のほかに、オーストラリア、デンマーク、ノルウェーが参加し、カナダ、フランス、オランダ、英国も賛同を示している。

また、技術の悪用が人権への脅威になっていることは、2021年9月29日に開催された米国 EU 貿易技術評議会（TTC）でも指摘され、今後取り組むべき課題とされた<sup>76</sup>。

これらの流れと、米国が通商政策において友好国間との連携を重視していることも合わせて考えれば<sup>77</sup>、米国は、今後、同盟国および友好国と連携しながら、人権問題に対処するための輸出規制を強化ないし拡大する可能性があり、引き続き動向に注視する必要がある。

なお、米国は、技術分野で民主主義的価値を強化するための国際連携において、日本にも働き掛けを行っているとしており<sup>78</sup>、日本政府も人権侵害に悪用される恐れのある技術の輸出管理の検討を始めているという報道もある（日本経済新聞 2021年12月24日）。したがって、米国の輸出規制に関する動向は、今後の日本の輸出管理制度のあり方にも影響を及ぼし得るという意味でも注目に値する。

### 3. 一般特惠関税制度

米国への製品の輸入に際して当該製品の原産地における人権の尊重の状況が考慮される措置として、一般特惠関税制度（Generalized System of Preferences: 以下「GSP」という）も存在する。

GSP は、開発途上国を原産地とする製品の輸入について、一般の関税率より低い税率を適用することにより、先進国が開発途上国の経済発展を支援する制度である。米国は、GSP の受益国の認定に際して当該国における人権の尊重状況を考慮している<sup>79</sup>。具体的には、特

---

<sup>75</sup> The White House, “Joint Statement on the Export Controls and Human Rights Initiative” (10 December 2021) <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/12/10/joint-statement-on-the-export-controls-and-human-rights-initiative/>>。

<sup>76</sup> United States Trade Representative, “U.S.-EU Trade and Technology Council Inaugural Joint Statement” (29 September, 2021) <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2021/september/us-eu-trade-and-technology-council-inaugural-joint-statement>>。

<sup>77</sup> 2021年3月1日に米国通商代表部（USTR）が連邦議会に提出した「2021年の通商政策課題と2020年の年次報告」においても、友好国および同盟国との連携は、重点的課題として整理されている（US TR, 2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report (March 2021) <<https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Trade%20Agenda/Online%20PDF%202021%20Trade%20Policy%20Agenda%20and%202020%20Annual%20Report.pdf>>）。

<sup>78</sup> The White House, “Fact Sheet: Export Controls and Human Rights Initiative Launched at the Summit for Democracy” (10 December 2021) <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/12/10/fact-sheet-export-controls-and-human-rights-initiative-launched-at-the-summit-for-democracy/#:~:text=Today%20at%20the%20Summit%20for,technologies%20anchored%20by%20democratic%20values.>>。

<sup>79</sup> 米国の GSP の詳細については、USTR, “U.S. Generalized System of Preferences GUIDEBOOK” (November 2020) <[https://ustr.gov/sites/default/files/gsp/GSPGuidebook\\_0.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/gsp/GSPGuidebook_0.pdf)>。

定の国において、国際的に認められた労働者の権利保障のための措置が取られていない場合や、最悪の形態で行われる児童労働の撲滅に向けたコミットメントを履行していない場合などには、原則として当該国を GSP の受益国として指定してはならないとされている<sup>80</sup>。逆に、GSP の受益国の指定に際しては、国際的に認められた労働者の権利保障のための措置が取られているかを考慮するものと定められている<sup>81</sup>。

この具体例として、2019年10月25日付の米国通商代表部（USTR）のプレスリリースによれば、タイが、労働者の権利を十分に保障していないことを理由に、GSP の一部の適用を受けられなくなった。一方で、ボリビアおよびイラクについては、労働者の権利を保護する立法がなされたことを理由に GSP の適用の継続が決定された<sup>82</sup>。

なお、米国の GSP は 2020 年 12 月末で失効しており、現在、GSP の制度改革について連邦議会で議論がなされている。

#### 4. 経済制裁

米国では、経済制裁という手法も、人権問題に対処するために積極的に用いられている。そこで、以下では、まずは米国制裁法の概要について説明した後、香港、新疆ウイグル自治区およびミャンマーにおける人権侵害への対応として具体的にどのような経済制裁が適用されているかについて説明する。

##### (1) 概要

米国では、自国の安全保障や外交政策の観点から、特定の国や個人・団体との取引を規制するさまざまな法律があり、それらがまとめて制裁法と呼ばれている。制裁法は、主に財務省外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control: 以下「OFAC」という）により執行されている。

制裁法には、特定の国との取引を包括的に規制するものと、特定の個人または団体との取引を規制するものがある。前者の手法に該当するものとしては北朝鮮やイランに対する制裁があるが、以下で説明する香港、新疆ウイグル自治区およびミャンマー関連の制裁は、後者の手法が取られている。後者の個人や団体は Specially Designated Nationals and Blocked Persons（以下「SDN」という）として指定され、OFAC が作成する SDN リスト

---

<sup>80</sup> 合衆国法典 19 編§2462(b)(2)。

<sup>81</sup> 同上、§2462(c)(7)。

<sup>82</sup> USTR, “USTR Announces GSP Enforcement Actions and Successes for Seven Countries” (25 October 2019) <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/october/ustr-announces-gsp-enforcement>>。

(List of Specially Designated Nationals and Blocked Persons) に掲載される<sup>83</sup>。ただし、SDN リスト掲載者のみならず、いわゆる「50%ルール」に基づき、SDN リスト掲載者によって直接的・間接的に資産などを 50%保有されている事業者なども制裁対象となる点にも注意が必要である<sup>84</sup>。

SDN リスト掲載者や 50%ルールに基づく制裁対象者に対しては、米国内の資産凍結、米国入国禁止、取引の規制などの措置が一般的に講じられる。

また、米国の制裁の種類としては、一般的に、一次制裁および二次制裁が存在する。このうち、一次制裁は、米国人・団体が関与するなど米国の管轄が及ぶ取引に対する制裁であり、二次制裁は、米国との関連性がない取引に関する制裁を指す。米国外の企業の取引でも、米ドルで決済することによって米国の金融機関を取引に関与させる場合などには、一次制裁の対象となる可能性があるため、米国外の日本企業はこの点に注意が必要である。一次制裁に関しては、米国の管轄が及ぶため、制裁法に違反した場合は米国当局により民事制裁金や刑事罰が科される可能性があるが、二次制裁については、SDN リストへの掲載などのペナルティーが科せられることが多い<sup>85</sup>。

上記のとおり、制裁法としてはさまざまな法律が存在するが（例えば、国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act: IEEPA など）、以下では、制裁の具体的内容を検討するため、香港、新疆ウイグル自治区およびミャンマーにおける人権問題に関連して、これらの法律などに基づき出された大統領令や個別の立法の内容を取り上げる。

## (2) 香港での人権侵害に関する制裁

### ア 大統領令 13936 号

大統領令 13936 号は、中国の全国人民代表大会常務委員会で香港国家安全維持法が成立し、香港の自治および自由が侵害されたことを受け、後述する香港自治法への署名と同日の 2020 年 7 月 14 日に、発令されたものである<sup>86</sup>。

大統領令 13936 号は、香港の民主化運動や香港自治を害する外国人に対する制裁を設けており、国務長官または財務長官が一定の要件（香港の民主的な手続きや機関を損なう行為や政策、香港の平和・安全・安定・自治を脅かす行為や政策、香港市民の表現の自由や集会の自由を制限する検閲などの活動、または国際的に認められた人権の重大な侵害などにつ

<sup>83</sup> OFAC, “Sanctions List Search” <<https://sanctionssearch.ofac.treas.gov/>>.

<sup>84</sup> Department of the Treasury, “REVISED GUIDANCE ON ENTITIES OWNED BY PERSONS WHOSE PROPERTY AND INTERESTS IN PROPERTY ARE BLOCKED” (13 August 2014) <[https://home.treasury.gov/system/files/126/licensing\\_guidance.pdf](https://home.treasury.gov/system/files/126/licensing_guidance.pdf)>.

<sup>85</sup> 以上については中島和徳「米国制裁法・輸出規制の概要と日本企業のコンプライアンス体制」NBL 1176 号（2020 年 8 月 15 日）22 ページ参照。

<sup>86</sup> 2020 年 7 月 17 日付大統領令 13936（85 FR 43413）<<https://www.federalregister.gov/documents/2020/07/17/2020-15646/the-presidents-executive-order-on-hong-kong-normalization>>.

いて、直接または間接に責任があり、共謀しまたは従事した者に該当するなど)を満たすと判断する外国人について、その米国内の資産などが凍結され<sup>87</sup>、当該外国人との取引が禁止され<sup>88</sup>、および米国への入国が禁止される<sup>89</sup>と定める<sup>90</sup>。また、既に指定された SDN に対して重要な支援などを行った場合、その者自身が SDN に指定され、資産凍結、取引禁止、入国禁止などの制裁の対象になる可能性がある<sup>91</sup>。

2020 年 8 月 7 日、國務長官および財務長官は、同大統領令に基づき、香港国家安全維持法の執行などに関与したことや香港の自治を脅かしたことなどを理由として、11 人の個人(香港の行政長官であるキャリー・ラム氏を含む)を SDN に指定し<sup>92</sup>、その後も制裁対象を追加している<sup>93</sup>。

#### イ 香港自治法<sup>94</sup>

2020 年 7 月 14 日、米国は、中国が香港国家安全維持法を制定したことを受けて、香港自治法を制定した。香港自治法は、その主要内容として、(i) 香港自治の侵害に「重要な貢献」(materially contribute)をする「外国人」、および、(ii) 当該外国人と「重大な取引」(significant transaction)がある外国金融機関に対する制裁規定を設けている。

---

<sup>87</sup> 大統領令 13936 号 4 条。

<sup>88</sup> 同上、5 条。

<sup>89</sup> 同上、6 条。

<sup>90</sup> 同大統領令の内容は、連邦規則 31 編 Money and Finance: Treasury の Subtitle B, Chapter V, Part 585 で成文化されている (§585.201) <<https://www.ecfr.gov/current/title-31/subtitle-B/chapter-V/part-585?toc=1>>。

<sup>91</sup> 制裁の対象となった者に対して重要な支援、援助、または金銭的・物質的・技術的支援もしくは商品やサービスを与えた者、同条によりその財産が凍結された個人もしくは団体によって、直接もしくは間接に、所有もしくは支配されている者、または、同条によりその財産が凍結された個人もしくは団体の代理をし、もしくは代理をしようとした者も同じく資産凍結の対象となると規定されている (4 条 (a) (iv) (v))。

<sup>92</sup> Department of State, “The United States Designates Individuals in Hong Kong for Curtailing Promised Freedoms” (7 August 2020) <<https://2017-2021.state.gov/the- united-states-designates-individuals-in-hong-kong-for-curtailing-promised-freedoms/index.html>>。 Department of the Treasury, “Treasury Sanctions Individuals for Undermining Hong Kong’s Autonomy” (7 August 2020) <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/sm1088>>。

<sup>93</sup> 例えば、Department of State, “Designations of Four PRC and Hong Kong Officials Threatening the Peace, Security, and Autonomy of Hong Kong” (9 November 2020) <<https://2017-2021.state.gov/designations-of-four-prc-and-hong-kong-officials-threatening-the-peace-security-and-autonomy-of-hong-kong/index.html>>。 Department of the Treasury, “Syria Designations; Syria-related Designations; Hong Kong-related Designations” (9 November 2020), <<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20201109>>。

<sup>94</sup> Hong Kong Autonomy Act (Pub. L.116-149) <<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/7440/text>>。



(i) 香港自治の侵害に「重要な貢献」をする「外国人」

香港自治法は、國務長官が、財務長官との協議の上、同法の施行から 90 日以内に、中国が 1984 年 12 月 19 日に署名した英中共同声明および 1990 年 4 月 4 日に制定された香港基本法<sup>95</sup>で定められた義務を履行しないことについて「重要な貢献」(materially contribute)<sup>96</sup>をした「外国人」<sup>97</sup> (以下「報告対象外国人」という) を特定し、議会に報告することを求めている<sup>98</sup>。これらの報告は随時更新され、毎年議会に再提出するものとされている<sup>99</sup>。

米国大統領は、報告対象外国人が議会への報告に含まれた日以降、米国の管轄に服し、かつ、報告対象外国人が持分を有する財産に関して、一切の取引、処分などを禁止して当該財産を凍結するとともに、報告対象外国人が個人である場合にはビザの発給を停止し、米国に入国させないという制裁を科すことができるとされている<sup>100</sup>。また、議会への報告から 1 年以内に、米国大統領は、これらの資産凍結またはビザ停止・入国禁止措置を講じなければならないとされている (すなわち、報告書への掲載時には制裁発動について大統領に裁量が与えられているが、1 年以内には制裁を発動することが義務付けられていることになる)<sup>101</sup>。

2020 年 10 月 14 日、國務長官は、香港自治法 5 条 (a) に基づき、10 人の個人を報告対象外国人として特定した<sup>102</sup>。その後も報告書は更新され、追加の特定がなされている<sup>103</sup>。

---

<sup>95</sup> 英中共同声明や香港基本法は、香港が英国から中国に返還されるにあたり、中国が香港について一国二制度を維持し、香港市民には基本的人権が保障されること等を定めている。

<sup>96</sup> 「重要な貢献」の有無は、外国人が、香港市民が表現の自由、集会の自由、法の支配等を享受し、もしくは民主的手続きに参加することを妨げる行動、または、その他の方法で香港の高度な自治を損なう行動を取ったかにより判断される (香港自治法 5 条 (g))。

<sup>97</sup> 「外国人」とは、米国人 (米国人もしくは米国永住権を有する者、米国法に基づき設立された団体または米国に所在する個人もしくは団体) 以外の個人または団体を指す (香港自治法 2 条 (11) 参照)。

<sup>98</sup> 香港自治法 5 条 (a)。

<sup>99</sup> 同上、5 条 (e) (1)。

<sup>100</sup> 同上、6 条 (a) (1) および (b)。

<sup>101</sup> 同上、6 条 (a) (2) および (b)。

<sup>102</sup> Department of State, “Identification of Foreign Persons Involved in the Erosion of the Obligations of China Under the Joint Declaration or the Basic Law” (14 October 2020) <<https://www.state.gov/identification-of-foreign-persons-involved-in-the-erosion-of-the-obligations-of-china-under-the-joint-declaration-or-the-basic-law/>>。

<sup>103</sup> Department of State, “Update to Report on Identification of Foreign Persons Involved in the Erosion of the Obligations of China Under the Joint Declaration or the Basic Law” (16 March 2021) <<https://www.state.gov/update-to-report-on-identification-of-foreign-persons-involved-in-the-erosion-of-the-obligations-of-china-under-the-joint-declaration-or-the-basic-law/>>; Department of State, “Update to Report on Identification of Foreign Persons Involved in the Erosion of the Obligations of China Under the Joint Declaration or the Basic Law” (20 December 2021) <<https://www.state.gov/december-2021-update-to-report-on-identification-of-foreign-persons-involved-in-the-erosion-of-the-obligations-of-china-under-the-joint-declaration-or-the-basic-law/>>。

(ii) 報告対象外国人と「重大な取引」(significant transaction)がある外国金融機関

香港自治法は、米国財務長官が、國務長官と協議の上で、5条(a)に基づく報告対象外国人の報告から30日から60日の間に、報告対象外国人と「重大な取引」<sup>104</sup>(significant transaction)を「知りながら」<sup>105</sup>行った外国「金融機関」<sup>106</sup>(以下「報告対象外国金融機関」という)を特定して報告することとされている<sup>107</sup>。これらの報告も随時更新され、毎年議会に再提出するものとされている<sup>108</sup>。

大統領は、財務長官が上記報告を行ってから1年以内に、報告対象外国金融機関に対して、同法7条(b)に定められた10の制裁<sup>109</sup>のうち、少なくとも5つの制裁を科すことが義務付けられている<sup>110</sup>。また、大統領は、財務長官が上記報告を行ってから2年以内に、報告対象外国金融機関に対して、10の制裁を全て科さなければならないとされている<sup>111</sup>。

2020年12月11日、財務長官は、外国金融機関に関する報告書を提出し<sup>112</sup>、その後アッ

---

<sup>104</sup> 「重大な取引 (significant transaction)」については、香港自治法では定義は置かれていない。さまざまな事情が総合的に考慮されることとされているが、一般的には、取引の規模・数・頻度、取引の性質、経営陣による認識および取引がパターンの一部であるか、当該取引と香港自治法5条(a)で特定された報告対象外国人との関連性の程度、取引が同法の目的に与える影響、取引に欺瞞的要素があるか等が考慮されるとされている (Department of the Treasury, “Frequently Asked Questions, Hong Kong-Related Sanctions” (14 October 2020) <<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/topic/5571>>)。

<sup>105</sup> 「知りながら (knowingly)」は、実際にその行動・状況・結果を認識していた場合と定義されている (同法2条(9))。

<sup>106</sup> 「金融機関 (financial institution)」は、連邦規則31編§5312(a)(2)と同義と定義されており (香港自治法2条(6))、その対象には、銀行、保険会社、クレジットカード会社、ローン会社、旅行代理店、乗り物 (自動車、航空機、船舶) の販売に従事する会社等、幅広い会社が含まれる。

<sup>107</sup> 香港自治法5条(b)。

<sup>108</sup> 同上、5条(e)(1)。

<sup>109</sup> 10の制裁の内容は以下のとおりである。

- ①米国の金融機関から外国金融機関へ貸付の禁止
- ②連邦準備制度理事会およびニューヨーク連邦準備銀行が外国金融機関を米国債のプライマリーディーラーに指定することの禁止
- ③米国政府の資金を外国金融機関に預託することの禁止
- ④米国の管轄に服し、かつ、外国金融機関が関与する外国為替取引の禁止
- ⑤米国の管轄に服し、かつ、外国金融機関が関与する送金および支払いの禁止
- ⑥米国の管轄に服し、かつ、外国金融機関が持分を有する財産に関する一切の取引の禁止
- ⑦米国の管轄に服する貨物、ソフトウェアおよび技術の外国金融機関への輸出、再輸出および国内移転の禁止
- ⑧外国金融機関の資本または負債証券についての米国人の投資または購入の禁止
- ⑨外国金融機関の役員または支配株主である外国人が米国に入国することの禁止
- ⑩外国金融機関の主要執行役員に対し上記①～⑧の制裁を科すこと

<sup>110</sup> 同上、7条(a)(1)。

<sup>111</sup> 同上、7条(a)(2)。

<sup>112</sup> Department of the Treasury, “Report Pursuant to Section 5(b) of the Hong Kong Autonomy Act” (11 December 2020) <[https://home.treasury.gov/system/files/126/hkaa\\_report\\_12112020.pdf](https://home.treasury.gov/system/files/126/hkaa_report_12112020.pdf)>。

アップデートもなされた<sup>113</sup>が、現在まで、これらの報告書において外国金融機関は特定されていない。

### (3) 新疆ウイグル自治区における人権侵害に関する制裁

新疆ウイグル自治区における人権侵害に関する制裁には、①SDN に対する資産凍結などの経済制裁および②非・特別指定国民 中国軍事・産業複合企業 (Non-SDN Chinese Military-Industrial Complex Companies: 以下「NS-CMIC」という) に対する投資制限という 2 種類の制裁が存在する。以下、これらの制裁について説明する。

#### ア SDN に対する資産凍結など

新疆ウイグル自治区での人権侵害に関する制裁のうち、SDN の指定による資産凍結などは、グローバル・マグニツキー法<sup>114</sup>に依拠する大統領令 13818 号<sup>115</sup>に基づき行われている。

2016 年成立のグローバル・マグニツキー法は、米国大統領に、「国際的に認められた人権の深刻な侵害」(gross violations of internationally recognized human rights) などに関与する者に対する制裁発動権限を授権するものである。2017 年 12 月 26 日に発令された大統領令 13818 号は、係るグローバル・マグニツキー法も法的根拠として挙げた上で、「深刻な人権侵害」(serious human rights abuse) に責任を有する個人の米国内の資産凍結<sup>116</sup>、入国禁止、制裁対象者との取引禁止などを定めた<sup>117</sup>。

係る大統領令 13818 号に基づき、OFAC は、これまで複数の制裁措置を発動している。例えば、2020 年 7 月 31 日、新疆生産建設兵団および中国政府の幹部を、恣意的な拘禁や身体的虐待を含む深刻な人権侵害に関与したとして SDN リストに掲載した<sup>118</sup>。

また、2020 年 6 月 17 日には、ウイグル問題に対処することを目的に、ウイグル人権政

---

<sup>113</sup> Department of the Treasury, “Report Pursuant to Section 5(b) of the Hong Kong Autonomy Act” (18 May 2021) <[https://home.treasury.gov/system/files/126/hkaa\\_report\\_05182021.pdf](https://home.treasury.gov/system/files/126/hkaa_report_05182021.pdf)>。

<sup>114</sup> National Defense Authorization Act For Fiscal Year 2017 (Pub.L.114-328) Global Magnitsky Human Rights Accountability Act <<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/senate-bill/2943/text>>。

<sup>115</sup> 2017 年 12 月 20 日付大統領令 13818 (82 FR 60839) <<https://www.federalregister.gov/documents/2017/12/26/2017-27925/blocking-the-property-of-persons-involved-in-serious-human-rights-abuse-or-corruption>>。

<sup>116</sup> 財産が凍結された者等に対して重要な支援、援助、または金銭的・物質的・技術的支援もしくは商品やサービスを与えた者自身が資産凍結の対象となることも定められている (大統領令 13818 号 1 条 (a) (iii) (A))。

<sup>117</sup> 大統領令 13818 号 1 条 (a)。

<sup>118</sup> Department of the Treasury, “Treasury Sanctions Chinese Entity and Officials Pursuant to Global Magnitsky Human Rights Executive Order” (31 July 2020) <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/sm1073>>。

策法<sup>119</sup>が成立した。同法は、制定日から 180 日以内およびその後少なくとも毎年、米国大統領が、上院外交委員会、上院銀行・住宅・都市問題委員会、下院外交委員会および下院金融委員会に、新疆ウイグル自治区のウイグル族、カザフ族、キルギス族およびその他のほかのムスリム少数民族に対する人権侵害<sup>120</sup>について、責任を有する者のリストを報告することを義務付けるとともに<sup>121</sup>、米国大統領に対し、当該報告がなされた者に対する制裁（米国への入国禁止や米国内資産の凍結など）を義務付けている<sup>122</sup>。

さらに、2021 年 12 月 23 日に成立したウイグル強制労働防止法（上記 1 (6) 参照）は、ウイグル人権政策法上で制裁対象となる人権侵害の形態に、新疆ウイグル自治区における「強制労働と関連する深刻な人権侵害」（serious human rights abuses in connection with forced labor）を追加した<sup>123</sup>。

#### イ NS-CMIC に対する投資制限

NS-CMIC に対する規制は、軍民融合を実践する中国企業への米国資本流入阻止のための投資規制であり、米国人および米国企業は、NS-CMIC に指定された者が発行する公開有価証券および派生有価証券の売買が禁止される<sup>124</sup>。

係る規制は、人権侵害（ウイグル族に対する人権侵害も含む一方で、これには限定されていない）に関連する中国企業にも適用されている。具体的には、2021 年 6 月 3 日付の大統領令 14032 号において、監視技術分野の中国企業が、国内外の監視などによる人権侵害に関与したとして、NS-CMIC に指定された<sup>125</sup>。また、2021 年 12 月 16 日にも、ウイグル族の監視に関与したとして 8 つの企業が新たに NS-CMIC に指定された<sup>126</sup>。NS-CMIC に指定された場合でも、対象となる企業との商取引が幅広く禁止されるものではなく、対象企業

---

<sup>119</sup> Uyghur Human Rights Policy Act of 2020 (Pub.L.116-145) <<https://www.congress.gov/bill/116/th-congress/senate-bill/3744/text>>。

<sup>120</sup> 対象となる人権侵害の形態は以下のとおりである（ウイグル人権政策法 6 条（a）（1））。

- ①拷問
- ②残酷、非人間的または屈辱的な扱いまたは処罰
- ③起訴および裁判を経ずに長期にわたり拘留すること
- ④拉致により人々を失踪させ、これらの人々を秘密裡に拘留すること
- ⑤その他人々の生命、自由および安全を享受する権利の著しい侵害

<sup>121</sup> ウイグル人権政策法 6 条（a）（1）。

<sup>122</sup> ウイグル人権政策法 6 条（b）（c）。

<sup>123</sup> ウイグル強制労働防止法 5 条。

<sup>124</sup> 2021 年 6 月 3 日付大統領令 14032（86 FR 30145）<<https://www.federalregister.gov/document/2021/06/07/2021-12019/addressing-the-threat-from-securities-investments-that-finance-certain-companies-of-the-peoples>> 1 条（a）。

<sup>125</sup> 同上。

<sup>126</sup> Department of the Treasury, “Treasury Identifies Eight Chinese Tech Firms as Part of The Chinese Military-Industrial Complex” (16 December 2021) <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jv0538>>。

にとって米国人以外からの資金調達が可能である。したがって、米国政府が今後、規制を強化する目的で、現在 NS-CMIC に指定されている企業を SDN に指定し、資産凍結・取引禁止などのより厳格な制裁対象とする可能性は否定できない。

#### (4) ミャンマーでの人権侵害に関する制裁

ミャンマーの軍事クーデターを受けて発動された米国制裁は、2021年2月10日に出された大統領令 14014 号<sup>127</sup>に規定されている<sup>128</sup>。

同大統領令は、財務長官が一定の要件（ミャンマーの民主的手続きおよび制度を損なう行為や政策、ミャンマーの平和・安全・安定を脅かす行為や政策、ミャンマー市民の表現の自由や集会の自由を制限する活動や政策などについて、責任があり、共謀または直接もしくは間接に従事した者に該当するなど）を満たすと判断する外国人について、その米国内の資産などが凍結されると定める<sup>129</sup>。また、当該外国人と取引を行うことも禁止され<sup>130</sup>、当該外国人は米国への入国も禁止される<sup>131</sup>。

また、上記大統領令は、当該大統領令に基づき財産が凍結された者に対して重要な支援、援助、または金銭的・物質的・技術的支援<sup>132</sup>もしくは商品やサービスを与えた者自身が資産凍結、取引禁止、入国禁止などの対象となると定めている<sup>133</sup>。

同大統領令に基づき、ミャンマーの国防省、内務省および国防省傘下の企業<sup>134</sup>やミャンマー一軍関係者が SDN に指定されている<sup>135</sup>。

---

<sup>127</sup> 2021年2月12日付大統領令 14014 号 (86 FR 9429) <<https://www.federalregister.gov/documents/2021/02/12/2021-03139/blocking-property-with-respect-to-the-situation-in-burma>>。

<sup>128</sup> 同大統領令の内容は、連邦規則の 31 編 Money and Finance: Treasury の Subtitle B, Chapter V, Part 525 で成文化されている (§525.201) <<https://www.ecfr.gov/current/title-31/subtitle-B/cha-pter-V/part-525>>。

<sup>129</sup> 大統領令 14014 号 1 条 (a)。

<sup>130</sup> 同上、2 条。

<sup>131</sup> 同上、3 条。

<sup>132</sup> 「金銭的・物質的・技術的支援」という用語は、通貨、金融商品、有価証券、その他の価値の伝達をするもの、武器または関連製品、化学的または生物学的薬品、爆発物、虚偽の文書または身分証明書、通信機器、コンピューター、電子的またはその他のデバイスまたは機器、テクノロジー、宿泊施設、隠れ家、施設、車両その他の移動手段、商品を含む、有形または無形のあらゆる財産と定義されている (§ 525.304)。

<sup>133</sup> 大統領令 14014 号 1 条 (a) (vi)。

<sup>134</sup> Myanmar Economic Corporation および Myanmar Economic Holdings Limited。

<sup>135</sup> 例えば、Department of the Treasury, “Treasury Sanctions Military Holding Companies in Burma” (25 March 2021) <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jv0078>>; Department of the Treasury, “Treasury Sanctions Senior Officials and Family Members Connected to Burma’s Military” (2 July 2021) <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jv0260>>。

## (5) 今後の展望

トランプ前政権からバイデン政権に至るまで、米国は、一貫して人権侵害を理由として積極的に経済制裁を発動しており、香港、新疆ウイグル自治区、ミャンマーのいずれの地域に関する経済制裁についても、人権侵害を理由とする新たな SDN の追加などに注意する必要がある。

特に、新疆ウイグル自治区関係の経済制裁については、ウイグル強制労働防止法において、2022 年 6 月 21 日までに大統領が議会に対して、経済制裁の対象となり得る新疆ウイグル自治区における「強制労働と関連する深刻な人権侵害」に責任を有する者を特定した報告書を提出することとされており、これによって新たな経済制裁が発動される可能性がある。

また、中国の NS-CMIC に対する投資制限に関しては、上記 (3) イのとおり、現在 NS-CMIC に指定されている企業との取引は禁止されていないが、今後米国政府がより規制を強化して、これらの企業を取引が禁止される SDN に指定する可能性も否定できない。係る観点から、現在ないし今後 NS-CMIC に指定される企業との取引には、注意が必要になると考えられる。

## 5. 人権デューディリジェンス関連規制

米国では、連邦レベルでは事業者に対して一般的に人権デューディリジェンスを義務付ける法律は存在しない。

一方で、関税法は、輸入者に対して、サプライチェーンにおける強制労働の有無に関して相応の注意を払うことを求めている。また、ドッド・フランク法は、紛争鉱物のサプライチェーン・デューディリジェンスに関する開示規制を定めている。さらに、州レベルの人権デューディリジェンス規制として、カリフォルニア州のサプライチェーン透明法が成立している。

以下では、これらの規制について概観する。

### (1) 強制労働に関して相応の注意を払う輸入者の義務

輸入規制との関係において、輸入者 (importer of record) は、法令が順守されているかを CBP が判断するのに必要な書類および情報を提供する際に、相応な注意 (reasonable care) を払う責任を有する<sup>136</sup>とされており、係る法令には上記 1 で取り上げた強制労働に関する法令も含まれるとされる。

輸入者が係る相応な注意を果たすため、CBP は、“An Informed Compliance Publication. What Every Member of the Trade Community Should Know About: Reasonable Care”

---

<sup>136</sup> 関税法 484 条。

137というガイドラインにおいて、輸入者が検討すべき質問を列挙しており、強制労働に関しては以下の質問が挙げられている。これらの質問項目は、米国の輸入者のみならず、米国に産品を輸出しようとする事業者がサプライチェーン上の強制労働の有無について確認をする上でも参考になると考えられる。

- ① 関税法 307 条および連邦規則 19 編 § 12.42～12.44 に違反して製品が輸入されないことを確保するための確かな手続きを定めたか。
- ② 原材料から完成した商品に至るまで、誰により、どこで、どのような労働環境で商品が作られたかを把握しているか。
- ③ 有効な WRO、強制労働産品の決定のリストなどが掲載された CBP の“**Forced Labor**” ウェブサイトを確認したか。
- ④ 労働省の「児童労働または強制労働により製造された商品リスト」（下記第 3 章 2（1）参照）<sup>138</sup>を確認し、リスクのある国および商品の組み合わせについて把握したか。
- ⑤ 関税法 307 条の下で商品の輸入が許容されるかについて CBP から決定（**ruling**）を取得したか。取得した場合、当該決定を順守することを確保するための確かな手続きを定め、CBP に報告したか。
- ⑥ サプライチェーンにおける強制労働の確認に向けた定期的な内部監査を行うための確かな手続きを定めたか。
- ⑦ 強制労働リスクの評価に詳しい第三者の監査人がサプライチェーンにおける強制労働について定期的かつ抜き打ちの監査を行うための確かな手続きを定めたか。
- ⑧ ILO の強制労働の指標（下記第 2 章 2（3）参照）<sup>139</sup>を確認したか。
- ⑨ アンケートやその他の手段で、強制労働リスクに関して新たなサプライヤーやベンダーを審査しているか。
- ⑩ サプライヤーとの契約が、強制労働の使用を禁止し、強制労働が発見された場合は是正措置の期間を設定し、是正措置が取られなかった場合の契約解除などの結果を定めているか。
- ⑪ 包括的で、透明性のある、ソーシャルコンプライアンスシステムが確立されているか。労働省のコンプライチェーン（**Comply Chain**）というウェブサイト（下記第 3 章 2

---

<sup>137</sup> CBP, “An Informed Compliance Publication. What Every Member of the Trade Community Should Know About: Reasonable Care” (September 2017) <<https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2020-Feb/icprescare2017revision.pdf>>.

<sup>138</sup> Department of Labor, “List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor” <[<sup>139</sup> ILO, “ILO Indicators of Forced Labor” <\[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\\_norm/---declaration/documents/publication/wcms\\\_203832.pdf\]\(https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\_norm/---declaration/documents/publication/wcms\_203832.pdf\)>.](https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods#:~:text=The%20most%20common%20agricultural%20goods.and%20diamonds%20are%20most%20common.></a>>.</p></div><div data-bbox=)

(1) 140を確認したか。

- ⑫ 法律上、求められる通関書類および関連情報を保管および作成するための確かなプログラムまたは手続きを定めたか。

## (2) 紛争鉱物に関するサプライチェーン・デューディリジェンスについての開示規制

ドッド・フランク法<sup>141</sup>1502条の紛争鉱物に関する規制は、一定の米国の上場企業<sup>142</sup>に対して、紛争鉱物に関するサプライチェーン・デューディリジェンスについての開示義務を課すものである。当該規制は、コンゴ民主共和国周辺地域において紛争鉱物の取引が武装勢力の資金源になっており、これによって人道上の危機が生じていることに対処することを目的とする<sup>143</sup>。

ドッド・フランク法 1502 条は、米国における上場企業で、紛争鉱物が製品の機能性または生産に必要とされる製品の製造事業者（以下「開示事業者」という）に、コンゴ民主共和国またはその隣接 9 カ国<sup>144</sup>（以下「コンゴ民主共和国および隣接国」という）原産の紛争鉱物に関する開示義務を負わせるものである<sup>145</sup>。対象となる紛争鉱物は、タンタル・スズ・タングステン・金である。

開示される報告書は、以下の要件を満たさなければならず、また証券取引委員会への提出に加えて、企業のウェブサイトで公開されなければならない<sup>146</sup>。

- ・ 紛争鉱物の「供給源および管理過程」（source and chain of custody）に関して実施されたデューディリジェンス措置に関する説明が含まれている。
- ・ 証券取引委員会の定める要件を満たす独立した監査人による監査がなされている<sup>147</sup>。
- ・ 「DRC 紛争フリー」（DRC Conflict Free）（コンゴ民主共和国および隣接国の武装集団に直接または間接に資金または利益をもたらす鉱物を含まない製品）ではない紛争鉱物に関する開示が含まれる<sup>148</sup>。

---

<sup>140</sup> Department of Labor, “Comply Chain” <<https://www.dol.gov/ilab/complychain/>>。

<sup>141</sup> Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act (Pub.L. 111-203) <<https://www.congress.gov/bill/111th-congress/house-bill/4173/text>>。

<sup>142</sup> 1934年証券取引法（Securities Exchange Act of 1934: 以下「証券取引法」という）78条に基づいて登録された証券の発行者を指す（国外の発行者を含む）。

<sup>143</sup> ドッド・フランク法 1502 条（a）。

<sup>144</sup> 南スーダン共和国、ウガンダ共和国、ルワンダ共和国、ブルンジ共和国、タンザニア連合共和国、ザンビア共和国、アンゴラ共和国、コンゴ共和国および中央アフリカ共和国。

<sup>145</sup> 合衆国法典 15 編§78m (p)(1)(2)。

<sup>146</sup> 同上、§78m (p)(1)(E)。

<sup>147</sup> 同上、§78m (p)(1)(A)(i)。

<sup>148</sup> 合衆国法典 15 編§78m (p)(1)(A)(ii)。



証券取引委員会によれば、開示事業者は、紛争鉱物関連規制を順守するために、以下のステップでデューディリジェンスを行うことが求められる<sup>149</sup>。

- ① 使用する鉱物がコンゴ民主共和国および隣接国原産の紛争鉱物か否かを判断するため、誠実な原産国調査を行う。
- ② 調査の結果、使用する鉱物が対象地域原産ではない、または対象地域原産であるかもしれない紛争鉱物であると信じる理由がないと判断した場合は、証券取引委員会に対して調査内容を報告し、ホームページ上で公表する。
- ③ 調査の結果、使用する鉱物が対象地域原産である、または対象地域原産である紛争鉱物であるかもしれないと信じる理由があると判断した場合は、当該鉱物の「供給源および管理過程」（“source and chain of custody”）についてデューディリジェンスを実施し、紛争鉱物報告書（Conflict Minerals Report）を提出する。

証券取引委員会は、デューディリジェンスは国内または国際的に認められたデューディリジェンスの枠組みに適合していることを要求しており、この1つとして経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: 以下「OECD」という）の紛争地域および高リスク地域からの鉱物調達に関するデューディリジェンス・ガイダンス<sup>150</sup>（下記第2章3（2）参照）を挙げている<sup>151</sup>。

### **(3) カリフォルニア州サプライチェーン透明法**

上記のとおり、米国では、連邦レベルでは人権デューディリジェンスを義務付ける法律は未成立であるが、州レベルでは、カリフォルニア州においてサプライチェーン透明法が存在する<sup>152</sup>。

---

<sup>149</sup> Securities and Exchange Commission, “Fact Sheet Disclosing the Use of Conflict Minerals” (14 March 2017) <<https://www.sec.gov/opa/Article/2012-2012-163htm--related-materials.html>>.

<sup>150</sup> OECD, “OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas” (Third Edition) <<https://www.oecd.org/daf/inv/mne/OECD-Due-Diligence-Guidance-Minerals-Edition3.pdf>>.

<sup>151</sup> Securities and Exchange Commission, “Fact Sheet Disclosing the Use of Conflict Minerals” (14 March 2017) <<https://www.sec.gov/opa/Article/2012-2012-163htm--related-materials.html>>.

<sup>152</sup> California Transparency in Supply Chains Act of 2010 <[https://oag.ca.gov/sites/all/files/agweb/pdfs/cybersafety/sb\\_657\\_bill\\_ch556.pdf](https://oag.ca.gov/sites/all/files/agweb/pdfs/cybersafety/sb_657_bill_ch556.pdf)>. 法令のより詳細な内容およびベストプラクティス等については、日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部・ロサンゼルス事務所『カリフォルニア州サプライチェーン透明法の概要』<[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/ Reports/01/e386703c87743757/20210027.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/e386703c87743757/20210027.pdf)>を参照。

サプライチェーン透明法の適用対象は、以下の全ての要件を満たす企業である<sup>153</sup>。

- ① 製造業者または小売業者であること
- ② カリフォルニア州で事業を行っていること
- ③ 世界での年間総受取額が1億ドル超であること

これらの企業は以下の事項について開示が義務付けられている<sup>154</sup>。

- ① 人身取引および奴隷制のリスクを評価および対処するために、製品のサプライチェーンの検証を行っているか。検証にあたり第三者機関を使用していない場合、その旨を開示する。
- ② サプライチェーンにおける人身取引および奴隷制に関する企業の基準の順守状況を評価するために、サプライヤーを監査しているかどうか。監査が独立し、抜き打ちで行われたものでない場合、その旨を開示する。
- ③ 直接のサプライヤーに対して、供給に含まれる原材料が、当該サプライヤーが事業を行う国における奴隷制および人身取引に関する法令に準拠していることを証明するよう求めているか。
- ④ 従業員または請負業者が奴隷制および人身取引に関する企業の基準を順守していない場合に適用されるアカウントビリティーに関する基準および手続きを社内でも有しているか。
- ⑤ サプライチェーン管理に直接の責任を持つ従業員と経営陣に対して、特に製品サプライチェーンにおけるリスクの低減方法に関し、奴隷制と人身取引についてのトレーニングを行っているかどうか。

## 6. 政府調達

米国の政府調達における人権に関する規制は、主に米国内に所在する個人の権利保護に重点を置いているが、米国外の人権問題に関連する規制も存在する。本レポートでは、そのうち連邦調達規則（Federal Acquisition Regulation: 以下「FAR」という）<sup>155</sup>および国防連邦調達規則（Defense Federal Acquisition Regulations: 以下「DFAR」という）<sup>156</sup>を取り上げる。

---

<sup>153</sup> カリフォルニア州法 1714.43 条 (a) (1)。

<sup>154</sup> 同上、1714.43 条 (c)。

<sup>155</sup> FAR <<https://www.acquisition.gov/sites/default/files/current/far/pdf/FAR.pdf>>。

<sup>156</sup> DFAR <<https://www.acquisition.gov/sites/default/files/current/dfars/pdf/DFARS.pdf>>。

## (1) 連邦調達規則 (FAR)

### ア 人身取引に関する規制

FARのうち、「人身取引の撲滅」(Combating Trafficking in Persons)に関する規制部分<sup>157</sup>は、以下のとおり、強制労働および人身取引に関して政府調達の受注事業者(以下「受注者」という)やその下請事業者が順守すべき事項を定めている。

まず、受注者、下請事業者などについて、以下の行為が禁止されている(以下「調達基準」という)<sup>158</sup>。

- ・ 深刻な形態の人身取引に従事すること
- ・ 商業的な性行為を斡旋すること
- ・ 強制労働を使用すること
- ・ 労働者の身分証明書や入国書類を剥奪すること
- ・ 採用時に労働者を欺くこと
- ・ 採用が行われる国の労働法を順守しないリクルーターを使用すること
- ・ 労働者に就職斡旋料を請求すること
- ・ (一定の状況下で)雇用終了時に帰国のための移動手段の提供や帰国のための交通費の支払いを行わないこと
- ・ 赴任先国の住宅・安全基準を満たさない住居を労働者に提供すること
- ・ 法律で要求される雇用契約書などの書類を労働者に提供しないこと

また、このような調達基準などを順守しない受注者は、以下の措置を講じられる可能性がある<sup>159</sup>。

- ・ 受注者に対して、契約の履行において、受注者の従業員を排除するよう要求すること
- ・ 受注者に下請契約の解除を要求すること
- ・ 受注者が適切な是正措置を講じるまで契約の支払いを停止すること
- ・ 受注者の不順守が認定された履行期間中の報酬の喪失
- ・ 契約に基づくオプションの行使をしないこと
- ・ 契約の解除条項に基づく契約の解除

---

<sup>157</sup> FAR Subpart 22.17。

<sup>158</sup> FAR 22.1703(a)。また、受注者および下請事業者は、その従業員および代理人に対し、上記の禁止行為および調達基準に違反した場合に取られ得る措置を通知する必要があり (FAR 22.1703(b))、受注者は、調達基準に違反する従業員、代理人または下請事業者に対して適切な措置を講じなければならない (FAR 52.222-50(c)(2))。受注者の従業員、下請事業者、下請事業者の従業員またはこれらの者の代理人が禁止行為を行ったという信頼性のある情報については、受注者は直ちに契約担当官 (contracting officer) または監察官 (Inspector General) に通知しなければならない。また、禁止行為を行った者に対して取られた措置についても通知しなければならない (FAR 52.222-50(d))。

<sup>159</sup> FAR 22.1703(e), FAR 52.222-50(e)。

- ・ 参加資格の一時停止または剥奪

さらに、米国外からの調達については、調達品が市販されている在庫品（Commercially available off-the-shelf items）<sup>160</sup>以外で、55万ドル以上の金額に相当する場合、受注者は、調達基準を順守するためのコンプライアンス計画を作成し、提出しなければならない<sup>161</sup>。係るコンプライアンス計画には、以下の事項が最低限含まれなければならないとされている<sup>162</sup>。

- ・ 受注者の従業員を教育するための啓蒙プログラム
- ・ 違反の被害者が違反の事実を通報するための安全な通報プロセス
- ・ 一定の安全・倫理基準を満たす採用計画
- ・ 住居が提供される場合には安全基準を満たす住居計画
- ・ 代理人および下請業者が上記規制に違反することを防止するための手続き

#### イ 児童労働に関する規制

上記アに加えて、FAR は、政府が商品を取得する際の児童労働の禁止に関する規制も設けている<sup>163</sup>。

具体的には、政府の契約担当官は、強制または年季奉公による児童労働の既に知られたリスクの有無を確認するために、調達しようとする製品が、「強制または年季奉公の児童労働により製造された商品リスト」<sup>164</sup>に掲載されているかを確認する必要がある<sup>165</sup>。政府調達の対象となる商品が当該リストに掲載されている場合、調達契約において、受注者は、製品の生産において児童労働が用いられていなかったかを誠実に調査し、受注者の知る限り児童労働は使用されていないことを保証しなければならない<sup>166</sup>。さらに、政府は、強制または年季奉公の児童労働を使用したり、それに関して虚偽の証明をしたり、政府の捜査に協力しな

<sup>160</sup> 「市販されている在庫品」とは、商業市場において、相当量で売られている商業製品（commercial product。FAR§2.101に定義されている）で、かつ、いずれかの階層の契約または下請契約に基づいて、修正を加えることなく、商業市場において販売されるのと同じ形態で、政府に提供される供給品（建築材料を含む）であって、農産物および石油製品といった、バルク貨物（合衆国法典 46 編 40102（4）に定義されている）を含まない（FAR§2.101）。

<sup>161</sup> FAR 22.1703(c)。コンプライアンス計画は、職場および受注者のウェブサイトがあれば当該ウェブサイトに掲載されなければならない、それが不可能な場合、書面で各労働者に提供されなければならない（FAR 52.222-50 (h)(4)）。さらに、コンプライアンス計画の履行が必要とされる受注者は、当該計画を履行し、上記禁止行為の違反がないことまたは違反行為があれば適切な是正措置が取られたことの年次証明を契約担当官に提出しなければならない（FAR 52.222-50 (h)(5)）。

<sup>162</sup> FAR 52.222-50 (h)(3)。

<sup>163</sup> FAR Subpart 22.5。

<sup>164</sup> Department of Labor, “List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor” <<https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-products>>。

<sup>165</sup> FAR 22.1503(a)。

<sup>166</sup> FAR 22.1505。

かったりするなど不正な行為を行っている受注者について、その参加資格を剥奪・停止することができる<sup>167</sup>。

## (2) 国防連邦調達規則 (DFAR)

DFAR は、米国国防総省による調達に関する規則であり、FAR を補足するものである。

このうち、「人身取引の撲滅」(Combating Trafficking in Persons)に関する規則<sup>168</sup>は、FAR よりも広い禁止行為を定めている。例えば、FAR が、受注者が「契約履行期間中に人身取引の深刻な形態に従事すること」<sup>169</sup>を禁止行為としているのに対して、DFAR は、受注者が「人身取引の深刻な形態または強制労働の使用を支援または促進する活動」<sup>170</sup>を禁止している<sup>171</sup>。

## 7. マネーロンダリング規制に含まれる人権関連規制

上記のほかに、人権に関連するマネーロンダリング規制として、一定の人権侵害を構成する違法行為により得られた収益に関連する取引を刑事上の罪とする規制が存在する。係る規制は、米国人によって行われるか、または外国人の行為であっても、規制対象となる取引の一部が米国内で行われていれば適用されると規定されており<sup>172</sup>、米国政府も、違法行為が米国外で行われた場合でも係る規制を適用可能との立場を取っている<sup>173</sup>。

より具体的には、マネーロンダリング規制として、以下の要件を満たす金融取引

---

<sup>167</sup> FAR 22.1504.なお、FAR は、このような人身取引および児童労働に関する規制のほか、さらに、米国に所在する労働者を使用する受注者について、米国の一定の労働法に基づく権利が労働者に通知されなければいけないという規制 (Subpart 22.16)、最低賃金規制 (Subpart 22.3, 22.19)、労働基準 (Subpart 22.4, 22.6, 22.10, 22.11, 22.21) および雇用差別に関する規制 (Subpart 22.8, 22.9, 22.13, 22.14) 等の規制も含んでいる。

<sup>168</sup> DFAR Subpart 222.17.

<sup>169</sup> 原文は“[e]ngaging in severe forms of trafficking in persons during the period of performance of the contract”である。

<sup>170</sup> 原文は“any activities on the part of the contractor that support or promote severe forms of trafficking in persons or use of forced labor.”である。

<sup>171</sup> DFAR 222.1703(1)(i)。

<sup>172</sup> 合衆国法典 18 編§1956(f)。

<sup>173</sup> 実際にそのような解釈に基づき起訴された事例がある (Peter D. Hardy, “Indictments Spotlight Broad Extraterritorial Reach of U.S. Money Laundering Statutes” (6 March 2017) <<https://www.moneylaunderingnews.com/2017/03/the-extraterritorial-reach-of-the-money-laundering-statutes/>>.)。もっとも、被告人が有罪を認めたため、裁判所による判断は行われていない。

(financial transaction) を行う者は刑事罰<sup>174</sup>および民事制裁金<sup>175</sup>の対象となると定められている<sup>176</sup>。

- ① 当該金融取引が「特定の違法行為」(“specified unlawful activity”) から得た収益に関連する金融取引である
- ② 当該金融取引に係る資産が何らかの違法行為の収益であることを知っている
- ③ (i) 「特定の違法行為」の継続を促進する意図を持っているまたは内国歳入法 (Internal Revenue Code of 1986) 7201 条もしくは 7206 条違反 (脱税および詐欺など) を構成する行為を行う意図を持っている  
または  
(ii) 当該金融取引の全部または一部が、「特定の違法行為」の収益を隠しもしくは偽装するためのものであると知っている、または連邦法もしくは州法における取引報告義務を回避するためのものであることを知っている

上記①の「特定の違法行為」の中には、人身取引、児童の売買、児童の性的搾取、商業的性行為のための児童を含む人の運送、募集または蔵匿が含まれており<sup>177</sup>、これらの人権侵害に関するマネーロンダリングも本規制の対象となる。

また、以下の 2 つの要件を満たす場合には域外管轄が認められると定められており、「特定の違法行為」自体が米国外で行われている場合にも本規制の対象となる<sup>178</sup>。

- (I) 当該金融取引が米国人によって行われるか、または外国人によって行われる場合であっても、当該金融取引の一部が米国で行われる。
- (II) 当該金融取引または関係する一連の取引が 1 万ドルを超える価値の金銭または金融商品を伴う。

なお同様の観点から、「特定の違法行為」によって得られた資産の金融取引についても規

---

<sup>174</sup> 50 万ドルまたは当該取引額の 2 倍の大きい方を超えない罰金もしくは 20 年を超えない禁固またはその両方 (同上、§1956(a)(1))。

<sup>175</sup> 取引額と 1 万ドルの大きい方を超えない額 (同上、§1956(b))。

<sup>176</sup> 合衆国法典 18 編§1956(a)(1)。また、「特定の違法行為」を実行する目的等で、米国内外に資金を移転することも同様の規制に服する (§1956(a)(2))。

<sup>177</sup> 同上、§1956(c)(7)(B)(vii)。

<sup>178</sup> 同上、§1956(f)。

制がなされている<sup>179</sup>。

---

<sup>179</sup> 以下の要件を満たす金融取引 (monetary transaction) に従事したまたは従事しようとした者は刑事罰 (§3571 で規定される罰金または 10 年を超えない禁固またはその両方 (§1957(b)) の対象となると定める (§1957)。

- ①当該金融取引が「特定の違法行為」により得られた、1 万ドル以上の価値のある刑法上の罪によって得られた資産に関する金融取引である
- ②上記①の事実を知っている
- ③当該金融取引が米国で行われる (§1957(d))

## 第2章 ビジネスと人権に関する国際的な規範、ガイダンス、指標など

第1章で整理したバリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制の内容はさまざまであるものの、これらを順守するために、企業は、そのバリューチェーンにおける人権侵害を防止または排除すること、すなわち人権デューディリジェンスを実施することが求められるという点では共通している。

ビジネスと人権の問題については国境を越えた議論が活発になされており、企業に対してバリューチェーンにおける人権の尊重を求める国際的な規範が複数のフォーラムで発展してきた。また、これらの国際的な規範が企業に求める人権デューディリジェンスの実施についてもガイダンスなどが公表されている。これらの国際規範などは、いずれも法的拘束力はないものの、企業が人権尊重責任を果たす上で重要な指針を提供するものであり、また第1章で整理した米国の人権関連規制の順守という観点からも、十分に理解することが求められるものである。

このような背景を踏まえ、本章では、国際的な規範において企業は人権の尊重に関しどのような責任を負うことが求められているのか、また、係る国際規範を順守するためにどのようなガイダンスや指標を参照すれば良いのかという点について理解を深めるべく、これらの国際規範などが特に発展してきた国際連合（以下「国連」とする）、ILO<sup>180</sup>およびOECDを対象とし、これらのフォーラムで形成されてきた企業の人権尊重責任に関する下記表の主要な国際的な規範、ガイドライン、指標などについて概説する<sup>181</sup>。

項目	国際フォーラム	規範、ガイダンス、指標などの名称
(1)	国連関連のフォーラム	ビジネスと人権に関する国連指導原則
		われわれの世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ
		国連グローバル・コンパクトの10原則
		子どもの権利とビジネス原則
(2)	ILO	多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言（ILO 多国籍企業宣言）
		強制労働との戦い：雇用者および企業のためのハンドブック
		強制労働の指標
(3)	OECD	OECD 多国籍企業行動指針
		責任ある企業行動のためのOECD デューディリジェンス・ガイダンス

<sup>180</sup> 正確には国連の機関であるが、その重要性に鑑みて、本章では独立に扱う。

<sup>181</sup> 本章は関連する国際規範等を全て列挙することを目的とはしておらず、企業の人権尊重責任に関する代表的な国際規範等を示そうとするものである。



## 1. 国連関連のフォーラム

### (1) 国連「ビジネスと人権に関する国連指導原則」

伝統的な国際人権法の議論の中では、各国が自国民を対象として人権を保護する義務を負うとされてきたが、その後のグローバル化・多国籍企業の出現に伴い、国家ではなくビジネスの主体である民間企業が、自国内だけではなく事業進出先の他国においても、国境を越えて深刻な人権侵害を引き起こしている事象の増加が世界的に問題視されるようになった<sup>182</sup>。

係る背景の下で、2011年に、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」<sup>183</sup>（以下「国連指導原則」という）が、国連人権理事会の関連決議により全会一致で承認された。

国連指導原則は、①しかるべき政策、規制、および司法的裁定を通じて、企業を含む第三者による人権侵害から個人を保護するという国家の義務、②人権を尊重するという企業の責任、③司法的、非司法的を問わない実効的な救済へのアクセスの3つの柱によって支えられている。このうち、企業に対して、他者の人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響に対処することを求める②に関する原則（その具体的内容については、別紙参照）は、企業が行う人権デューディリジェンスの基礎となる（国連指導原則に則って人権デューディリジェンスが具体的にどのように実施されるべきかについては第3章で述べる）。

国連指導原則の背景をより詳細に説明し、人権を尊重する企業の責任の側面に焦点を当てた解釈の手引きとして、国連人権高等弁務官事務所（Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights: 以下「OHCHR」という）「人権尊重についての企業の責任（解釈の手引き）」がある<sup>184</sup>。

### (2) 国連「われわれの世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」

2015年に開催された国連持続可能な開発サミットで採択された「われわれの世界を変革

---

<sup>182</sup> 渡邊純子「サステナビリティと日本企業の海外進出ービジネスと人権① 総論ー」（N&A News Letter、2020年10月30日）<[https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter\\_pdf/ja/ja\\_newsletter\\_201030\\_asia.pdf](https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/ja_newsletter_201030_asia.pdf)>7ページ。

<sup>183</sup> United Nations Human Rights Council, “Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework” <<https://digitallibrary.un.org/record/705860?ln=en>>。非公式版ではあるものの、日本語版として、国連広報センター「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために（A/HR/C/17/31）」<[https://www.unic.or.jp/texts\\_audiovisual/resolutions\\_reports/hr\\_council/ga\\_regular\\_session/3404/](https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)>がある。

<sup>184</sup> OHCHR, “The Corporate Responsibility to Respect Human Rights (An Interpretive Guide)” (2012) <[https://www.ohchr.org/Documents/Publications/HR.PUB.12.2\\_En.pdf](https://www.ohchr.org/Documents/Publications/HR.PUB.12.2_En.pdf)>。公益財団法人国際民商事法センターのウェブサイトには、非公式版ではあるものの、「人権尊重についての企業の責任・解釈の手引き・（日本語版）」<[https://www.iccl.or.jp/human\\_rights/](https://www.iccl.or.jp/human_rights/)>も掲載されている。

する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ<sup>185</sup>は、人間、地球および繁栄のための行動計画として、宣言および目標を掲げるものである。

この宣言部分では、小規模企業から多国籍企業、協同組合、市民社会組織や慈善団体などの多岐にわたる民間セクターに対しても、公的セクターと並んで、環境・社会課題に取り組む主体としての役割が求められることが明示されている<sup>186</sup>。

一方で、目標部分が「持続可能な開発目標（SDGs）」であり、17 の目標と 169 のターゲットから構成されている。これらの目標とターゲットは、全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性および女児の能力強化を達成することを目指すものとされる<sup>187188</sup>。

### (3) 国連グローバル・コンパクト「10 原則」

国連グローバル・コンパクトは、世界人権宣言、労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言、環境と開発に関するリオ宣言および国連腐敗防止条約の内容から導き出される 10 原則<sup>189</sup>を公表している。この国連グローバル・コンパクトは企業や団体によって署名され、署名した企業や団体は、これらの 10 の原則を、企業戦略などに取り込むことが期待されている。

国連グローバル・コンパクトには、人権に関する原則として、「企業は国際的に宣言された人権の保護を支援し尊重すべきである」こと、および「人権侵害に加担していないことを確認すること」が、労働に関する原則として「あらゆる形態の強制労働の排除」および「児童労働の実効的な廃止」などが含まれる。

### (4) ユニセフ、国連グローバル・コンパクトおよびセーブ・ザ・チルドレン「子どもの

---

<sup>185</sup> United Nations, “Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development” (A/RES/70/1) (2015) <[https://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/70/1&Lang=E](https://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/70/1&Lang=E)>. 国連広報センター「2030 アジェンダ」<[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)>も参照されたい。

<sup>186</sup> 同上、10 ページ (41)。日本語訳については、外務省のウェブサイトに掲載されている仮訳<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>>を参照されたい。

<sup>187</sup> 同上、1 ページ。

<sup>188</sup> 例えば、目標 8 の「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」の項目において、強制労働に関するターゲットが定められている。具体的には、強制労働を根絶し、現代の奴隷制および人身取引を終わらせ、児童兵士の徴用および使用を含む最悪な形態の児童労働の禁止および撲滅を確保し、2025 年までにあらゆる形態の児童労働を終わらせるための即時かつ効果的な措置を取ることが、ターゲットとされている（同上、20 ページ (8.7)参照）。

<sup>189</sup> The UN Global Compact, “The Ten Principles of the UN Global Compact” <<https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles>>. グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンは、10 原則とともにその解説（いずれも日本語版）をウェブサイト<<https://www.ungcnj.org/gcni/principles.html>>に掲載している。

## 「権利とビジネス原則」

国際的に確立された子どもの人権に基づいて、ユニセフ、国連グローバル・コンパクトおよびセーブ・ザ・チルドレンによって作成された「子どもの権利とビジネス原則」<sup>190</sup>は、児童労働の予防および撤廃のために必要な基準および行動について強化するとともに、企業が子どもに与える影響の多様性についても強調している<sup>191</sup>。

当該原則は全ての企業が取り組むべき 10 の原則で構成されている。まず、原則 1:「子どもの権利を尊重する責任を果たし、子どもの権利の推進にコミットする」が、企業が子どもの権利を尊重する責任を果たすための 3 つの基本的な行動（方針によるコミットメント、人権デューディリジェンスおよび是正措置）の概略を示している。その上で、残りの 9 つの原則は、企業が職場、市場、地域社会または環境において行う全ての活動と取引関係が子どもに与える影響を検討することにより、上記原則 1 の基本的な行動を実践に移すことを奨励している<sup>192</sup>。

具体的には以下の関係となっている。

活動場所	原則	
-	原則 1	子どもの権利を尊重する責任を果たし、子どもの権利の推進にコミットする。
職場	原則 2	全ての企業活動および取引関係において児童労働の撤廃に寄与する。
	原則 3	若年労働者、子どもの親や世話をする人々に働きがいのある人間らしい仕事を提供する。
	原則 4	全ての企業活動および施設などにおいて、子どもの保護と安全を確保する。
市場	原則 5	製品とサービスの安全性を確保し、それらを通じて子どもの権利を推進するよう努める。
	原則 6	子どもの権利を尊重し、推進するようなマーケティングや広告活動を行う。
地域社会と環境	原則 7	環境との関係および土地の取得・利用において、子どもの権

<sup>190</sup> UNICEF, the UN Global Compact and Save the Children, “Children’s Rights and Business Principles” (2012) <<https://www.unicef.org/media/96136/file/Childrens-Rights-Business-Principles-2012.pdf>>. 日本語版<<https://www.unicef.or.jp/csr/pdf/csr.pdf>>もユニセフのウェブサイトに掲載されている。

<sup>191</sup> 同上、3 ページ。

<sup>192</sup> ユニセフ、国連グローバル・コンパクトおよびセーブ・ザ・チルドレン「子どもの権利とビジネス原則（要旨・10 原則）」（2014 年）<[https://www.ungcjin.org/common/frame/plugins/fileUD/download.php?type=contents\\_files&p=elements\\_file\\_1368.pdf&token=5b10829e95ddad7091674acaf7e3fed2c2fc839a&t=20220205193957](https://www.ungcjin.org/common/frame/plugins/fileUD/download.php?type=contents_files&p=elements_file_1368.pdf&token=5b10829e95ddad7091674acaf7e3fed2c2fc839a&t=20220205193957)>参照。

		利を尊重し、推進する。
	原則 8	安全対策において、子どもの権利を尊重し、推進する。
	原則 9	緊急事態により影響を受けた子どもの保護を支援する。
	原則 10	子どもの権利の保護と実現に向けた地域社会や政府の取り組みを補強する。

## 2. ILO

### (1) 「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言 (ILO 多国籍企業宣言)」

ILO 多国籍企業宣言<sup>193</sup>は、社会政策と包括的で責任ある持続可能なビジネス慣行に関して、多国籍企業および政府に対して直接の指針を示すものとして、1977年に採択された。2017年の最新の改訂においては、上記1(1)の国連指導原則や、上記1(2)の持続可能な開発のための2030アジェンダなどが反映されている<sup>194</sup>。

ILO 多国籍企業宣言に規定された原則は、主にILO条約および勧告に盛り込まれている原則に基づいて、雇用、訓練、労働条件・生活条件、労使関係などの分野に関し、多国籍企業、政府、使用者団体および労働者団体に対して指針を提供している<sup>195</sup>。

ILO 多国籍企業宣言において一般方針として掲げられた原則には、人権デューデリジェンスにも言及した以下の原則が含まれている（原則10参照）。

No.	原則
10	<p>ILO 多国籍企業宣言に定められた原則は、本国および受入国の政府および労使団体、ならびに多国籍企業自体の行動に委ねられる。したがって、同原則は、異なる主体がそれぞれ特定の役割を担うべきであるという事実を反映している。この点に関し、本宣言の適用上、</p> <p>(a) 国連指導原則は、人権に関する国および企業それぞれの義務と責任の概要を定めている。国連指導原則は、(i) 人権および基本的自由を尊重、保護および実現するという国の既存の義務（「国の人権保護義務」）、(ii) 社会において特別な機能を果たす組織として、適用される全ての法律の順守と人権尊重を要求される企業の役割（「企業の人権尊重責任」）、ならびに、(iii) 権利義務の定めに従った違反があった場合、これに対応する適切かつ実効的な</p>

<sup>193</sup> ILO, “Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy (MNE Declaration)” (2017) <[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_emp/---emp\\_ent/---multi/documents/publication/wcms\\_094386.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---emp_ent/---multi/documents/publication/wcms_094386.pdf)>. 日本語版「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」（2017年）<[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms\\_577671.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms_577671.pdf)>もILOのウェブサイト上に掲載されている。

<sup>194</sup> ILO「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」（2017年）<[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms\\_577671.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms_577671.pdf)>7ページ。

<sup>195</sup> ILO 多国籍企業宣言に関連するILO条約・勧告の一覧が、ILO 多国籍企業宣言の別添1に掲載されている（同上、21ページ）。

	<p>救済措置を設ける必要性（「救済アクセス」）の認識をその基礎としている。</p> <p>(b) 国連指導原則は全ての国、ならびに、その規模、業種、事業状況、所有形態および構造に関係なく、多国籍企業そのほかの全ての企業に適用される。</p> <p>(c) 企業の人権尊重責任は、その事業の場所に関係なく、多国籍企業を含む企業が、(i) 企業自身の活動を通じて負の影響を引き起こし、またはこれを助長することを回避すること、および負の影響が生じた場合に対処すること、ならびに、(ii) 企業自身が寄与していなくとも、取引関係により企業自身の事業、商品またはサービスに直接関連する人権に対する負の影響の予防または緩和を求めることを要求している。</p> <p>(d) 多国籍企業を含む企業は、少なくとも、国際人権章典、ならびに労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言に定められた基本的権利に関する原則において表明された人権として理解され、国際的に認められた人権に関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定、予防、緩和するとともに、企業自身がこれにどのように対処するかについて責任を持つため、デューディリジェンスを実施すべきである。</p> <p>(e) 多国籍企業を含む企業は、人権リスクを測定するため、企業が企業自身の活動を通じ、または、その取引関係の結果として関与する可能性のある、実際のまたは潜在的な人権への負の影響を特定、評価すべきである。このプロセスには、潜在的に影響を受けかねない集団のほか、労働者団体を含め、該当する企業の規模ならびにその事業の性質および内容から見て適切な利害関係者との有意義な協議を含めるべきである。ILO 多国籍企業宣言の目的を達成するため、このプロセスは、結社の自由と団体交渉がビジネスと人権において中心的な役割を果たすことを考慮し、適切な労使関係の推進および社会対話を重要事項と位置づける、継続的なプロセスとして実施すべきである。</p>
--	---

## (2) 「強制労働との戦い：雇用者および企業のためのハンドブック」

ILO は、雇用主および企業に対するハンドブックとして、「強制労働との戦い：雇用者および企業のためのハンドブック（Combating Forced Labour: A Handbook for Employers and Business）」<sup>196</sup>を公開している。本ハンドブックは、国際経営者団体連盟（International Organization of Employers）と ILO が共同で作成した強制労働に関する雇用者のためのハンドブックである。2015 年の改訂では、国連指導原則も考慮された。

本ハンドブックは、雇用者に対して、強制労働の定義や、強制労働を探知したり強制労働に対処したりするための方法に関する最新の指針を提供し、その事業において強制労働が存在しないことを確保しようとするものである。

本ハンドブックは一連の 7 冊の冊子から構成されており、各冊子は以下の内容を含んで

<sup>196</sup> ILO, “Combating Forced Labour: A Handbook for Employers and Business” (2015) <[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_norm/---declaration/documents/publication/wcms\\_101171.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_101171.pdf)>.

いる。

冊子	見出し	概要
	導入と概要	関連する国際基準、最近の数値やデータ、およびグローバル経済における強制労働の形態に関する情報を、国際条約や議定書の抜粋とともに紹介している。
	雇用者からのよくある質問	経営者や人事担当者などの雇用者からのよくある質問に回答するクイックリファレンスガイドである。囚人労働や強制残業、負債による束縛などのトピックを参照しやすいかたちで取り上げている。
	強制労働に対処するための指導原則	強制労働および人身取引に対する企業の行動を導くための、ILO の基準などに基づく一連の原則を提示する。
	コンプライアンスを評価するためのチェックリストおよびガイダンス	社会監査人などの実務家が企業単位で評価を行うために作成されたチェックリストを提供する。ここには、質問事項のほか、評価の実施方法に関するガイダンスや技術的なアドバイスが含まれている。
	措置を講じるための手引き	企業や雇用主団体が、企業、国および産業のレベルで、ならびにグローバル・サプライチェーンにおいて、強制労働に対処するために講じることができる主要な措置を紹介している。
	措置を講じる上でのヒント	強制労働および人身取引に対処するために企業が講じることのできる具体的な対策や効果を明示した、実践的な一連の参考資料となっている。
	事例紹介	職場やサプライチェーンにおける強制労働に対処するために、各アクターが取り得る多様なアプローチを示す企業や業界の事例を紹介している。

### (3) 「強制労働の指標」

ILO は、強制労働に該当するか否かを見分けるための指標 (Indicators of Forced Labour)<sup>197</sup>として、以下の 11 項目を挙げている<sup>198</sup>。

No.	項目	概要
-----	----	----

<sup>197</sup> ILO, “Indicators of Forced Labour” (2012) <[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-/ed\\_norm/-/declaration/documents/publication/wcms\\_203832.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-/ed_norm/-/declaration/documents/publication/wcms_203832.pdf)>。

<sup>198</sup> 詳細については、渡邊純子「サステナビリティと日本企業の海外進出ービジネスと人権⑩ 人権デューデリジェンスの実践[その 5]ー」(N&A News Letter, 2021 年 11 月 17 日) <[https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter\\_pdf/ja/newsletter\\_211117\\_corporate.pdf](https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_211117_corporate.pdf)>2~4 ページを参照。

①	脆弱性の悪用	いかなる者も強制労働の対象になり得るものの、特に脆弱性の高い個人は強制労働の標的にされやすいという実態がある。具体的には、(暴力の対象となりやすい) 女性や未成年、(現地語を話せない) 移民、(職業選択の自由の幅が少ない) 貧困層および宗教的・民族的少数者などが挙げられる。これらの労働者の脆弱な立場を、使用者側が搾取の意図を持って利用すると、強制労働が生じ得る。
②	詐欺	労働者(子どもの場合には両親を介する場合もある)が、ある約束を信じて雇用関係に入ったものの、当該約束が果たされず、真実を知らされていれば当該関係に入らなかったであろう場合に、詐欺的な採用に該当する。約束の内容は、賃金・仕事内容・住居などの労働条件や学費の負担など、さまざまである。
③	移動の制限	労働者の逃走を防止するために、作業場または移動中において常に移動が制限されている場合(工場を施錠して労働者を閉じ込めたり、警備員やカメラにより労働者の所在を監視したりしている場合など)が典型例である。労働者の安全を確保するために行われている場合もあるが、合理的理由がなければ強制労働を基礎づける大きな要素となる。
④	孤立	強制労働の対象者はしばしば外界から隔離されている。人間の居住地域から遠く離れた、移動手段も存在しないような場所に隔離されていることもあるが、居住地域に居ながらも、通信手段を没収され自由な出入りも禁止されるなど、外界との接点を遮断されている事案も存在する。
⑤	身体的・性的暴力	労働者を支配下に置くためにドラッグやアルコールの摂取を強要する、当初約束されていた労働内容に加えて使用者やその関係者との性的関係を強要する、そもそも誘拐した上で強制労働の状況下に置くなどがあり得る。このような暴力はいかなる場合にも許容されないため、強制労働を基礎づける大きな要素となる。
⑥	脅迫	労働者が、労働条件に関する不満や仕事を辞める意思表示をした際に、労働条件をさらに悪化させる旨の脅迫が行われている事案や、労働者の脆弱性を高めるため、恒常的に精神的なハラスメントが行われている事案などが存在する。脅迫の信憑性と影響力は、各労働者の年齢、個人的な信条や文化的バックグラウンド、社会的経済的ステータスなども考慮して判断することになる。
⑦	身分証明書の保持	使用者が労働者の個人的な身分証明書またはそのほかの重要物を占有しており、労働者が自由に使用、アクセスできず、それによって雇用関係を終了させることが妨げられている場合、強制労働を基礎づける事実となる。
⑧	賃金の保留	賃金の支払いの遅れや不定期な支払いの事実により、直ちに強制労働が認定されるわけではないものの、労働者を職場に留めるために意図的に

		賃金の支払いが遅らされており、仕事を辞める自由が事実上労働者に与えられていない場合には強制労働に該当する。
⑨	負債による束縛	給与の前払い、児童労働の対価として当該児童の親に対して貸し出されるローン、生活費、医療費などの緊急費用のローンなど、さまざまな形態で労働者に対する負債を負わせ、(特に労働者の識字能力が欠けている場合などに) 負債残額の不当な操作や法外な利子の請求により、労働者が債務の返済(労働の提供)から逃れられないようにしている場合が該当する。
⑩	虐待的な労働環境および生活環境	危険または不衛生な職場などの著しく劣悪な労働環境や生活環境は、(他に仕事がないことなどを理由に、労働者が任意で受け入れている場合もあるため、当該事実のみで直ちに強制労働が認定されるわけではないものの)、搾取的な労働からの労働者の離職を妨げる脅迫が存在し得ることの兆候となり得る。
⑪	過剰な時間外労働	強制労働を強要されている労働者は、国内法や労働協約の定めを超える時間外労働や連続した日数の勤務を義務付けられていることがある。時間外労働の事実それ自体が強制労働に該当するものではないものの、解雇の可能性など何らかのかたちで脅迫を受けることによって、過剰な労働が行われている場合には、強制労働を基礎づける事実として認められる。

なお、CBP 作成の「An Informed Compliance Publication. What Every Member of the Trade Community Should Know About: Reasonable Care」(上記第 1 章 5 (1) 参照) は、輸入者が強制労働に関する輸入禁止措置に係る判断をする際に検討すべき項目として、上記指標を参照するよう求めている。

### 3. OECD

#### (1) 「OECD 多国籍企業行動指針」

「OECD 多国籍企業行動指針 (OECD Guidelines for Multinational Enterprises)」<sup>199</sup>は、1976 年に、多国籍企業に対して期待される責任ある行動を自主的に取るよう勧告するために、OECD が策定した指針である。OECD 多国籍企業行動指針に法的な拘束力はないものの、一般方針、情報開示、人権、雇用および労使関係、環境、贈賄・贈賄要求・金品の強要

<sup>199</sup> OECD, “OECD Guidelines for Multinational Enterprises (2011 Edition)” (2011) <<https://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>>. 非公式版ではあるが、外務省のウェブサイト上に日本語版「OECD 多国籍企業行動指針 (2011 年改訂版仮訳)」<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku\\_ho.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf)>も掲載されている。



の防止、消費者利益、科学および技術、競争、納税など、幅広い分野における責任ある企業行動に関する原則と基準を定めている。

OECD 多国籍企業行動指針は、世界経済の発展や企業行動の変化などの実情に合わせ、これまでに合計 5 回改訂されている。直近の 2011 年の改訂では、企業には人権を尊重する責任があるという内容の人権に関する章が新設され、上記 1 (1) の国連指導原則の内容が取り込まれた<sup>200</sup>。具体的に規定されている指針は、以下のとおりである。

#### 人権に関する行動指針

国家は、人権を保護する義務を負う。企業は、国際的に認められた人権、活動を行う国の国際的人権義務、ならびに関連する国内法および規則の枠内において、次の行動を取るべきである。

1. 人権を尊重する。これは、企業は他者の人権侵害を避けるべきであり、企業が関与した人権への負の影響に対処すべきという意味である。
2. 企業自身の活動の文脈において、人権への負の影響を引き起こすまたは助長することを避けるとともに、そのような影響が生じた場合には対処する。
3. 企業が人権への負の影響を助長していなくとも、取引関係により、企業の事業活動、製品またはサービスに直接結び付いている場合には、人権への負の影響を防止しまたは緩和する方法を模索する。
4. 人権を尊重するための政策的なコミットメントを行う。
5. 企業の規模、事業の性質および活動の文脈、ならびに人権への負の影響のリスクの重大性に応じて適切に人権デューディリジェンスを実施する。
6. 企業が人権への負の影響を引き起こしたまたは助長したと特定した際は、企業はそれらの負の影響からの救済において、正当な手続きを提供するかそれを通じた協力を行う。

## (2) 「責任ある企業行動のための OECD デューディリジェンス・ガイダンス」

OECD 閣僚理事会は、2018 年に、デューディリジェンスのための勧告および関連する規定を平易な言葉で説明することにより、企業が上記 (1) の OECD 多国籍企業行動指針を実施するための実務的な支援を提供することを目的として、「責任ある企業行動のための OECD デューディリジェンス・ガイダンス」<sup>201</sup> (以下「OECD ガイダンス」という) を採択し

<sup>200</sup> 同上、31-34 ページ (Section IV)。

<sup>201</sup> OECD, “OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct” (2018) <<http://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-Responsible-Business-Conduct.pdf>>。非公式版ではあるが、OECD のウェブサイト上に日本語版「責任ある企業行動のための OECD デューディリジェンス・ガイダンス」<<http://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>>も掲載されている。

た<sup>202</sup>。係る OECD ガイダンスは、上記 1 (1) 国連指導原則および上記 2 (1) の ILO 多国籍企業宣言に含まれているデューディリジェンスについての勧告を企業が実施する上でも役立つものとされている。

OECD ガイダンスにおいて、人権デューディリジェンスは、以下の 6 つのプロセスで構成されているとする<sup>203</sup>。

- ① 責任ある企業行動を企業方針および経営システムに組み込む。
- ② 企業の事業、サプライチェーンおよびビジネス上の関係における負の影響を特定し、評価する。
- ③ 負の影響を停止、防止および軽減する。
- ④ 実施状況および結果を追跡調査する。
- ⑤ 影響にどのように対処したかを伝える。
- ⑥ 適切な場合、是正措置を行う、または是正のために協力する。

OECD ガイダンスは、上記 6 つのプロセスの具体的な行動例を示すとともに、附属書として、デューディリジェンスに関する追加的な説明、ヒントおよび理解に役立つ例を提供している。

さらに、OECD は、以下の特定のセクターについて、セクター別のデューディリジェンス・ガイダンスを公表している<sup>204</sup>。

- ・ 紛争地域および高リスク地域からの鉱物調達

企業が、鉱物の購入に関する決定と実施を通じて、人権を尊重し、紛争の助長を回避することを支えるために、「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライ

---

<sup>202</sup> OECD ガイダンスは、2015 年 6 月に G7 エルマウ・サミットで採択された首脳宣言に応えるかたちで作成が開始された。同宣言は、特に中小企業におけるデューディリジェンスについての共通理解を確立することの重要性を認識し、G7 諸国で事業を行うまたは本社を置く企業がそのサプライチェーンにおいてデューディリジェンスを実施することを奨励したものである。その後、複数のステークホルダーと協議を重ね、時間をかけて作成された OECD ガイダンスは、2018 年 5 月に、OECD 閣僚理事会で採択された（同上、3 ページ参照）。

<sup>203</sup> 同上、21 ページ。

<sup>204</sup> 開示されているセクター別のデューディリジェンス・ガイダンスは、OECD のウェブサイト<<http://mneguidelines.oecd.org/guidelines/>>から確認することができる。

イチェーンのためのデューディリジェンス・ガイドンス」<sup>205</sup>が策定されている。また、OECD のウェブサイト上には、鉱物のサプライチェーンに関するポータルサイト<sup>206</sup>も作成されつつある。

当該ガイドンスは、「最悪の形態の児童労働」を、鉱物調達に関連する最も深刻な人権侵害として指摘しており、OECD は、企業が係る人権侵害を特定し、対処するための実践的な行動を示した文書<sup>207</sup>も別に公表している。

- ・ 採掘

鉱業、石油、ガスなどの探査と採掘に関わる企業において、ステークホルダー・エンゲージメント（意義につき、第3章1（1）参照）を行う際に生じる課題に対処するためのガイドンスとして、「採掘セクターにおける意義あるステークホルダー・エンゲージメントのためのデューディリジェンス・ガイドンス」<sup>208</sup>が策定されている。

- ・ 衣類・履物

衣類および履物の分野におけるデューディリジェンスと、責任あるサプライチェーンマネジメントに関する共通理解を確立するものとして、「衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイドンス」<sup>209</sup>が策定されている。また、衣類・履物セクターにおける中小企業の数とその重要性に鑑み、中小企業に焦点を当てた入門書<sup>210</sup>も用意されている。

---

<sup>205</sup> OECD, “OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas (Third Edition)” (2016) <<https://www.oecd.org/daf/inv/mne/OECD-Due-Diligence-Guidance-Minerals-Edition3.pdf>>. 簡易版ガイドンスも OECD のウェブサイト<[https://www.oecd.org/daf/inv/mne/EasytoUseGuide\\_English.pdf](https://www.oecd.org/daf/inv/mne/EasytoUseGuide_English.pdf)>に掲載されている。また、非公式版ではあるが、日本語版「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイドンス第三版（仮訳）」<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100057444.pdf>>のリンクも OECD のウェブサイト上に掲載されている。

<sup>206</sup> OECD, “OECD Portal for Supply Chain Risk Information” <<https://www.oecd.org/daf/inv/mne/oecd-portal-for-supply-chain-risk-information.htm>>.

<sup>207</sup> OECD, “Practical actions for companies to identify and address the worst forms of child labour in mineral supply chains” (2017) <<https://mneguidelines.oecd.org/Practical-actions-for-worst-forms-of-child-labour-mining-sector.pdf>>.

<sup>208</sup> OECD, “OECD Due Diligence Guidance for Meaningful Stakeholder Engagement in the Extractive Sector” (2017) <[https://www.oecd-ilibrary.org/governance/oecd-due-diligence-guidance-for-meaningful-stakeholder-engagement-in-the-extractive-sector\\_9789264252462-en](https://www.oecd-ilibrary.org/governance/oecd-due-diligence-guidance-for-meaningful-stakeholder-engagement-in-the-extractive-sector_9789264252462-en)>.

<sup>209</sup> OECD, “OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains in the Garment and Footwear Sector” (2017) <[https://www.oecd-ilibrary.org/governance/oecd-due-diligence-guidance-for-responsible-supply-chains-in-the-garment-and-footwear-sector\\_9789264290587-en](https://www.oecd-ilibrary.org/governance/oecd-due-diligence-guidance-for-responsible-supply-chains-in-the-garment-and-footwear-sector_9789264290587-en)>. また、非公式版ではあるが、日本語版「OECD 衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイドンス（仮訳）」<[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/fiber/pdf/JP\\_OECD-Due-Diligence-Guidance-Garment-Footwear.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/JP_OECD-Due-Diligence-Guidance-Garment-Footwear.pdf)>のリンクも OECD のウェブサイト上に掲載されている。

<sup>210</sup> OECD, “Introductory paper on SMEs and Responsible Business Conduct in the Garment and Footwear Sector” (2021) <<http://mneguidelines.oecd.org/Introductory-paper-on-smes-and-responsible-business-conduct-in-the-garment-and-footwear-sector.pdf>>.

- ・ 農業

企業が農産物のサプライチェーンにおいて責任ある企業行動の基準を順守することを支える目的で、「[責任ある農業サプライチェーンのための OECD-FAO ガイダンス](#)」<sup>211</sup>が、OECD および国連食糧農業機関（FAO）により策定された。

- ・ 金融機関

金融機関に対して、顧客に関連する環境上のおよび社会的なリスクを特定および対処し、またそれらのリスクに関してコミュニケーションをとるためのグローバルな共通枠組みとして、「[責任ある企業融資と証券引受のためのデューディリジェンス](#)」<sup>212</sup>が策定された。係る報告書は、銀行やそのほかの金融機関が、企業への融資や証券引受の業務に関連して、上記（1）の OECD 多国籍企業行動指針のデューディリジェンス勧告を実施することを支援するものである。

---

<sup>211</sup> OECD, Food and Agriculture Organization of the United Nations, “OECD-FAO Guidance for Responsible Agricultural Supply Chains” (2016) <[https://www.oecd-ilibrary.org/agriculture-and-food/oecd-fao-guidance-for-responsible-agricultural-supply-chains\\_9789264251052-en](https://www.oecd-ilibrary.org/agriculture-and-food/oecd-fao-guidance-for-responsible-agricultural-supply-chains_9789264251052-en)>。また、非公式版ではあるが、日本語版「責任ある農業サプライチェーンのための OECD-FAO ガイダンス（仮訳）」<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100100155.pdf>>のリンクも OECD のウェブサイト上に掲載されている。

<sup>212</sup> OECD, “Due Diligence for Responsible Corporate Lending and Securities Underwriting - Key considerations for banks implementing the OECD Guidelines for Multinational Enterprises” (2019) <<https://mneguidelines.oecd.org/final-master-due-diligence-for-responsible-corporate-lending-and-securities-underwriting.pdf>>。また、非公式版ではあるが、日本語版「責任ある企業融資と証券引受のためのデューディリジェンス — OECD 多国籍企業行動指針を実施する銀行等のための主な考慮事項 —（仮訳）」<[http://www.env.go.jp/policy/JP\\_Due-Diligence-for-Responsible-Corporate-Lending-and-Securities-Underwriting.pdf](http://www.env.go.jp/policy/JP_Due-Diligence-for-Responsible-Corporate-Lending-and-Securities-Underwriting.pdf)>のリンクも OECD のウェブサイト上に掲載されている。

### 第3章 人権デューディリジェンスの実践

ここまで第1章においては、グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制を整理し、また第2章においては、ビジネスと人権の問題に関する国際的な規範などを紹介した。

第3章では、これらを踏まえて、企業が、実際に上記の国際規範や米国規制の順守を確保するために、いわゆる人権デューディリジェンスをどのように実践するべきかについて解説する。具体的には、まず、第2章で取り上げた確立した国際規範において企業に実施することが期待されている人権デューディリジェンスの概要を説明する（下記1.）。

その上で、米国政府は、企業が人権デューディリジェンスを実施することを支援するためのさまざまな資料を作成しているところ、これらの資料などを、第1章で取り上げた米国規制が対象とする人権問題のうち、強制労働問題、監視機器による人権侵害および紛争鉱物に関する人権侵害に対処するための人権デューディリジェンスの実践過程においてどのように活用し得るかについて検討する（下記2.）。

#### 1. 人権を尊重する企業の責任

##### (1) 総論

###### ア 人権デューディリジェンスの全体像

人権デューディリジェンスの実践過程においてまず参照すべき資料は、2011年に国連の人権理事会の関連決議により全会一致で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」である（第2章と同様に以下「国連指導原則」という）<sup>213</sup>。国際人権法は伝統的に、国際条約の締約国である各国政府を名宛人として、国家に自国の管轄下の個人の人権を保護する義務を課しているが、国連指導原則では、国家だけではなくビジネスの主体である民間企業が、また自国内ではなく事業進出先の他国においても国境を越えて深刻な人権侵害を引き起こし得ることを前提に企業はどのように責任を果たし得るかを検討している<sup>214</sup>。当該原則自体は法的拘束力のない、いわゆるソフトローではあるものの、国家や企業がその責任を果た

---

<sup>213</sup> OHCHR, “Guiding Principles on Business and Human Rights : Implementing the United Nations ‘Protect, Respect and Remedy’ Framework” <[https://www.ohchr.org/documents/issues/business/a-hrc-17-31\\_aev.pdf](https://www.ohchr.org/documents/issues/business/a-hrc-17-31_aev.pdf)>. 第2章記載のとおり、和訳は国連広報センターウェブサイト<[http://www.unic.or.jp/texts\\_audiovisual/resolutions\\_reports/hr\\_council/ga\\_regular\\_session/3404/](http://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)>より入手可能。

<sup>214</sup> OHCHR, “Frequently Asked Questions About the Guiding Principles on Business and Human Rights” (2014) <[https://www.ohchr.org/Documents/Publications/FAQ\\_PrinciplesBusinessHR.pdf](https://www.ohchr.org/Documents/Publications/FAQ_PrinciplesBusinessHR.pdf)>, Q2 および Q3。

すための指標としての位置付けを有し<sup>215</sup>、その後の各種の国際的なガイドライン、各国による人権デューディリジェンスについてのハードロー<sup>216</sup>、および各国の関連政策は、基本的に国連指導原則の内容を前提に作成されている<sup>217</sup>。

加えて、以下の資料についても参考になる<sup>218</sup>。

- OHCHR の「人権尊重についての企業の責任（解釈の手引き）<sup>219</sup>」（国連指導原則の解釈指針）
- OECD の「多国籍企業行動指針」<sup>220</sup>および多国籍企業行動指針の手引き書である「責任ある企業行動のための OECD デューディリジェンス・ガイダンス」（第 2 章と同様に以下「OECD ガイダンス」という）<sup>221</sup>。

国連指導原則は、人権を尊重する企業の責任に関し、企業に対して、①企業活動による人権への負の影響の惹起・助長の回避、およびそのような影響が生じた場合の対処、②（自ら助長していない場合であっても）取引関係により自社の製品・サービスに直接関連する人権

---

<sup>215</sup> OHCHR, “Frequently Asked Questions About the Guiding Principles on Business and Human Rights” (2014) <[https://www.ohchr.org/Documents/Publications/FAQ\\_PrinciplesBusinessHR.pdf](https://www.ohchr.org/Documents/Publications/FAQ_PrinciplesBusinessHR.pdf)>, Q3.

<sup>216</sup> 渡邊純子「【連載】サステナビリティ時代に求められる企業の経営戦略 第 7 回 世界の人権デューディリジェンス関連法制総まとめ」（Business lawyers、2021 年 6 月 23 日）<<https://www.businesslawyers.jp/articles/949>>、日本貿易振興機構『「サプライチェーンと人権」に関する政策と企業への適用・対応事例（改訂第 3 版）】<[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/scm\\_hrm/report210609.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/report210609.pdf)>参照。

<sup>217</sup> 同上。

<sup>218</sup> 指導指針の内容を中小企業用により分かりやすくかみ砕いた内容として、一般財団法人国際経済連携推進センターによる中小企業向け人権デューディリジェンスガイドラインも JETRO ウェブサイト<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/02/08e9ff5eb005bdf3.html>>に公開されている。

<sup>219</sup> OHCHR, “The Corporate Responsibility to Respect Human Rights (An Interpretive Guide)” (2012) <[https://www.ohchr.org/Documents/Publications/HR.PUB.12.2\\_En.pdf](https://www.ohchr.org/Documents/Publications/HR.PUB.12.2_En.pdf)>。第 2 章記載のとおり、和訳は公益財団法人国際民商事法センター「人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き-」<[https://www.iccl.or.jp/human\\_rights/](https://www.iccl.or.jp/human_rights/)>より入手可能。

<sup>220</sup> OECD “OECD Guidelines for Multinational Enterprises (2011 Edition)” (2011) <<https://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>>。非公式版ではあるが、外務省のウェブサイト上に日本語版「OECD 多国籍企業行動指針（2011 年改訂版仮訳）」<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku\\_ho.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf)>も掲載されている。

<sup>221</sup> OECD “OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct” (2018) <<http://mneguidelines.oecd.org/due-diligence-guidance-for-responsible-business-conduct.htm>>。非公式版ではあるが、OECD のウェブサイト上に日本語版「責任ある企業行動のための OECD デューディリジェンス・ガイダンス」<<http://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>>も掲載されている。なお、国連指導原則と OECD 多国籍企業指針の間では、基本的に一貫性が保たれており、相互補完的な位置付けとなっている。関係の詳細については、安部憲明「ビジネスと人権 国連と OECD の原則・ルールでリスク管理を万全に」『会社法務 A2Z』175 号（2021 年）18～19 ページ参照。

への負の影響についての防止・軽減を求めている（国連指導原則 13）<sup>222</sup>。

また、そのための具体的な運用として、(a) 人権を尊重する企業の責任を果たすという方針（以下「人権方針」という。下記①）によるコミットメント、(b) 人権への負の影響の特定・防止・軽減・対処についての責任を持つための人権デューディリジェンスの定期的な実施（下記②から⑤）、(c) 企業が惹起または寄与した負の影響に対する救済手続きの整備（下記⑥）が求められている<sup>223</sup>。

図1. デューディリジェンス・プロセス、及びこれを支える手段



（出所）日本語版「責任ある企業行動のための OECD デューディリジェンス・ガイドランス」  
<<http://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>>  
23 ページ

上記の (a) から (c) の運用は一体的に行われ、PDCA サイクルを回しつつ人権に関するコンプライアンス体制を検証し続ける作業となる。これは、M&A などの局面で、投資先の選定を行うために一時的に行われる「デューディリジェンス」とは一線を画するものであり、主に以下の点で異なる<sup>224</sup>。

- ・ 調査対象となるリスクは、権利主体である「人」に対する人権リスクであり、企業に対するリスクではない。企業の事業活動が関係する人権リスクは膨大にあり得るために、

<sup>222</sup> 国連指導原則 13 参照。

<sup>223</sup> 国連指導原則 15 参照。

<sup>224</sup> 観点の整理については、渡邊純子「【連載】サステナビリティ時代に求められる企業の経営戦略 第 8 回 人権デューディリジェンスの実践（その 1） - 人権デューディリジェンス全般に関する留意点と 5 つのステップ」（Business lawyers、2021 年 7 月 29 日）<<https://www.businesslawyers.jp/articles/987>>参照。

優先順位づけが行われるが（下記 1. (3)）、「最も深刻、または対応の遅れが是正を不可能とするような人権リスク」への影響の防止・軽減が最優先となる<sup>225</sup>。

- ・ 自社事業と人権リスクの検証を行う必要があるが、人権リスクの内容も事業の性質も継続的に変化するため、本プロセスは継続的および定期的に行われる。
- ・ 下記イのとおり、「人権」に含まれる課題は幅広いため、上記運用の実現のためには、全社的な対応が必要である。取締役会などの会社の経営会議体のトップコミットメントの下で、コンプライアンスに関係する部署（CSR、法務、コンプライアンス、人事、環境管理など）、ビジネス上の関係先の管理や新規決定をする事業部署（購買、調達、販売の各担当部署など）、製品の製造・設計に関わる部門（製造、設計の各担当部署）、海外事業部門など、関与し得る全部門による統合的な対応が行われることが望ましい<sup>226</sup>。
- ・ 人権リスクの有無・内容を調査するためには、当該人権の権利保持者（以下「ライツホルダー」という）自身からの情報収集を行うことが重要である。また、人権リスクには、各国家における法律およびその執行体制のみでなく、背景にある貧困問題、差別、現地特有の文化、ライツホルダーを取り囲む人々の人権意識、その時々での政治的安定性、内戦や紛争など、国・地域・コミュニティごとの固有の事情が複雑に絡み合うため、個社ごとの努力で解決できる事項については限界がある。そこで、実際に影響を受け得るステークホルダーであるライツホルダーに加え、人権に関する専門知識を有する人材、上記のような課題の解決を目的とする各種機関・団体（海外サプライチェーンを有する企業の場合、地域コミュニティ、現地の NGO や現地の労働組合<sup>227</sup>）、取引相手、同じ産業団体に属する企業など、さまざまな立場の人・機関・企業などと協働して行われることが望ましい（以下このような協働を「ステークホルダー・エンゲージメント」という）。

#### イ 企業の責任の内容と企業がみるべき「人権」

以下では、国連指導原則上定められる企業の責任の内容と企業が考慮すべきとされる「人権」の内容について説明する。

国連指導原則 13 は、(a) 企業が負の影響を引き起こす場合や、企業が、企業自身の活動を通じて直接に、または外部機関（政府、他企業など）を通じて負の影響を助長する場合には、当該負の影響に対処し、(b)（自ら負の影響を引き起こしたり助長したりしていなくても）事業関係により、自社の製品またはサービスを通じて負の影響に関与してしまう場合に

<sup>225</sup> OECD ガイダンス Q15 参照。

<sup>226</sup> その他関与し得る部門については、OECD ガイダンス Q16 および表 5 参照。

<sup>227</sup> 実際に日系企業が協働を行っているステークホルダーの相手については、IDE-JETRO（山田美和・井上直美）「グローバル市場で求められる『責任あるサプライチェーン』とは？—世界の日系企業 80 社アンケートから読み解くギャップとリスク—『日系企業の責任あるサプライチェーンに関するアンケート調査』より」（2019年3月）<[https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Research/Project/2018/pdf/2018110007\\_06.pdf](https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Research/Project/2018/pdf/2018110007_06.pdf)>を参照。



は、当該負の影響の防止または軽減に努めるべき旨を定めている。

また、企業が尊重すべきとされている「人権」は、国際的に認められた人権であって、国内法の順守のみでは足りない<sup>228</sup>。この最低限の内容としては、国際人権章典（世界人権宣言、市民的および政治的権利に関する国際規約ならびに経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約）で表明されたもの、ならびに労働における基本的原則および権利に関するILOの宣言に挙げられたILOの8つの中核的条約上の基本権が含まれる<sup>229</sup>。ただし、企業が人権を尊重した行動を確実なものとするために、これら以外のさらなる基準を考慮する必要が生じる可能性があることに留意する必要がある<sup>230</sup>。

もともと、国際人権法は各条約締約国に人権保護などの義務を課し、具体的な措置は各締約国の立法に委ねるものであるという性質上、上記に挙げた条約文書など自体の文言は、抽象的であり、これらの成立から既に何十年も経過した現代において、新たな事象や社会課題が生じる中、現代の新たな状況に各権利がいかに対応するかを検討する必要がある。問題となり得る人権についての国際的な議論の状況、すなわち国際機関での各種決議<sup>231</sup>、人権条約機関の一般的意見<sup>232</sup>、これを踏まえた各国の意見表明の内容、各国裁判所や地域人権裁判所などでの解釈・運用状況など、さまざまなレベルでの議論に従い、国際人権の内容が形成さ

---

228 渡邊純子「サステナビリティと日本企業の海外進出ービジネスと人権① 総論ー」（N&A News Letter、2020年10月30日）<[https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter\\_pdf/ja/ja-newsletter\\_201030\\_asia.pdf](https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/ja-newsletter_201030_asia.pdf)>7ページ参照。

229 国連指導原則12。各条約で定められている権利のタイトルは、「人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き-」の付録Iに列挙されている。

230 国連指導原則12および「人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き-」問4参照。ここでは、上記以外の条約の例として、特定の集団または地域住民に属する人々の権利を詳述した国連の人権に関する文書（あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約、児童の権利に関する条約、全ての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約、障害者の権利に関する条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言、民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する者の権利に関する宣言等）が挙げられている。また、武力紛争時の国際人道法の基準適用の必要性にも言及がある。

231 例えば国連総会決議や国連人権理事会決議等。国連関連の決議の一部（2007年から2018年）は国連広報センター<[https://www.unic.or.jp/texts\\_audiovisual/resolutions\\_reports/hr\\_council/](https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/)>から和訳を入手することも可能である。

232 「人権条約機関（treaty body）」とは、国連で作成された中核的な各国際人権条約の、締約国による国内での条約の履行状況を国際的に監視するために設けられた機関である。個人資格の委員で構成される委員会の設置を通じて、一般的意見等の発行により各人権条約の解釈等を日常的に行うほか、国家報告制度を通じて各締約国の状況を審査し総括所見を発行する等の活動を行っている。「一般的意見（general comment）」とは、各条約機関が、多数の締約国の報告審査により得られた知見や条約の特定の規定の解釈につき、全締約国に宛てて公表するものである（渡邊純子「【連載】サステナビリティ時代に求められる企業の経営戦略 第9回 国際人権法の成り立ちと実務への適用・水に対する権利を題材に」（Business lawyers、2021年9月15日）<<https://www.businesslawyers.jp/articles/1001>>脚注6参照）。国連の主な人権条約機関のリストおよび一般的意見はOHCHRウェブサイト<<https://www.ohchr.org/en/hrbodies/pages/tbgeneralcomments.aspx>>から参照可能である。

れていく<sup>233</sup>。

このように、国連指導原則は、上記のとおり幅広い人権の尊重責任を企業に対して課している。したがって、自社内のハラスメント、差別、長時間労働などの自社の従業員の労務に関する問題への対処のみならず、自社製品の上流・下流全体に関わる人々の人権の尊重まで、企業が考慮すべき範囲に含まれることにも留意が必要である。後者の例としては、原料の調達元の工場で働く人々の労働に関する権利、自社販売製品・部品・技術が意図せず強権国家などでの監視目的で利用される場合の当該国の市民の人権、大規模なインフラ事業による天然資源の開発事業により住居の移転を強制される地域住民の人権などが考えられる。

以上を踏まえて、以下では、人権デューディリジェンスの具体的な実践プロセスについて説明する。

## (2) 人権方針によるコミットメント（国連指導原則 16）

上記（1）アで記載したとおり、人権デューディリジェンス実践の基盤となる取り組みとして人権方針の策定がある。

人権方針の要件は、国連指導原則 16 で以下のとおり定められている<sup>234</sup>。

- ① 企業の最上位の会議体で承認されていること
- ② 社内外の適切な専門家による情報提供を得ていること
- ③ 従業員、事業上のパートナー、そのほか自社の企業活動・製品またはサービスに直接関係している者に対する人権上の配慮を明記していること
- ④ 一般に公開されており、内外問わず全ての従業員、事業パートナー、そのほかの関係者に周知されていること
- ⑤ 社内全体に浸透させるために、企業の経営方針や手続きに反映されていること

人権方針は、単なる会社の内部方針ではなく、これが事業活動を行うための正統性のある最低基準であると経営陣が理解していることを、企業の内外に向けてはっきりと示す公的

---

<sup>233</sup> 国際人権の内容の形成につき、「水に対する権利」を題材に議論した文献として、渡邊純子「【連載】サステナビリティ時代に求められる企業の経営戦略 第 9 回 国際人権法の成り立ちと実務への適用 - 水に対する権利を題材に」（Business lawyers、2021 年 9 月 15 日）。  
<<https://www.businesslawyers.jp/articles/1001>>も参照。本記事では、国際人権法は時間をかけた議論を経て国際社会でのコンセンサスを得ながら変容していく性質を有するため、国際的な議論の動向を意識しつつ、企業の事業活動との関連性の中で対処すべき範囲および内容を定期的に確認する必要性が指摘されている。

<sup>234</sup> 外務省「『ビジネスと人権』に関する取組事例集」（令和 3 年 9 月）<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100230712.pdf>>には、要件ごとの日本企業による具体的な対応事例が紹介されており（3~4 ページおよび 10 ページ）、各社の人権方針策定プロセスについても記載されている。

なコミットメントである<sup>235</sup>。本方針は、自社の従業員に対し、経営陣の期待を明確に伝え、自社内で意思統一を果たすとともに、コミットメントを実行に移すための内部手続きを整備するきっかけとなる。また、取引先と自社方針に従った関係構築を進めるための重要な手段ともなる。このように、人権方針は人権の尊重を企業の価値に組み込むための不可欠な第一歩となる<sup>236</sup>。

人権方針策定時には、まずは、企業が最も影響を与える可能性のある人権を知っておく必要がある<sup>237</sup>。また、自社が典型的なかたちでまたは定期的に一定の人権へのリスクを増大させるような状況で事業活動を行っている場合、人権方針に当該人権に関する懸念を強調して取り上げることも選択肢となる<sup>238</sup>。一方で、人権方針の対象が、特定の権利のみに狭く限定されないよう注意する必要もある。また、上記（1）ア記載のとおり、問題となる人権や事業の性質は変わり得るものであるから、人権方針は定期的に見直されることを前提に策定されなければならない<sup>239</sup>。

人権方針策定時には、上記（1）アのように会社の各部門から知見を収集するとともに、社外のステークホルダー（労働組合、NGO、使用者団体、業界団体など）との対話・協議を行うことも有用である<sup>240</sup>。特に、企業の事業活動により影響を受ける可能性が最も高いステークホルダーを代弁する組織（労働組合、NGOなどが考えられる）との協議は、人権方針がどのように受け取られる可能性が高いかを事前に理解するために、有用である<sup>241</sup>。

---

<sup>235</sup> 考え得る人権方針の内容として、日弁連「人権デューディリジェンスのためのガイダンス（手引）」（2015年1月7日）<[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2015/150107\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2015/150107_2.html)>では、①人権尊重に対する会社の考え方、②企業関係者（ステークホルダー）に対する人権についての期待、③人権に関する国際規範や国際基準への支持表明、④方針の適用範囲、⑤企業理念や他の社内規定（行動規範、CSR活動方針等）との関連性、⑥ステークホルダー（rights holders）との対話・協議について、⑦人権侵害事象が発生した場合の是正プロセス（救済手段）を挙げている。

<sup>236</sup> 「人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き-」問 21 および 25 参照。

<sup>237</sup> 業種ごとのリスクの例として、「人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き-」問 15 および 23 参照。

<sup>238</sup> 「人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き-」問 23 参照。

<sup>239</sup> 人権方針自体を改訂することが難しい場合、重要課題を別表形式で別出しし、見直しを行いやすい体制を整えることも考え得る（外務省「『ビジネスと人権』に関する取組事例集」（令和3年9月）<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100230712.pdf>>13 ページ（味の素株式会社の事例））。

<sup>240</sup> OECD ガイダンス Q15 参照。

<sup>241</sup> 「人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き-」問 24 参照。

### (3) 人権デューディリジェンスの実施（国連指導原則 17-24）

人権デューディリジェンスの各ステップの全体像については、以下のとおりである<sup>242</sup>。

#### ステップ 1：スコーピング（調査対象の範囲の確定）

上記の留意点でも述べたとおり、企業活動に関わるまたは関わり得る人権リスクは膨大にあるため、毎回の人権デューディリジェンスにおいて、適切な優先順位づけが必要となる<sup>243</sup>。

優先すべき人権リスクの特定において最も重要な要素は、「深刻性」である。具体的には、①規模（人権に対する負の影響の重大性）、②範囲（影響を受けるまたは受け得る人数）、③是正可能性（負の影響が生じる前の状態に戻すことの困難性）により判断される<sup>244</sup>。また、調査すべきリスクには潜在的なものも含む<sup>245</sup>。

調査すべき人権問題の種類、国・地域、商品などの範囲を確定するにあたっては、企業内部・外部の専門知識を有する人材と協働しながら、入手が容易な情報を効果的に使用しつつ検討を行い<sup>246</sup>、さまざまな要素を考慮することになる<sup>247</sup>。この調査対象の範囲は、個々の企業が属する業界・業種、自社の取り扱い製品やサービスの内容、事業を展開する国・地域、または自社のサプライチェーン上に存在するライツホルダーの属性などによっても異なるため、個別具体的な検討が必要になる。

---

<sup>242</sup> 各ステップの分け方については確立したものがある訳ではないが、本稿では、デンマーク人権研究所（The Danish Institute for Human Rights）の「Human rights impact assessment guidance and toolbox」<<https://www.humanrights.dk/tools/human-rights-impact-assessment-guidance-toolbox>>および渡邊純子「【連載】サステイナビリティ時代に求められる企業の経営戦略 第8回 人権デューディリジェンスの実践（その1） - 人権デューディリジェンス全般に関する留意点と5つのステップ」（Business lawyers、2021年7月29日）<<https://www.businesslawyers.jp/articles/987>>を主に参照している。

<sup>243</sup> 国連指導原則 17。

<sup>244</sup> 国連指導原則 14 および人権尊重についての企業の責任（解釈の手引き）問 24。

<sup>245</sup> 国連指導原則 17 人権尊重についての企業の責任（解釈の手引き）問 28。

<sup>246</sup> 入手可能な情報としては、人権条約機関等の各国国際機関や各国政府機関の発行している報告書その他発信情報（例えば、OHCHR（[www.ohchr.org](http://www.ohchr.org)）やILO（[www.ilo.org](http://www.ilo.org)）の情報）が考え得る。また、NGO その他の人権専門家・研究機関による報告書、メディア情報も考え得る。これらの情報は、特定の業界が直面している人権問題を特に対象としている場合がある。このような情報について広く評価を受けている情報源の1つとして、ビジネスと人権リソースセンター（[www.business-humanrights.org](http://www.business-humanrights.org)）がある。社内の既存の監査・審査手続きから得られた情報、グリーンバンスメカニズム（救済メカニズム）（1（4）参照）を通じて得られた特定の人権リスクに関する実際の通報情報も有用なソースとなる。その他有用情報ソースにつき、人権尊重についての企業の責任（解釈の手引き）付録II およびOECD ガイダンス Q21・表6 参照。

<sup>247</sup> スコーピングの詳細については、渡邊純子「【連載】サステイナビリティ時代に求められる企業の経営戦略 第10回 人権デューディリジェンスの実践（その2） - スコーピング（調査範囲確定）の必要性と留意点」（Business lawyers、2021年11月4日）<<https://www.businesslawyers.jp/articles/1002>>参照。

例えば産業別という観点からは、具体的な産業について、以下のような視点を考慮して検討を進めることが考えられる<sup>248</sup>。

具体例	構造・ビジネスモデル・問題になりやすい 人権リスクの一例
自動車産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サプライチェーンを世界中に有すること、部品の多さに起因するサプライヤーの数・種類の多さが特徴的</li> <li>・ 紛争鉱物、労働権全般（強制労働含む）、環境権の侵害の可能性</li> <li>・ 国内では技能実習生など外国人労働者問題とのつながりも深いとされている</li> </ul>
アパレル産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長く複雑なサプライチェーンを有する</li> <li>・ 労働権全般の侵害（女性比率が高くハラスメント、差別も起きやすい）</li> <li>・ 綿関連はウイグル問題とも関連</li> <li>・ 国内では技能実習生など外国人労働者問題とのつながりも深いとされている</li> <li>・ 取引適正化が担保されていない商慣習による低賃金の問題</li> </ul>
食品産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原材料調達における人権課題（児童労働、強制労働、労働安全衛生など）</li> <li>・ 国内では技能実習生など外国人労働者問題とのつながりも深いとされている</li> <li>・ 地域住民の土地に対する権利、水に対するアクセスへの悪影響なども考慮</li> </ul>
金融機関の与信業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社の顧客やプロジェクトに対する融資を通じてあらゆる人権リスクに関与し得る</li> <li>・ 与信管理における人工知能（AI）と人権の問題</li> <li>・ プライバシー</li> </ul>
建設業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人労働者/非正規労働者の割合の高さに起因する労働権全般（国内では技能実習生など外国人労働者問題とのつながりも深いとされている）</li> <li>・ 建築資材の調達における人権問題</li> <li>・ 土地収用の場面での、先住民・地域住民の土地に対する権利</li> <li>・ 安全・健康に対する権利（建設による水質悪化、土砂災害などによる影響など）</li> </ul>

## ステップ2：データ収集

ステップ1で確定したスコープに基づき、情報収集を行う。次のステップのリスク分析を行う前提となる重要なステップとして、適切な方法を用いて適切なソースから有用な情

<sup>248</sup> OECDのセクターごとのガイダンスも参照。第2章3(2)で紹介するように、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス、採掘セクターにおける意義あるステークホルダー・エンゲージメントのためのデューデリジェンス・ガイダンス、衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス、責任ある農業サプライチェーンのためのOECD-FAOガイダンス、責任ある企業融資と証券引受のためのデューデリジェンス・ガイダンス等が存在する。

報を収集する必要がある。例えば、以下のようなデータ収集方法が考えられる（脚注 248 も参照）<sup>249</sup>。

具体例	性質・活用方法
ステークホルダーとの対話	
ライツホルダーからの聴き取り調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権リスクに関する生の情報は通常十分に文書化されていないこと、また特に人権課題に関しては既存文書と実態が異なることを前提にすべきこと、監査などのチェックリスト方式による確認にも制約が存在し得ることから、「関連当事者の参加」を確保するために、ライツホルダーから直接情報を得る機会を十分に設けることは、データ収集の最も重要な手法である。特に深刻な人権リスクが疑われる場合は、欠かせない手法となる。</li> </ul>
グリーンバンスメカニズム（救済メカニズム）を通じた情報の受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利侵害の対象者から情報を吸い上げ、救済を実現するための救済メカニズムを平時から策定しておくことは、人権デューディリジェンスの 1 つの要素として企業に求められる対応である（下記（4）参照）。</li> <li>日常的に、かつ、ライツホルダー側からの自発的意思により情報を吸い上げられるのが利点。対話形式で情報を確認しなければ詳細な情報まで得られないことが多いため、ライツホルダーとのその後の直接対話とセットで検討することが必要。</li> </ul>
そのほか、各地域などに応じて取り得る手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライツホルダーの生の声が最もよく集約されやすい媒体は、各国・地域ごとなどそれぞれの文化などに応じて異なる。現地の事情に精通している NGO や労働組合そのほかの人権専門家とも協働して各場面に応じた手法を検討することが有用である。</li> </ul>
書面審査	
セルフチェックリスト（Self-Assessment Questionnaire (SAQ)）による確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の人権尊重の状況や企業活動から生じる人権への負の影響の有無を、チェックリスト形式の調査票やアンケートを使用して確認し、また、取引先などの第三者については当該第三者自身に確認させる手法。</li> <li>もっとも、人権侵害の状況やその可能性については、性質上、本来的には、表面的なチェックリストによるチェック方式では十分な情報は得られないため（かつ、取引先の事業部の担当者などの第三者による回答では、回答内容の客観性・信用性も担保されないため）、多くの場合は、全人権課題の概要の理解や各社の重点確認項目を認識するための初期的な確認作業という位置付けとなる。</li> <li>他方で、ステップ 1 の優先順位づけの結果、比較的低リスクと判断された事業や地域などについては、簡易な方法である SAQ を主として活用することも考えられる。</li> </ul>
内部資料の調査・確認（人権方針や契約書などの文書審査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>各社の人権方針や関連する内部規則の有無とその内容、また各種契約書（サプライチェーン上の労務関係であれば、自社と取引先などの間の既存の契約内容、取引先とその労働者間の雇用契約など）などに、各社固有の人権リス</li> </ul>

<sup>249</sup> 表の中で紹介している内容および具体的な確認方法については、渡邊純子「【連載】サステナビリティ時代に求められる企業の経営戦略 第 11 回 人権デューディリジェンスの実践（その 3） - データ収集時におさえておくべき 6 つの視点と具体的方法、KPI 設定のポイント」（Business lawyers、2021 年 11 月 11 日）<<https://www.businesslawyers.jp/articles/1003>>参照。

	<p>クに応じた人権尊重義務がどの程度反映されているのかなど、国際人権法および各国の関連国内法により求められる人権基準とのギャップは何かを確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種社内資料上、自社や取引先などが関係する人権への負の影響に関連する記述があるかという点も確認。</li> </ul>
公開情報の調査・確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先などの第三者に関する、信頼できる評価を記載した外部資料（以下 2 で取り上げる米国政府が公表している資料などを含む政府発表資料、メディアソースや評価機関・NGO の発表資料などを含む）が存在する場合には、それらも確認対象とする。</li> <li>また、多くの途上国でもスマートフォンが普及している現代では、ライツホルダーが SNS などに直接自己や他者に対する人権侵害に関する情報を書き込むこともあり、これらも調査の端緒として確認する意義がある。</li> </ul>
社会監査	
社会監査の実施（現場調査/工場管理者などとの面談）	<ul style="list-style-type: none"> <li>社内のチームまたは外部の調査機関による社会監査（social audit）を指す。特に調査機関による社会監査は、多くの場合、（対象とする工場などの規模に応じて）1 日または数日単位で実施される。SAQ による確認や書類の調査では得られない現場の情報収集について（例えば労働安全衛生）特に有効なツールとなる。</li> </ul>

なお、自動車産業、電子機器産業、アパレル産業などサプライチェーンが長い場合や複雑な場合、直接契約関係のないビジネス上の関係先（例えば、2 次以上のサプライヤー）における人権リスクを特定することには困難を極める。

日頃から直接契約関係のある各取引先と長期的な信頼関係を築いた上で、間接取引先の情報（生産者単位の名称、所在地、現場管理者の連絡先、生産される物の分類、量、頻度、労働者数、直接取引先による人権リスク評価をしている場合にはその結果など）の開示を要請する、直接取引先の過度の負担を減らすために業界内で共通のテンプレートを作成する、グリーンバンスメカニズムの利用者を間接取引先の労働者に拡大する、確認対象に優先順位づけを行い、より焦点を絞った調査を実施するなどを検討することが考え得る<sup>250</sup>。また、取引先との契約に、フローダウン条項（当該取引先の取引先との契約にも同様の条項を入れることを要請し、サプライチェーン上の連鎖的な情報開示を可能にするもの）などを規定することも考えられる。ビジネスと人権の枠組みでは、そもそも問題になり得る人権侵害がその性質上膨大となり得ることから、単純に表明保証条項を含めるだけでは足りず、取引先と自社がいずれも人権でデューディリジェンスを行うことを前提とした文言の組み込みを行うのが適切である<sup>251</sup>。

<sup>250</sup> 同上。

<sup>251</sup> 渡邊純子「サステナビリティと日本企業の海外進出 - ビジネスと人権⑩ 人権デューディリジェンスの実践[その 6]-」（N&A News Letter、2021 年 11 月 25 日）<[https://www.nishimura.com/site/default/files/newsletter\\_pdf/ja/newsletter\\_211125\\_corporate.pdf](https://www.nishimura.com/site/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_211125_corporate.pdf)>。

### ステップ3：リスク分析

ステップ2で収集した情報に基づいて、国際人権基準に違反するまたは潜在的に違反する可能性のある事実（人権リスク）の有無・その大小（深刻性など）を分析・検証する。この際、国際人権法に基づく具体的な国際人権の内容を理解しておくことが必要である<sup>252</sup>。特に、国際人権法が求める基準が各国現地法の内容によっては担保されていない場合には、一層の注意が必要である。

### ステップ4：リスクの停止・防止・軽減・是正、施策モニタリング

ステップ3で分析・特定したリスクの内容を踏まえ、「最も深刻、または対応の遅れが是正を不可能とするような人権リスク」から優先順位を付けて対応方法を検討する。具体的には、企業活動と、当該人権リスクとの関わり方の態様に応じて、当該人権リスクの停止・防止・軽減、またはそれらを目指した企業としての影響力（レバレッジ）の行使の具体的な方法を模索し、実行する。また、適切にこれらの施策が実行されているかを追跡するために、モニタリングの仕組みを策定する<sup>253</sup>。

この点、上記(1)イ(b)の場合（自ら負の影響を引き起こしたり助長したりしていなくても事業関係により自社の製品またはサービスを通じて負の影響に関与してしまう場合）は、国連指導原則上、当該負の影響を防止・軽減するための「影響力の行使」がまず求められるが、その一態様として、人権リスクを生じさせ得る取引先との取引契約の中に、自社の調達方針の順守に関する誓約条項や監査条項、必要な情報提供を義務付ける条項、深刻な人権リスクが発見され改善を試みても状況が改善しない場合の解除条項などを規定することが有用である。

もっとも、ビジネスと人権の枠組みでは、そもそも問題になり得る人権侵害がその性質上膨大となり得ることから、単純に、人権リスクがないことの表明保証条項およびこれに違反した場合の（状況を問わない）即時の解除条項などによって、人権リスクの調査・対処の責任を一方的に取引先に要求し、後日人権侵害が発覚した場合に状況を問わず契約を解除する運用によっては、国連指導原則における「影響力の行使」の要請を充足することはできないことに注意が必要である。なぜなら、ビジネスと人権の枠組みでは、そもそも問題になり得る人権侵害がその性質上膨大となり得、人権リスクが全くないという状態も保証しづらいため、保証文言の有用性が少ないこと（例えば、差別が一切ないことを保証することは不可能に近い）、また、人権リスクへの対処を行うための費用などを負担できない取引先が契

<sup>252</sup> 具体的な分析方法については、渡邊純子「【連載】サステナビリティ時代に求められる企業の経営戦略 第12回 人権デューデリジェンスの実践（その4） - 類型にもとづくリスク分析と企業に求められる対応」（Business lawyers、2022年1月5日）<<https://www.businesslawyers.jp/articles/1004>>参照。

<sup>253</sup> 具体的な方法については、渡邊純子「サステナビリティと日本企業の海外進出 - ビジネスと人権① 人権デューデリジェンスの実践[その6]-」（N&A News Letter、2021年11月25日）<[https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter\\_pdf/ja/newsletter\\_211125\\_corporate.pdf](https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_211125_corporate.pdf)>参照。



約解除などを回避するため逆にリスクを隠す方向に作用し、深刻なリスクの発見を困難にする可能性をも増大させるためである。また、抽象的に人権リスクの不存在を保証させても、具体的な人権リスクを生じさせ得る事実を取引先が十分に理解していない場合も多い。よって、問題になり得る人権リスクの具体的内容に関して取引先からの理解を得つつ（その意味で、国際人権の内容の正確な理解に基づく取引先向けの研修なども重要になると考えられる）、取引先と自社が協働して人権デューディリジェンスを行うといった意識を前提として、あらゆる場合に即時に取引関係を停止するのではなく、まずは人権への負の影響の防止・軽減に向けた両者の協働関係が可能となるような文言の組み込みを行うことが適切である<sup>254</sup>。文言については、米国法曹協会「[契約条項プロジェクトウェブサイト](#)」記載のモデル条項<sup>255</sup>も参考になる。

## ステップ5：報告

企業の人権責任を果たすためには、自社が関与する人権リスクにどのようにして取り組んでいるかについて、透明性を確保した上で説明責任を果たすことが大切である。そのため、上記の一連の過程を公に、また人権への負の影響を直接受け得るライツホルダーなどに対して伝わるようなかたちで報告することが重要となる<sup>256</sup>。

### (4) 救済措置（国連指導原則 28-31）

企業が人権を尊重する責任を果たし、負の影響を是正するための最も重要な手段の1つが、事業活動レベルでのグリーンバンスメカニズム（救済メカニズム）である。

効果的なグリーンバンスメカニズム（救済メカニズム）が確立されることによって、まず、負の影響を受けた個人および地域社会の直接的な救済が可能となる。

また、グリーンバンスメカニズム（救済メカニズム）は、人権デューディリジェンス・プロセスの強化にも役立つ。すなわち、同メカニズムを通じて、人権への負の影響を適時に特定

---

<sup>254</sup> 同上。

<sup>255</sup> American Bar Association, “Contractual Clauses Project” <[https://www.americanbar.org/groups/human\\_rights/business-human-rights-initiative/contractual-clauses-project/](https://www.americanbar.org/groups/human_rights/business-human-rights-initiative/contractual-clauses-project/)>。湯川・伴・中島「グローバル・サプライチェーン供給契約と人権保護：ABAモデル条項とその背景を踏まえて（第1回）「ビジネスと人権」に関する近時の潮流およびモデル条項の位置づけ」NBL1205号（2021年11月1日）等、ABAモデル条項に関する日本語での解説も存在する。なお、やや古いものではあるが、日弁連が作成した条項案として、日弁連「人権デューディリジェンスのためのガイダンス（手引）」（2015年1月7日）54ページ以降 CSR条項パート<[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion\\_150107\\_2.pdf#page=55](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion_150107_2.pdf#page=55)>も存在する。

<sup>256</sup> 公開の方法については、国連指導原則 21 および人権尊重についての企業の責任（解釈の手引き）問 54-61、OECD ガイダンス Q46、47 参照。渡邊純子「サステナビリティと日本企業の海外進出ービジネスと人権⑩ 人権デューディリジェンスの実践[その6]ー」（N&A News Letter、2021年11月25日）<[https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter\\_pdf/ja/newsletter\\_211125\\_corpo\\_rate.pdf](https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_211125_corpo_rate.pdf)>も参照。

することに役立ち、また生じた影響への対応の有効性をそのメカニズムを通じて追跡評価することもできる。企業がステークホルダーの懸念やステークホルダーの人権に与える影響を真剣に捉えていることを示すことにより、これらのステークホルダーとの前向きな関係を構築することにもつながる<sup>257</sup>。

具体的なグリーンバンスメカニズム（救済メカニズム）としては、例えば、従業員相談窓口や、サプライヤーホットライン、顧客相談窓口といった窓口を開設することが考えられ得る。また、グリーンバンスメカニズム（救済メカニズム）は、自社単体で設置することも、他社や業界団体を含むステークホルダーと協働して設置することも考えられ得る。

国連指導原則上、グリーンバンスメカニズム（救済メカニズム）の実効性を確保する要件としては、以下が定められている<sup>258</sup>。

要件	内容
① 正当性がある	利用者であるステークホルダーから信頼され、救済手続きの公正な遂行に対して責任を負うものであること
② アクセス可能である	利用者であるステークホルダー全員に認知されており、アクセスに関して特別の困難を有する人々に対して適切な支援を提供するものであること。
③ 予測可能である	各段階につき目安となる所要期間を含む、明確かつ周知された手続きが設けられており、手続きおよび結果の類型および履行をモニタリング（監視）する手段が明確化されていること。
④ 公平である	権利侵害を受けた当事者が、公平に、情報に通じ、かつ敬意を保持できる条件下で救済手続きに参加するために必要な、情報源、助言および専門知識に対する正当なアクセスができるようにしていること。
⑤ 透明性がある	権利侵害などを申し立てた当事者に進捗情報を継続的に知らせ、またメカニズムの実効性について信頼を築き公共の利益を守るために、メカニズムの履行状況について十分な情報を提供していること。
⑥ 権利に適合する	結果および救済措置が、「国際的に認められた人権」に適合していること。
⑦ 継続的学習のリソースとなる	メカニズムを改善し、将来の申し立てや人権侵害を防止するための反省を明確にするための関連する手段を活用していること。
⑧ エンゲージメント・対話に基づく	利用者となるステークホルダーとメカニズムの設計や履行方法について協議されており、申し立てに対処しこれを解決する手段として対話に焦点が当てられていること。

<sup>257</sup> 「人権尊重についての企業の責任（解釈の手引き）」問 69。

<sup>258</sup> 国連指導原則 31。

## 2. 米国政府資料などを活用した人権デューディリジェンスの実践

米国政府は、企業が、人権デューディリジェンスに関する国際規範上の要請を充足するために、また第 1 章で整理した米国規制に対応することを援助するために、さまざまな資料を作成および公表している。

そこで、以下では、米国政府が公表した資料を中心に<sup>259</sup>、これらの資料を第 1 章で取り上げた米国規制や当該規制が対象とする人権課題に対応するためにどのように活用し得るのかについて概説する<sup>260</sup>。具体的な人権課題として、強制労働問題、監視機器による人権侵害および紛争鉱物関連問題を取り上げる。併せて、米国がビジネスと人権に関する勧告を出している新疆ウイグル自治区およびミャンマーでビジネスを行う上での留意点と、人権侵害を理由とする経済制裁に対応する上で有用なツールも紹介する。

### (1) 強制労働問題

第 1 章に記載のとおり、米国は、米国関税法 307 条により、外国で強制労働により採掘、生産または製造された産品（以下「強制労働産品」という）の輸入を禁止している。なお、関税法 307 条上の「強制労働」には、児童の強制労働や年季奉公も含まれる<sup>261</sup>。

以下では、異なる目的または場面ごとに、企業のサプライチェーン上の強制労働に対処するまたはその発生を防止する上で有益となる資料を紹介する。

---

<sup>259</sup> なお、本レポートは米国政府が公表している資料を中心に紹介するが、人権デューディリジェンスに関する国際規範上の要請を充足したり、米国規制に対応したりする上で有用な国際機関、政府機関、非政府機関等が作成および公表している資料等は、本レポートで取り上げたもの以外にも多数存在する。

<sup>260</sup> なお、国連指導原則の推奨する人権デューディリジェンス自体は上記 1 に記載のとおり、幅広い類型の人権課題を対象としており、2022 年 2 月 23 日に欧州委員会が公表した「コーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令案」の草案では、対象となる人権課題の類型が幅広く設定される等 (ANNEX to the proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 (COM/2022/71 final) (23 February 2022) <[https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1\\_2\\_183888\\_annex\\_dir\\_susta\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1_2_183888_annex_dir_susta_en.pdf)>)、当該動向に従って広い範囲の人権課題をカバーすることが欧州各国の法案策定でのトレンドになりつつある。さらに、訴訟リスク、レピュテーションリスク等広い意味での企業に対するリスクを考えると、今後ますます企業としては幅広い類型の人権課題を意識せざるを得なくなると思われ、下記で取り上げる人権課題は、企業が取り扱う人権課題の一例であることに留意することが必要である (渡邊純子「【連載】サステイナビリティ時代に求められる企業の経営戦略 第 10 回 人権デューディリジェンスの実践 (その 2) - スコーピング (調査範囲確定) の必要性と留意点」(Business lawyers,2021 年 11 月 4 日) <<https://www.businesslawyers.jp/articles/1002>>参照)。

<sup>261</sup> The Tariff Act of 1930 (合衆国法典 19 編 Chapter 4) <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2010-title19/pdf/USCODE-2010-title19-chap4.pdf>>. (“For purposes of this section, the term “forced labor or/and indentured labor” includes forced or indentured child labor.”)

### 具体的な事例の強制労働該当性や、強制労働の徴候を確認するのに役立つ資料

関税法 307 条が問題としている「強制労働」の意義や、上記 1 (3) と関連し、強制労働に関するリスクを特定および防止するためのアプローチを検討するためには、以下の資料が参考になる。

➤ ILO「[強制労働の指標 \(indicators of Forced Labour\)](#)」<sup>262</sup>

強制労働の 11 の指標とその詳細をまとめた資料である（指標の詳細については、第 2 章 2 (3) 参照）。CBP も、強制労働を把握するための体制構築などの際に係る指標を念頭に置くことを推奨している<sup>263</sup>。より具体的に「強制労働」が問題となる場面を解説する資料として、ILO の日本語資料：「[ILO ビジネスのためのヘルプデスク：強制労働に関する Q&A](#)」<sup>264</sup>も存在する。

➤ The Human Trafficking Legal Center「[自由の輸入：グローバル・サプライチェーンにおける強制労働に対抗するための米国関税法の活用 \(IMPORTING FREEDOM: Using the U.S. Tariff Act to Combat Forced Labor in Supply Chains\)](#)」<sup>265</sup>

NGO である The Human Trafficking Legal Center により作成された、NGO やそのほか個人・団体などが CBP に WRO に関する申立書を提出するための手引書であり、CBP ウェブサイトでも参照されている<sup>266</sup>。係る資料には、ILO が定めた強制労働の 11 の指標の存在を基礎づける証拠となる資料（書面上の記録、インタビューすべき事項など）に関する説明（13 ページ）、過去の WRO 発出事例において認定された強制労働の指標の具体例（30 ページ）、強制労働問題を扱う米国政府機関、国際機関、NGO などのリソース集（Appendix A）が含まれており、上記 1 (3) のデューデリジェンスのプロセスにおいては、ステップ 1 のリスクのスコーピングおよびステップ 2 のデータ収集において役立つツールとなる。

<sup>262</sup> ILO, “ILO indicators of Forced Labour” <[https://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/publications/WCMS\\_203832/lang-en/index.htm](https://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/publications/WCMS_203832/lang-en/index.htm)>.

<sup>263</sup> CBP, “What can importers do to help combat forced labor?” <[https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2021-Oct/Slicksheet\\_Forced%20Labor\\_What%20can%20importers%20do%20508%20Compliant\\_0.pdf](https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2021-Oct/Slicksheet_Forced%20Labor_What%20can%20importers%20do%20508%20Compliant_0.pdf)>. 本資料は輸入者のためのコンプライアンス体制構築ガイドだが、米国への輸出者にも役立つ内容なので、説明に加えている。

<sup>264</sup> ILO「ILO ビジネスのためのヘルプデスク:強制労働に関する Q&A」<[https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS\\_721968/lang-ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS_721968/lang-ja/index.htm)>.

<sup>265</sup> The Human Trafficking Legal Center, “IMPORTING FREEDOM” (2020) <[https://htlegalcenter.org/wp-content/uploads/Importing-Freedom-Using-the-U.S.-Tariff-Act-to-Combat-Forced-Labor-in-Supply-Chains\\_FINAL.pdf](https://htlegalcenter.org/wp-content/uploads/Importing-Freedom-Using-the-U.S.-Tariff-Act-to-Combat-Forced-Labor-in-Supply-Chains_FINAL.pdf)>.

<sup>266</sup> CBP, “Forced Labor” <<https://www.cbp.gov/trade/forced-labor>>.

## 国別/製品別の強制労働リスクを把握するのに役立つ資料

上記 1 (3) のデューデリジェンスのプロセスのうち、ステップ 1 のリスクのスコアリング、ステップ 2 のデータ収集に関連して、自社の調達プロセスにおける強制労働リスクを国別/製品別に把握したい場合に、以下の資料が参考になる。

➤ [CBP「WRO と認定 \(Findings\) のリスト \(Withhold Release Orders and Findings List\)」](#)<sup>267</sup>

米国関税法 307 条により発出した WRO や強制労働産品認定のリストである。どの地域またはどの企業のどのような商品が WRO や強制労働産品認定の対象となったかを説明するとともに、各 WRO や認定の修正・取り消し情報も記載されている。各 WRO の発出理由は各国タブのうちの「status note」記載のプレスリリースから確認できる。

➤ 米国労働省「[全世界の児童労働と強制労働に関するレポート \(International Child Labor & Forced Labor Reports\)](#)」<sup>268</sup>

米国労働省の以下の情報をまとめたウェブサイトであり、強制労働・児童労働のリスク把握に役立つ。

(a) 米国労働省「[最悪の形態の児童労働に関する調査結果 \(Findings on the Worst Forms of Child Labor\)](#)」<sup>269</sup>

年次発行される報告書である。各国における児童労働防止のための法制度、政策、社会プログラムの導入状況とともに、どのような業種にどのような形態の児童労働が発生しているかが説明されているため、国際規範と国内制度ないし現状のギャップの分析にも役立つ。例えば [2020 年版の報告書](#)<sup>270</sup>では 88 ページ以降に国別リスクが掲載されている。

(b) [児童労働または強制労働により製造された商品リスト](#)<sup>271</sup>

国際基準に違反して児童労働または強制労働によって製造されていると考えられる商品とその原産国が掲載されており、2021 年 6 月 23 日時点で、156 商品・77 カ国が掲載

<sup>267</sup> CBP, “Withhold Release Orders and Findings List” <<https://www.cbp.gov/trade/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings>>.

<sup>268</sup> Department of Labor, “International Child Labor & Forced Labor Reports” <<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor>>.

<sup>269</sup> Department of Labor, “Findings on the Worst Forms of Child Labor” <<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings>>.

<sup>270</sup> Department of Labor, “2020 Findings on the Worst Forms of Child Labor” <[https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/ILAB/child\\_labor\\_reports/tda2020/2020\\_TDA\\_BigBook\\_Online\\_optimized.pdf](https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/ILAB/child_labor_reports/tda2020/2020_TDA_BigBook_Online_optimized.pdf)>.

<sup>271</sup> Department of Labor, “List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor” <<https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods#:~:text=The%20most%20common%20agricultural%20goods.and%20diamonds%20are%20most%20common.>>.

されている。掲載に係る理由をまとめた報告書や根拠文献を取りまとめた資料集も、上記ウェブサイトからアクセス可能となっている。例えば [2020年版の報告書](#)<sup>272</sup>では20ページ以降に国別リスクが掲載されている。

(c) [強制または年季奉公の児童労働により製造された商品リスト](#)<sup>273</sup>

1999年に署名された大統領令13126号<sup>274</sup>に基づき、米国政府機関が強制または年季奉公の児童労働によって製造された商品を調達しないことを保証することを目的として作成されたリストである。強制または年季奉公の児童労働により採掘、生産または製造された可能性があると考えられる合理的な根拠を有する商品の原産国別のリストとなっている。

➤ 米国労働省「[より良い貿易のためのツール \(Better Trade Tool\)](#)」<sup>275</sup>

上記(b)(c)のリスト情報が含まれており、問題になっている強制労働などの形態とともに、強制労働産品の原産国、品目の関税番号および製品概要を一覧として確認できる包括的ツールである。

➤ 米国労働省「[汗と労苦：世界の児童労働、強制労働、人身取引の現状 \(Sweat & Toil: Child Labor, Forced Labor, and Human Trafficking Around the World\)](#)」<sup>276</sup>

上記(a)から(c)を包括的に調べることのできるアプリである。

➤ 米国国務省「[人身取引報告書 Trafficking in Persons Report](#)」<sup>277</sup>

人身取引の被害者が強制労働リスクに直面する可能性は高く、人身取引および強制労働

---

<sup>272</sup> Department of Labor, “2020, List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor” <[>](https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods#:~:text=The%20most%20common%20agricultural%20goods,and%20diamonds%20are%20most%20common.></a>>。</p><p><sup>273</sup> Department of Labor, Bureau of International Labor Affairs, “List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor” <<a href=)>。

<sup>274</sup> William J. Clinton “Executive Order 13126: Prohibition of Acquisition of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor” (12 June 1999) <[>](https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-1999-06-16/pdf/99-15491.pdf)>。

<sup>275</sup> Department of Labor, “Better Trade Tool”, <[>](https://www.dol.gov/agencies/ilab/better-trade-tool)>。

<sup>276</sup> Department of Labor, “Sweat & Toil: Child Labor, Forced Labor, and Human Trafficking Around the World” <[>](https://www.dol.gov/general/apps/ilab)>。

<sup>277</sup> Department of State, “Trafficking in Persons Report” <[65](https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/></a>>。</p></div><div data-bbox=)

働の指標は共通するところ<sup>278</sup>、本レポートには各国ごとの人身取引リスクをまとめた説明があり、各国ごとの脆弱性を有するグループや人権課題を把握する手がかりとなる。例えば、[2021年報告書](#)<sup>279</sup>では、67 ページから 73 ページに各国ごとのリスク状況のマッピングが、存在し、74 ページ以降に各国ごとのリスクの詳細が記載されている。日本に関しては、技能実習や特定技能の在留資格で来訪した外国人労働者に係る問題も取り上げられており、関係する企業にとっては注意が必要となる<sup>280</sup>。

➤ 米国国務省「[責任ある調達ツール \(Responsible Sourcing Tool\)](#)」<sup>281</sup>

米国国務省とヴェリテ社 (Verité, Inc.) が開発した、国ごとおよび業界ごとの人身取引リスクの包括的な評価と、当該リスクに対処するための一連のツールを提供するプラットフォームである。人身取引や人身取引関連行為のリスクのある 11 の主要セクターおよび 43 の商品についての詳細な調査、ならびに 10 の包括的リスクマネジメントツールが含まれている。

**サプライチェーン上の強制労働リスクを特定し防止する体制を構築するのに役立つ資料**

上記 1 (3) で解説した一覧の人権デューディリジェンスを行い、自社のサプライチェーン上で強制労働を防ぐための手法を包括的に解説する資料としては、以下が存在する。

➤ 米国労働省「[コンプライチェーン \(Comply Chain\)](#)」<sup>282</sup>

コンプライチェーンは、モバイルアプリおよびウェブプラットフォーム上で、サプライチェーンにおける強制労働および児童労働の問題に特化したデューディリジェンスに関する情報を提供している。これらは、さまざまなセクターにおけるデューディリジェンスの実例 50 件以上に基いて優れた実践例を用いつつ、①ステークホルダー・エンゲージメント、②リスクと負の影響の分析、③企業の行動指針策定、④ライツホルダーの声の取

<sup>278</sup> 例えば、Department of State, “Trafficking in Persons Report” (June 2021) <<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2021/09/TIPR-GPA-upload-07222021.pdf>>。本報告書 11 ページ記載の人身取引に係る指標と第 2 章 2 (3) 記載の ILO の強制労働に係る 11 の指標は共通する。

<sup>279</sup> Department of State, “Trafficking in Persons Report” (June 2021) <<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2021/09/TIPR-GPA-upload-07222021.pdf>>。

<sup>280</sup> 外務省「『ビジネスと人権』に関する取組事例集」(2021 年 3 月) <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100230712.pdf>>では、技能実習生を含めた外国人労働者に係る問題につき、各社の実行レベルでの具体的対応が記載されている。例えば、外部知見を利用しつつ、事業主インタビューや書類のチェック、住環境の実地確認のほか、技能実習生本人に対する母国語でのインタビューを行う事例や (21 ページ)、グループ会社・サプライヤーにつき、手数料を法外に搾取している実態がないか調査し、監理団体とも連携し状況を確認し、発見した場合には是正要請をする事例 (35 ページ) が紹介されている。

<sup>281</sup> Verité, Inc., “Expanding the Responsible Sourcing Tool” (18 January 2017) <<https://www.verite.org/expanding-responsible-sourcing-tool/>>。

<sup>282</sup> Department of Labor, “Comply Chain” <<https://www.dol.gov/ilab/complychain/>>。

集、⑤コンプライアンス体制のモニタリング、⑥是正措置、⑦独立監査、⑧外部報告とエンゲージメントの方法につき解説している。それぞれの項目につき詳細な説明が掲載されており（「Topics」のタブ参照）、コンプライアンス体制構築の上で参考になる。

➤ [KnowTheChain](#) による情報提供サイト<sup>283</sup>

民間団体である KnowTheChain は、ウェブサイトにおいて、各国企業のサプライチェーンにおける強制労働のリスクに対する企業の取り組み評価や、リソースの提供を行っており、CBP も有用なツールとして紹介している<sup>284</sup>。日本語版サイト<sup>285</sup>には、強制労働のリスクが高い3つの産業（[情報通信技術](#)、[食料・飲料](#)、[アパレル・フットウェア](#)）に関するベンチマーク手法の説明がある。また、強制労働を防止するための各プロセス（コミットメント、行動規範の作成、社内研修、調達行動、救済措置の導入など）における詳細な考慮事項も記載されており、強制労働を適切に防止するための体制構築に役立つ。

➤ ILO「[強制労働との戦い：雇用者および企業のためのハンドブック（Combating forced labour: A handbook for employers and business）](#)」<sup>286</sup>

概要は上記第2章2(2)を参照されたい。この資料のうち、冊子4の「コンプライアンスを評価するためのチェックリストおよびガイダンス」は、ステップ2のデータ収集の際の着眼点を知る上で役に立つ。また、冊子6の「措置を講じる上でのヒント」は、ステップ4（リスクの停止・防止・軽減・是正）の方策を検討する上で有用である。なお、人権デューディリジェンスの実施プロセスや中核的労働基準の内容を解説する日本語資料として、ILO「[国際労働基準と持続可能性に配慮した調達ハンドブック](#)」も参考になる<sup>287</sup>。

<sup>283</sup> Know the Chain, “Resource for Company”, <<https://knowthechain.org/resources/companies/>>.

<sup>284</sup> CBP, “Due Diligence in Global Supply Chains” <[https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2021-Oct/Slicksheet\\_Forced%20Labor\\_Due%20diligence%20global%20supply%20chains%20508%20Compliant.pdf](https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2021-Oct/Slicksheet_Forced%20Labor_Due%20diligence%20global%20supply%20chains%20508%20Compliant.pdf)>.

<sup>285</sup> Know the Chain, “Translations” <<https://knowthechain.org/translations/#japanese>>.

<sup>286</sup> ILO, “Combating forced labour: A handbook for employers and business” <[https://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/publications/WCMS\\_101171/lang-en/index.htm](https://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/publications/WCMS_101171/lang-en/index.htm)>.

<sup>287</sup> ILO「国際労働基準と持続可能性に配慮した調達ハンドブック」（2019年）<[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms\\_735666.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms_735666.pdf)>。例えば、第2章にて、人権デューディリジェンスの実施プロセスが具体的に記載されている。サプライヤーの労働リスクの具体的な指標（39ページ、ステップ1のリスクのスコーピングと関連）、リスク把握のための質問案（41～43ページ）や労働安全衛生リスクの把握のための着眼点（48～49ページ）（ステップ2のデータ収集において役立つ）等が記載されている。



## 政府調達・金融機関に関わるガイドライン

以上のほかに米国政府は、強制労働や人身取引に関し、政府調達や金融機関を対象とするガイダンスを公表している。

### <政府調達>

- 行政管理予算局「[Memorandum for the Heads of Executive Departments and Agencies](#)<sup>288</sup>」

上記第1章6記載のとおり、米国の連邦調達規則（FAR）は、政府調達の受注事業者および下請業者について強制労働および人身取引に関する禁止行為を定め、受注者などがこれらに違反した場合には、政府は、請負契約の解除を含む措置を講じることができる<sup>289</sup>。本ガイダンスは、この規制に関連する連邦政府調達における人身取引防止要件の実効性を高める一方で、受注者が係る要件を順守することを支援するためのものである。本ガイダンスには、受注者が人身取引リスクを管理するためのベストプラクティス、人身取引事案を報告した受注者が講じた措置の適切性を評価する際に政府の契約担当者が考慮すべき要素などが含まれている。

### <金融機関>

- 米国財務省「[Guidance on Recognizing Activity that May be Associated with Human Smuggling and Human Trafficking](#)<sup>290</sup>」

金融機関が密入国や人身取引に関連し得る疑わしい取引を発見し報告することを支援するために、2014年に米国財務省が作成したガイダンスである。

本ガイダンスには、密入国や人身取引に関連する可能性のある金融活動を特定するのに役立つ指標または「危険信号」が含まれている。

本ガイダンスに関しては、「[Supplemental Advisory on Identifying and Reporting Human Trafficking and Related Activity](#)<sup>291</sup>」（以下「補足ガイダンス」という）が、2020

<sup>288</sup> Margaret M. Weichert, “Memorandum for the Heads of Executive Departments and Agencies” (2019) <[https://ctip.defense.gov/Portals/12/FINAL\\_Federal%20Acquisition%20Guidance%20on%20Anti%20Trafficking%20Requirements.pdf](https://ctip.defense.gov/Portals/12/FINAL_Federal%20Acquisition%20Guidance%20on%20Anti%20Trafficking%20Requirements.pdf)>.

<sup>289</sup> 政府調達に関する規制の概要は、米国国務省が公表する「[政府調達における人身取引に対する保護の強化\(Strengthening Protection Against Trafficking in Persons in Public Procurement\)](#)」と題するパンフレットにまとめられている (Department of State “Strengthening Protection Against Trafficking in Persons in Public Procurement” (2018) <<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2019/02/283786.pdf>>).

<sup>290</sup> Department of the Treasury, “Guidance on Recognizing Activity that May be Associated with Human Smuggling and Human Trafficking – Financial Red Flags” (2014) <<https://www.fincen.gov/sites/default/files/advisory/FIN-2014-A008.pdf>>.

<sup>291</sup> Department of the Treasury, “Supplemental Advisory on Identifying and Reporting Human Trafficking and Related Activity” (2020) <[https://www.fincen.gov/sites/default/files/advisory/20-10-15/Advisory%20Human%20Trafficking%20508%20FINAL\\_0.pdf](https://www.fincen.gov/sites/default/files/advisory/20-10-15/Advisory%20Human%20Trafficking%20508%20FINAL_0.pdf)>.

年に米国財務省より公表されている。係る補足ガイダンスにおいては、人身取引を特定するのに役立つ新たな情報や、2件のケーススタディー資料が含まれている。

## (2) 監視機器による人権侵害

人権デューディリジェンスにおいては、原材料や部品の調達（バリューチェーン上の自社の上流）における人権課題に関心が集まりがちだが、製品の利用過程（バリューチェーン上の自社の下流）についても、人権に関する負の影響は生じ得る。米国政府は、製品の利用過程における人権侵害の中でも特に、監視関連の技術が人権侵害に用いられることについて問題意識を強めており、輸出管理や経済制裁を強化している（上記第1章の2および4）。

米国国務省は、企業に対してこのような監視機器利用による人権侵害への対処を促すべく、「[監視機能を有する製品またはサービスに関する外国政府をエンドユーザーとする取引における国連指導原則の実施に関するガイダンス（Guidance on Implementing the UN Guiding Principles for Transactions Linked to Foreign Government End-Users for Products or Services with Surveillance Capabilities）](#)」<sup>292</sup>を公表している。

本ガイダンスは、監視機能を有する製品またはサービスを設計、製造、販売などする米国企業の製品やサービスが、外国政府や、外国政府と密接な関係を有する民間企業などのエンドユーザーによる人権侵害に用いられないようにするためのデューディリジェンスの方法を、国連指導原則およびOECD 多国籍企業行動指針の示す方針に基づき説明している。

本ガイダンスでは、外国政府による監視製品・サービスの悪用リスクに対処するために、企業に推奨される以下の8つのステップを定めており、人権デューディリジェンスのプロセスにおいて監視技術が人権侵害に利用されるリスクにどのように対処するかが詳細に解説されている。また、付録1には、米国政府、国際機関およびNGOによる各国ごとの監視技術の人権侵害リスクを分析するための資料のリストが含まれている。さらに、付録2では、監視機能を有する製品またはサービスが人権侵害に用いられるリスクを生じさせる各国の法制度および政策の例を示している。いずれの付録も上記1（3）記載のステップ1のリスクのスコーピングの場面で役立つ。

No.	概要
①	取引において提供を求められた製品またはサービスの機能を検討し、外国政府や外国政府と深い関係を有するエンドユーザーによって人権（表現の自由、結社の自由、信教の自由、プライバシーに対する権利など）の侵害に悪用される可能性があるか否かを検討する。 ※当該製品または類似製品が人権侵害に実際に使用されたという情報が確認されていたり、

<sup>292</sup> Department of State, “Guidance on Implementing the UN Guiding Principles for Transactions Linked to Foreign Government End-Users for Products or Services with Surveillance Capabilities” 8~12 ページ (2020) <<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/10/DRL-Industry-Guidance-Project-FINAL-1-pager-508-1.pdf>>.

	<p>取引の対象に人権侵害に用いられたりしていることが知られているシステムを構築またはカスタマイズするために使用され得る製品・サービスが含まれていたりする場合には特に注意が必要である。どのような製品・サービスにつき、人権への負の影響が問題となりうるかを評価する際の考慮要素や問題となり得る製品・サービスの具体例について、「意図されたまたは意図されていない監視能力のある製品・サービス」の定義（5～6 ページ）を参照。</p>
<p>②</p>	<p><b>製品・サービスを利用する外国政府の過去の人権侵害を検証する。</b></p> <p>例えば、以下の点を確認しつつ、デューディリジェンスを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国政府の人権保護/侵害に関する政府、NGO および現地の情報源からの信頼できる情報の確認</li> </ul> <p>※例えば、米国国務省「<a href="#">人権活動に関する国別報告書</a>」<sup>293</sup>など。付録1にそのほかのソースが掲載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国国務省、米国大使館および国際的または現地 NGO への問い合わせ</li> <li>外国政府が人権行使に対する報復を行っていないか、ジャーナリストや少数民族を標的とするなど、国際法上禁止されている理由に基づき個人を標的にしていないかの確認</li> <li>製品・サービスを享受する外国政府のエンドユーザーと公安業務に従事する外国政府の部署との関係の確認</li> </ul> <p>※外国政府が類似の機能を有する製品を人権侵害に用いたとの情報がある場合、国際法上、容認されていない理由で個人の自由が制限されている場合、独立した司法システムが欠如している場合、当該国で紛争が発生している場合、少数民族、市民、ジャーナリストなどが不当に拘束などされている場合、人権侵害国への第三国輸出が過去に行われていた場合などには特に注意が必要である。</p>
<p>③</p>	<p><b>企業内部または外部の専門家を通じて、当該製品およびサービスに関する外国政府の法律、規制および政策が国際人権基準に合致しているか否かを確認する。</b></p> <p>例えば、以下の点を確認しつつ、デューディリジェンスを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表現の自由を不当に妨げたり、プライバシーを不当に侵害したりするような法律や規制の有無について調査する</li> <li>必要に応じて、私的通信の政府による傍受および保管された私的通信への政府によるアクセスに関する法律や規則について調査する</li> <li>サーベイランスに関する法制度の有無やその執行状況について調査する</li> <li>必要に応じて、仕向国における IT インフラを調査し、政府によるアクセスのレベルについて検討する</li> </ul> <p>※政府が合理的な歯止めまたは適切な監督なしに、情報通信会社が保有するデータにアクセスできる法制度が存在する場合、表現の自由を不当に制限したり恣意的にプライバシーを侵害したりする可能性のある公安関係の法律が存在する場合、政府の通信に対するアクセスに関する法が存在しなかったり規定が曖昧であったりする場合、政府によるデータの収集や共有に関する独立した司法的監督システムが欠如している場合、データローカライゼーション規制がある場合、IT インフラやインターネットサービスプロバイダーに関して政府が過大なコントロールを及ぼしている場合には、特に注意が必要である。</p>

<sup>293</sup> 国務省が毎年発行する報告書であり、各国ごとの人権状況の評価が参考となる。Department of State, “Country Reports on Human Rights Practices” <<https://www.state.gov/reports-bureau-of-democracy-human-rights-and-labor/country-reports-on-human-rights-practices/>>.

④	<p><b>取引に関与する利害関係者（エンドユーザーおよび中間業者を含む）を確認する。</b></p> <p>以下のような点を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引前および取引中に、中間業者およびエンドユーザーが製品・サービスをどのように使用しようとしているか</li> <li>製品やサービスが販売を許可していない別のエンドユーザーに転用されるリスクがあるか</li> <li>エンドユーザーが人権侵害や違法行為を行っているかと評価される外国政府と密接な関係にあるか</li> </ul> <p>※取引相手が人権侵害を行っているかとされる外国政府と近い関係にある場合や、エンドユーザーとされている者以外にも実際にはエンドユーザーがいる場合には、特に注意が必要である。</p>
⑤	<p><b>可能な限り、人権を尊重していることが証明されていない国に対して提供される製品・サービスについて、人権侵害に用いられるリスクを最小化する。</b></p> <p>※製品・サービスから特定の機能を予め取り除いたり、認められた目的のためだけに使用できるようにしたりするなど、製品・サービスの設計などの中に人権侵害を防止するセキュリティシステムを組み込むことによって、人権侵害リスクを最小化する。</p>
⑨	<p><b>販売前に、契約上または手続き上のセーフガード（人権保護を確保するための措置）および強力なグリーンバンスメカニズム（救済メカニズム）を通じて人権リスクを軽減する。</b></p> <p>例えば、以下のような手段が考えられる。</p> <p>[契約上または手続き上のセーフガード]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約に人権に関するセーフガード条項を含める</li> <li>製品・サービスの最終用途が明らかではない場合、人権に関するセーフガード条項が含まれる使用許諾契約書を締結したり、当該製品などが再販売される場合には、再販売する事業者に対して再販売先を対象とした人権デューデリジェンスを行う義務を課したりする</li> <li>製品・サービスの用途を制限する規定を含めること、収集したデータに関する制約を規定すること、製品などが悪用された場合に契約を解除できる条項を規定する</li> <li>販売者が製品・サービスの利用を継続的に監視および管理できるような仕組みを採用する</li> <li>必要な場合に使用権を取り消すための仕組みを構築する</li> </ul> <p>[グリーンバンスメカニズム（救済メカニズム）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社内外の関係者が製品などの悪用の可能性について報告できるよう、安全でアクセスが容易で早急に対応がなされるグリーンバンスメカニズム（救済メカニズム）を構築する（例えば、自社ウェブサイト上での匿名通報）</li> <li>製品などの悪用を報告した者が保護されるよう安全で秘密性が確保された報告手続きを構築する</li> <li>非匿名での報告について、報告者に対する調査などのフォローアップメカニズムを構築する</li> </ul>
⑩	<p><b>販売後も、契約上または手続き上のセーフガード（人権保護を確保するための措置）および強力なグリーンバンスメカニズム（救済メカニズム）を通じて人権リスクを軽減する。</b></p> <p>例えば以下のような手段が考えられる。</p> <p>[契約上または手続き上のセーフガード]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権保護に関する契約条件への違反があった場合に、売り手が直ちにアップグレードやサポートを中止するような契約上の保護措置を発動する</li> <li>ライセンスの更新、新たなサービスの提供、ビジネス上の関係の大きな変化などの機会に人権デューデリジェンスを改めて実施する</li> <li>製品・サービスがどのように用いられ得るかについて最新の状況を把握するために、製品・サービスが利用される国の人権侵害に関する報道に継続して注意を払う</li> </ul> <p>[グリーンバンスメカニズム（救済メカニズム）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>悪用に関する申し立てについて徹底的に調査し、また、信頼できる重大な悪用に関する情</li> </ul>

	<p>報提供があった場合には、調査が完了するまで、製品・サービスなどの使用、アップグレード、サポートなどを停止する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪用が見つかった場合、報告者に対して安全な経路でフォローアップを行う</li> </ul>
⑪	<p><b>販売活動を公表する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少なくとも年に1度、実施された人権デューディリジェンス、申し立ておよびこれへの対応などについて、ウェブサイトなどのアクセス容易な方法で公表する</li> <li>・ 会社の人権方針を公表する</li> </ul>

### (3) 紛争鉱物関連問題

第1章5(2)で説明したドッド・フランク法に基づく紛争鉱物に関する開示規制への対応も含め、紛争鉱物に関する対応の基礎となるガイダンスは、OECDによる紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンス<sup>294</sup> (第2章3(2)参照)である。

米国紛争鉱物規制に対応する事業者の実務においては、Responsible Minerals Initiative (RMI) (世界各国の400社以上が加盟)のResponsible Minerals Assurance Process (RMAP)に則って調査を行うことが1つのスタンダードとなっている<sup>295</sup>。具体的には以下の手順が取られている<sup>296</sup>。

- ① 川下事業者は、規制の対象となるタンタル・スズ・タングステン・金 (いわゆる「3TG」) に関して、Conflict Minerals Reporting Template (CMRT)<sup>297</sup>という質問票を利用して、直接のサプライヤーからサプライチェーンをさかのぼり、精錬事業者を特定する。
- ② CMRTで特定した精錬事業者を、RMIが公開している国際基準を満たす精錬事業者のリスト<sup>298</sup>などと照合し、問題のある精錬事業者か否かを確認する。
- ③ 問題がないことが確認できない精錬事業者などについては、さらにデューディリジェンスを行う。

### (4) 米国がビジネスと人権に関する勧告を出している地域における留意点

米国は一定の高リスク国・地域については、輸入規制、輸出規制、経済制裁などの米国政

<sup>294</sup> OECD, “OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas” <<https://www.oecd.org/corporate/mne/mining.htm>>。

<sup>295</sup> 日本においては例えば、電子情報技術産業協会 (JEITA) が使用を推奨している。

<sup>296</sup> 電子情報技術産業協会「『責任ある鉱物調達』対応の背景と調査実務」(2021年) <<https://home.iet.ac.jp/mineral/2021seminar/files/background.pdf>>も参照。

<sup>297</sup> Responsible Minerals Initiative, “Conflict Minerals Reporting Template” <<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/reporting-templates/cmrt/>>。

<sup>298</sup> Responsible Minerals Initiative, “Smelters & Refiners Lists” <<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/smelters-refiners-lists/>>。

府の各種措置を踏まえた統合的な勧告を発出し、企業に対して慎重な人権デューディリジェンスを行うことを促すとともに、その際の留意点および着目点を具体的に指摘している。以下では、新疆ウイグル自治区およびミャンマーに係るリスクに関する米国政府勧告の内容を概説する。

#### ア 新疆ウイグル自治区関連の人権リスク

米国政府は、2021年7月、従来公表していた勧告（2020年7月発出）を改訂するかたちで、「中国の新疆ウイグル自治区で強制労働やその他の人権侵害に従事する事業者や個人に関する企業のリスクと考慮事項（Risks and Considerations for Businesses and Individuals with Exposure to Entities Engaged in Forced Labor and other Human Rights Abuses linked to Xinjiang, China）」<sup>299</sup>を公表した。本勧告は、サプライチェーン上に新疆ウイグル自治区関連の人権侵害リスクが生じる場面を示した上で、当該リスクを精査するための着眼点を指摘するとともに、人権デューディリジェンスを実施する上での指針を示している。

具体的には、企業が留意すべきサプライチェーン上の人権侵害リスクが生じる場面について、本勧告は、以下の4類型を挙げている<sup>300</sup>。

リスクの類型	人権侵害リスクが生じる場面
監視手法の開発支援など	中国政府が新疆ウイグル自治区で用いる監視手法（遺伝子の収集・分析手法を含む）の開発への支援または投資
強制労働産品などの調達	（a）新疆ウイグル自治区に所在する企業、（b）新疆ウイグル自治区以外に所在するものの、新疆ウイグル自治区の労働者を利用する中国企業、または（c）新疆ウイグル自治区から原料を調達する中国内外の企業からの労働力や商品の調達
監視・強制労働企業への技術などの提供	監視や強制労働に関与する企業に対する米国原産の貨物、ソフトウェア、技術の提供
拘留施設などの建設・運営の支援	ウイグル族を含むイスラム系少数民族を拘束するための拘留施設や、少数民族を強制労働させるための工場の建設・運営の支援

また、新疆ウイグル自治区における強制労働の利用が疑われる産業として、以下の産業が

<sup>299</sup> Xinjiang Supply Chain Business Advisory “Risks and Considerations for Businesses and Individuals with Exposure to Entities Engaged in Forced Labor and other Human Rights Abuses linked to Xinjiang, China” (2021) <<https://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/xinjiang-business-advisory-13july2021-1.pdf>>.

<sup>300</sup> 同上、4ページ。

挙げられている<sup>301</sup>。

農業（特にハミウリ、トマト製品、ニンニクなど）、携帯電話、クリーニング用品、建設関連、綿関連（綿糸、綿繰、紡績、綿織、綿製品）、電子部品組立産業、資源採掘産業（特に石炭、銅、炭化水素、石油、ウラン、亜鉛を含む）、カツラ・ヘアアクセサリ、食品加工、ホスピタリティーサービス、麺、印刷製品、履物、ステビア、砂糖、織物（寝具、カーペット、ウールなど）、玩具、グローブ、金属シリコン、再生可能エネルギー（ポリシリコン、インゴット、ウェハ、結晶シリコン太陽電池、結晶シリコン太陽光発電モジュール）

さらに、本勧告は、ウイグル関連の強制労働の兆候として、以下のような要素を挙げている<sup>302</sup>。

- ・ 生産場所などの透明性の欠如
- ・ 売上と比較した社会保険料の支払い金額の僅少さ
- ・ 拘留を示唆する用語（例：Education Training Centers）の使用
- ・ 貧困緩和や職業訓練を理由とする政府補助の受領
- ・ 政府の従業員募集を通じた標準的ではない雇用慣行
- ・ 拘留施設内またはその近隣に工場が所在していること
- ・ 新疆生産建設兵団（XPCC）の関連会社であること
- ・ 労働省の児童労働または強制労働によって生産された商品リスト（上記（1）参照）に含まれる製品であること
- ・ BIS が輸出規制に関して新疆ウイグル自治区における強制労働への関与を理由にエンティティー・リスト（第 1 章 2（1）参照）に掲載する企業であること<sup>303</sup>
- ・ WRO（第 1 章 1 参照）の対象となっている会社または製品であること<sup>304</sup>
- ・ 財務省が新疆ウイグル自治区における人権侵害を理由に SDN リスト（第 1 章 4（1）参照）に掲載する中国政府役人や企業であること<sup>305</sup>

加えて、第三者によるサプライチェーン監査が信頼できないことなど、同地域に関する人

---

<sup>301</sup> 同上、Annex 2。

<sup>302</sup> 同上、9-11 ページ。

<sup>303</sup> リスト検索の方法については、下記（5）参照。2021 年 7 月までの指定状況は勧告 21～22 ページに掲載。

<sup>304</sup> 確認方法については、上記（1）参照。2021 年 7 月までの指定状況は勧告 21 ページに掲載。

<sup>305</sup> リスト検索の方法については、下記（5）参照。2021 年 7 月までの指定状況は勧告 22～23 ページに掲載。

権デューデリジェンスの困難についても指摘している<sup>306</sup>。

なお、本勧告では、新疆ウイグル自治区内では、大量虐殺や人道に対する罪が継続し、国家主導の強制労働や監視が広範に行われるなど深刻な人権侵害が生じているとされているため、通常の強制労働問題で推奨される対応<sup>307</sup>と異なり、取引関係の解消を念頭に置いた記載も多くなっている<sup>308</sup>。

本勧告のほかに、新疆ウイグル自治区に関しては、新疆ウイグル自治区に関連して強制労働が問題となる物品に関する情報をまとめた米国労働省のウェブサイト「[Against Their Will: The Situation in Xinjiang](https://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/xinjiang-business-advisory-13july2021-1.pdf)」<sup>309</sup>や、新疆ウイグル自治区の WRO について頻繁に尋ねられる質問をまとめた CBP のウェブサイト「[Xinjiang Uyghur Autonomous Region WRO Frequently Asked Questions](https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/forced-labor/xinjiang-uyghur-autonomous-region-wro-frequently-asked-questions)」<sup>310</sup>が存在する。

#### イ ミャンマー関連の人権リスク

米国政府は、2022 年 1 月、個人、企業、金融機関、投資家などに対して、ミャンマーでのビジネス、その中でも特に人権侵害に関与する軍事政権<sup>311</sup>とビジネスを行うことに伴うリスクを示すために、「[ミャンマーにおける民主的プロセスの弱体化、汚職の助長、人権侵害の責任を有する事業体や個人に関する企業のリスクと考慮事項 \(Risks and](#)

---

<sup>306</sup> Xinjiang Supply Chain Business Advisory “Risks and Considerations for Businesses and Individuals with Exposure to Entities Engaged in Forced Labor and other Human Rights Abuses linked to Xinjiang, China” (July 13, 2021) <<https://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/xinjiang-business-advisory-13july2021-1.pdf>>, 14-15 ページ。

<sup>307</sup> 例えば、指導原則 19 では、企業が負の影響を防止または軽減する影響力をもつ場合には、まずはそれを行わなければならない旨が記載されている。また、OECD ガイダンス Q32~40 では、負の影響に対し、企業が影響力を行使することを前提としており、是正措置計画を策定、実施する等取引先を支援する形での解決策が優先されるべきとされている (Q38 参照)。その上で、深刻な影響の防止や軽減の試みが失敗した後、最後の手段としてサプライヤーまたはその他のビジネス上の関係先との取引停止が適切となる場合があるとされている (Q39 参照)。

<sup>308</sup> Xinjiang Supply Chain Business Advisory, “Risks and Considerations for Businesses and Individuals with Exposure to Entities Engaged in Forced Labor and other Human Rights Abuses linked to Xinjiang, China” (July 13, 2021) <<https://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/xinjiang-business-advisory-13july2021-1.pdf>>, Section IV, p. 11. 勧告では、OECD ガイダンスは、高リスク地域におけるデューデリジェンスの強化のためのガイダンスも提供していることに触れつつ、OECD ガイダンスの内容に、「事業者が悪影響を防止または緩和するための影響力を持たず、影響力を高めることができない場合には、責任を持って関係を解消すること」が含まれていることに言及している。

<sup>309</sup> Department of Labor, “Against Their Will: The Situation in Xinjiang” <<https://www.dol.gov/agencies/ilab/against-their-will-the-situation-in-xinjiang>>.

<sup>310</sup> CBP, “Xinjiang Uyghur Autonomous Region WRO Frequently Asked Questions” <<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/forced-labor/xinjiang-uyghur-autonomous-region-wro-frequently-asked-questions>>.

<sup>311</sup> 2021 年 2 月にクーデターを行って以降、ミャンマー軍は、民主的に選出された政府の指導者を不当に逮捕し、公共事業や旅行業を中断し、平和的な抗議行動を暴力的に弾圧する等、個人に対する深刻な人権侵害等を行ったと指摘されている (勧告 2 ページ参照)。



Considerations for Businesses and Individuals with Exposure to Entities Responsible for Undermining Democratic Processes, Facilitating Corruption, and Committing Human Rights Abuses in Burma (Myanmar)<sup>312</sup>」と題する勧告を公表した。

本勧告では、軍事政権が民主的プロセスや法の支配を崩壊させ、腐敗を悪化させ、深刻な人権侵害を起こしていることを背景に、軍事政権下のミャンマーにおいてビジネスを行ったり、そのサプライチェーンを利用したりすることには、風評リスク、財務リスクおよび法的リスク（特に米国のマネーロンダリングに関する規制や制裁法違反のリスク）が伴うことを指摘し、企業などに、このようなリスクに対処するための適切なデューデリジェンスを行うことを求めている。

また、本勧告は、ミャンマーの軍事政権に対して経済的資源を提供している主要な主体を特定し、各産業に関する留意事項を指摘している<sup>313</sup>。主な内容は以下のとおりである。

主体	留意事項
国有企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引継続が軍事政権への資金的援助につながる</li> <li>汚職、児童労働および強制労働、監視（サーベイランス）およびインターネットの自由への制限およびそのほかの人権侵害に関与している可能性が指摘されている</li> </ul>
宝石、貴金属 <sup>314</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネーロンダリング、汚職ならびに強制労働および児童労働のリスクがある</li> <li>ミャンマー国原産であることが隠蔽され、他国からの輸出品として偽装されている場合がある</li> </ul>
不動産、建設プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネーロンダリングや不当な土地収用に繋がり得ること</li> <li>国連の事実調査団のレポートにより、一部デベロッパーが賃貸している土地が軍所有のものであることが判明している</li> <li>米国制裁やマネーロンダリング規制が問題となり得ること</li> <li>建築資材の供給などにおいて、児童労働および強制労働が発生している可能性がある</li> </ul>
武器、軍需品およびこれらに関連する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年6月18日、国連総会で武器のミャンマーへの流入停止が決議されている</li> <li>米国輸出管理制度（EAR、第1章2参照）の下で、輸出規制が強化されている</li> </ul>

<sup>312</sup> Departments of State, the Treasury, Commerce, Labor, Homeland Security and the Office of the USTR, “Risks and Considerations for Businesses and Individuals with Exposure to Entities Responsible for Undermining Democratic Processes, Facilitating Corruption, and Committing Human Rights Abuses in Burma (Myanmar)” (January 26, 2022) <[https://home.treasury.gov/system/files/126/20220126\\_burma\\_advisory.pdf](https://home.treasury.gov/system/files/126/20220126_burma_advisory.pdf)>.

<sup>313</sup> 同上、1-2 ページ <[https://home.treasury.gov/system/files/126/20220126\\_burma\\_advisory.pdf](https://home.treasury.gov/system/files/126/20220126_burma_advisory.pdf)>参照。

<sup>314</sup> ミャンマー原産のひすいとルビーは、労働省の児童労働または強制労働により製造された商品リスト（上記（1）参照）に掲載されている。国有企業である宝飾業を行う Myanmar Gems Enterprise および真珠関連事業を行う Myanmar Pearl Enterprise はSDN リスト掲載されている（2021年4月8日に掲載。Department of the Treasury, “Treasury Sanctions Key Gems Enterprise in Burma” (April 8, 2021) <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jv0115>>; and Department of the Treasury, “Treasury Sanctions Key Timber and Pearl Enterprises in Burma” (April 21, 2021) <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jv0138>>.)。

## (5) 人権侵害を理由とする経済制裁に対応する上で有用なツール

上記第1章2および4のとおり、米国のEARに基づく輸出規制や、OFACにより執行される米国の経済制裁法は、人権問題に対処するためにも用いられている。係る規制への対応や取引先による人権侵害リスクの特定のために、人権侵害への関与を理由として輸出規制や経済制裁の対象となった企業などが自社の取引先やサプライチェーンに含まれているか否かを確認することが考えられる。この際、以下のツールが有用である。

- ・ OFAC「[制裁リスト検索 \(Sanctions List Search\)](#)」<sup>315</sup>

SDN リスト (第1章4(1)参照)、NS-CMIC リスト (第1章4(3)参照) などの OFAC が管理するリストに掲載されている個人、企業などを確認することができるウェブサイトである。企業名を入力すると、当該企業がこれらのリストに掲載されているか否かを確認できる。

- ・ BIS「[エンティティ・リスト \(Entity List\)](#)」<sup>316</sup>

ウェブサイト上の「Supplement No. 4 to Part 744 of the Export Administration Regulations」という項目より、エンティティ・リストに掲載されている個人および企業を確認できる。

- ・ 米国財務省「[制裁プログラムおよび国別情報 \(Sanctions Programs and Country Information\)](#)」<sup>317</sup>

制裁状況などの情報が国別に一元化されたウェブサイトである。

---

<sup>315</sup> OFAC, “Sanctions List Search” <<https://sanctionssearch.ofac.treas.gov/>>.

<sup>316</sup> BIS, “Entity List” <<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/lists-of-parties-of-concern/entity-list>>.

<sup>317</sup> Department of the Treasury, “Sanctions Programs and Country Information” <<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/sanctions-programs-and-country-information>>.

**国連指導原則 企業が負うべき責任に関する原則抜粋<sup>318</sup>**

No.	原則
<b>II. 人権を尊重する企業の責任</b>	
<b>A. 基盤となる原則</b>	
11	企業は人権を尊重すべきである。これは、企業が他者の人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響に対処すべきことを意味する。
12	人権を尊重する企業の責任は、国際的に認められた人権に拠っているが、それは、最低限、国際人権章典で表明されたものおよび労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言で挙げられた基本的権利に関する原則と理解される。
13	人権を尊重する責任は、企業に次の行為を求める。 a. 自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する。 b. たとえその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努める。
14	人権を尊重する企業の責任は、その規模、業種、事業状況、所有形態および組織構造に関わらず、全ての企業に適用される。しかしながら、企業がその責任を果たすためにとる手段の規模や複雑さは、これらの要素および企業による人権への負の影響の深刻さに伴い、さまざまに変わり得る。
15	人権を尊重する責任を果たすために、企業は、その規模および置かれている状況に適した方針およびプロセスを設けるべきである。それには以下のものを含む。 a. 人権を尊重する責任を果たすという方針によるコミットメント b. 人権への影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかについて責任を持つという人権デューディリジェンス・プロセス c. 企業が引き起こし、または助長する人権への負の影響からの是正を可能とするプロセス
<b>B. 運用上の原則</b>	
<b>方針によるコミットメント</b>	
16	人権を尊重する責任を定着させるための基礎として、企業は、以下の要件を備える方針の声明を通して、その責任を果たすというコミットメントを明らかにすべきである。 a. 企業の最上級レベルで承認されている。 b. 社内および／または社外から関連する専門的助言を得ている。 c. 社員、取引先、および企業の事業、製品またはサービスに直接関わる他の関係者に対して企業が持つ人権についての期待を明記している。 d. 一般に公開されており、全ての社員、取引先、他の関係者に向けて社内外にわたり知らされている。 e. 企業全体にこれを定着させるために必要な事業方針および手続の中に反映されている。
<b>人権デューディリジェンス</b>	
17	人権への負の影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかということに責任をもつために、企業は人権デューディリジェンスを実行すべきである。そのプロセスは、実際のまたは潜在的な人権への影響を考量評価すること、その結論を取り入れ実行すること、それに対する反応を追跡検証すること、およびどのようにこの影響に対処するかについて知らせることを含むべきである。人権デューディリジェンスは、 a. 企業がその企業活動を通じて引き起こしあるいは助長し、またはその取引関係によって企業の事業、商品またはサービスに直接関係する人権への負の影響を対象とすべきである。 b. 企業の規模、人権への負の影響についてのリスク、および事業の性質ならびに状況によってその複雑さも異なる。

<sup>318</sup> 出所：国連広報センター「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために（A/HRC/17/31）」<[https://www.unic.or.jp/texts\\_audiovisual/resolutions\\_reports/hr\\_council/ga\\_regular\\_session/3404/](https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)>。

	c. 企業の事業や事業の状況の進展に伴い、人権リスクが時とともに変り得ることを認識した上で、継続的に行われるべきである。
18	人権リスクを測るために、企業は、その活動を通じて、またはその取引関係の結果として関与することになるかもしれない、実際のまたは潜在的な人権への負の影響を特定し評価すべきである。このプロセスでは、以下のことをすべきである。 a. 内部および/または独立した外部からの人権に関する専門知識を活用する。 b. 企業の規模および事業の性質や状況にふさわしいかたちで潜在的に影響を受けるグループやその他の関連ステークホルダーとの有意義な協議を組み込む。
19	人権への負の影響を防止し、また軽減するために、企業はその影響評価の結論を、関連する全社内部門およびプロセスに組み入れ、適切な措置をとるべきである。 a. 効果的に組み入れるためには以下のことが求められる。 i. そのような影響に対処する責任は、企業のしかるべきレベルおよび部門に割り当てられている。 ii. そのような影響に効果的に対処できる、内部の意思決定、予算配分、および監査プロセス。 b. 適切な措置は以下の要因によってさまざまである。 i. 企業が負の影響を引き起こしあるいは助長するかどうか、もしくは影響が取引関係によってその事業、製品またはサービスと直接結びつくことのみを理由に関与してきたかどうか。 ii. 負の影響に対処する際の企業の影響力の範囲。
20	人権への負の影響が対処されているかどうかを検証するため、企業はその対応の実効性を追跡評価すべきである。追跡評価は、 a. 適切な質的および量的指標に基づくべきである。 b. 影響を受けたステークホルダーを含む、社内および社外からのフィードバックを活用すべきである。
21	人権への影響についての対処方法について責任をとるため、企業は外部にこのことを通知できるように用意しておくべきである。影響を受けるステークホルダーまたはその代理人から懸念が表明される場合には、特にそうである。企業は、その事業や事業環境が人権に深刻な影響を及ぼすリスクがある場合、どのようにそれに取り組んでいるかを公式に報告すべきである。あらゆる場合において、情報提供は、 a. 企業の人権への影響を反映するような、また想定された対象者がアクセスできるような形式と頻度であるべきである。 b. 関与した特定の人権への影響事例への企業の対応が適切であったかどうかを評価するのに十分な情報を提供すべきである。 c. それと同時に、影響を受けたステークホルダー、従業員、そして商取引上の秘密を守るための正当な要求にリスクをもたらすべきではない。
<b>是正</b>	
22	企業は、負の影響を引き起こしたこと、または負の影響を助長したことが明らかになる場合、正当なプロセスを通じてその是正の途を備えるか、それに協力すべきである。
<b>状況の問題</b>	
23	あらゆる状況において、企業は、次のことをすべきである。 a. どこで事業を行うにしても、適用されるべき法を全て遵守し、国際的に認められた人権を尊重する。 b. 相反する要求に直面した場合、国際的に認められた人権の原則を尊重する方法を追求する。 c. どこで事業を行うにしても、重大な人権侵害を引き起こすまたは助長することのリスクを法令遵守の問題として扱う。
24	人権への実際および潜在的な負の影響への対応策に優先順位をつける必要がある場合、企業は、第一に最も深刻な影響または対応の遅れが是正を不可能とするような影響を防止し、軽減するよう努めるべきである。
<b>III. 救済へのアクセス</b>	
<b>A. 基盤となる原則</b>	
<b>非国家基盤型のグリーンバンスメカニズム</b>	
29	申立てへの対処が早期になされ、直接救済を可能とするように、企業は、負の影響を受けた個人および地域社会のために、実効的な事業レベルのグリーンバンスメカニズムを確立し、またはこれに参加すべきである。

30	産業団体、マルチステークホルダー、およびそのほかに関わる協働型の取組みで人権に関連する基準の尊重を基礎にするものは、実効的なグリーバンスメカニズムを備えているべきである。
<b>非司法的グリーバンスメカニズムのための実効性の要件</b>	
31	<p>その実効性を確保するために、非司法的グリーバンスメカニズムは、国家基盤型および非国家基盤型を問わず、次の要件を充たすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 正当性がある：利用者であるステークホルダー・グループから信頼され、申立てプロセスの公正な遂行に対して責任を負う。</li> <li>b. アクセスすることができる：利用者であるステークホルダー・グループ全てに認知されており、アクセスする際に特別の障壁に直面する人々に対し適切な支援を提供する。</li> <li>c. 予測可能である：各段階に目安となる所要期間を示した、明確で周知の手続が設けられ、利用可能なプロセスおよび結果のタイプについて明確に説明され、履行を監視する手段がある。</li> <li>d. 公平である：被害を受けた当事者が、公平で、情報に通じ、互いに相手に対する敬意を保持できる条件のもとで申立て処理プロセスに参加するために必要な情報源、助言および専門知識への正当なアクセスができるようにする。</li> <li>e. 透明性がある：申立て当事者にその進捗情報を継続的に知らせ、またその実効性について信頼を築き、危機にさらされている公共の利益を守るために、メカニズムのパフォーマンスについて十分な情報を提供する。</li> <li>f. 権利に矛盾しない：結果および救済が、国際的に認められた人権に適合していることを確保する。</li> <li>g. 継続的学習の源となる：メカニズムを改善し、今後の申立てや被害を防止するための教訓を明確にするために使える手段を活用する。</li> </ul> <p>事業レベルのメカニズムも次の要件を充たすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>h. エンゲージメントおよび対話に基づく：利用者となるステークホルダー・グループとメカニズムの設計やパフォーマンスについて協議し、申立てに対処し解決する手段として対話に焦点をあてる。</li> </ul>

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220015>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 米州課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5545  
E-mail：ORB@jetro.go.jp